

岡山県立記録資料館

紀要

第15号

【論文】

高崎五六について 山本 秀夫……………1  
小田県と小田県殖産商社 山本 邦男……………21

【セミナー講演記録】

蒜山原陸軍演習場と地域社会——語りで描く実像 前原 茂雄……………37

【資料紹介】

中川横太郎の演説筆記二篇 定兼 学……………53  
昭和三十九年度公害関係公文書 杉山 一雄……………63

【資料群解題】

明治前期岡山県史野崎家資料について 近藤 萌美……………69

【展示報告】

平成のおかやま——消えた県施設、オープンした県施設—— 片岡 進……………79

【展示評論】

「新公開資料」展と「大正〜昭和のバス」展をみて 岡崎 有紀……………87

## 高崎五六について

山本秀夫

## はじめに

高崎五六は、天保七（一八三六）年二月十九日に薩摩国鹿児島郡川上村（現 鹿児島市川上町）で薩摩藩士高崎善兵衛の長男として生まれた。幼名は「猪太郎」・「伊太郎」のちに「兵部」と呼称され、また「友愛」や「兵部」とも称された。同じ薩摩藩士で、のちに歌人として活躍する高崎正風とはいとこ同士にあたる。<sup>②</sup>

岡山県との関係としては、明治維新後、大久保利通に重用され、明治八（一八七五）年十月に岡山県令（当時の岡山県令の第三代）として着任し、地租改正反対闘争を強圧的に終焉させた。また、同年十二月には小田県を、翌九年には北条県を合併し、同時に備後六郡を広島県に編入して、三國一県の岡山県が成立した時、その初代県令となった。その剛腕の手腕から「鬼県令」「強圧県令」と称されている。<sup>③</sup>一方、最近では、「岡山県の近代化を着実に進めた開明知事」との見方も出ている。<sup>④</sup>総じて、中央の施策を地方に早急にしかも完璧に浸透させた有能な地方官（県令）としての評価が与えられている。

本稿も、高崎の復権つまり再評価を目指すことを一つの主眼とするが、従来は、ともすれば岡山県令時代のみに収斂してしまっている傾向にあることは否めない。県令高崎五六への評価を再度考え直すには生涯にわたって、彼が書き残した資料を検討すべきではないかと考えた。なお、県令着任以後、県政改革・県官更迭の断行、稲刈揚げ止めの処置、目的額受諾の

強要などの強硬策が県庁・地主豪農層・一般農民の連合戦線を分裂せしめ、地租改正反対闘争を終焉させたことなど、彼の行った諸事業が、当時の岡山県・岡山県民にプラス・マイナス両面で多大な影響を与えたことについては、諸先学の膨大かつ緻密な業績がある。<sup>⑤</sup>本稿では、それらの諸事業の再点検をすることは筆者の能力不足、紙幅の関係などから捨象したことを了承いただきたい。以下二点を課題とした。

第一は、高崎五六という人間について、史料（特に書翰や建言・建議書）を通して見ていくことである。方法論としては、表1の年譜のように、高崎の生涯を三つの時期、Ⅰ・岡山県令就任以前の時期 Ⅱ・岡山県令の時期 Ⅲ・岡山県令離任以後の時期 に分けて、管見の限りの史資料の博搜によって追求することで、「人間・高崎五六」の全体像を評価していきたい。なお、このような視点で高崎を分析した先行研究としては、小正展也氏の二論文が特筆できる。<sup>⑥</sup>第一論文は、幕末期から明治五年までの高崎の活動を実証的に分析したものであり、第二論文は、元田直を含む東京府尋常師範学校の人事が高崎東京府知事時代の教育観・政策に関係すると指摘したものである。大変画期的な示唆に富む論稿である。とりわけ、第一論文での「明治初期から中期にかけての府県知事は幕末維新期の激動を生き抜いてきた所謂『猛者』が多かったと考えられる。勿論、高崎もその一人である。」「高崎のように幕末維新期の動乱を生き抜いてきた府県知事たちは近世日本の「教育」システムの中で育ててきた人たちである。」や、「（このような）視点からの高崎のような明治初中期の府県知事の研究につ

表1 高崎五六 略年譜

	西暦	和暦	職名など	記 事
I	1836	天保7		薩摩藩士高崎善兵衛長男として鹿兒島郡川上村に生。初名「猪太郎」
	1859	安政6		水戸藩有志とともに井伊直弼暗殺を企画するが失敗。
	1862	文久2		2月：寺田屋事件をおこす。
	1871	明治4	置賜県参事	11月2日：大久保利通に登用されて置賜県参事に就任。
	1872	明治5	左院中議官	4月9日：教部省御用掛兼勤（～9月24日まで兼勤） 6月15日：二等議官
	1874	明治7	左 院	4月9日：建白書取扱規則改正掛 6月24日：地方官会議御用掛
II	1875	明治8	太政官、令 岡山県	4月14日：権大内史・内務財務兵隊課長、10月7日：岡山県令
	1884	明治17	参事院議官	12月27日：内務省に転出。参事院議官
III	1885	明治18	元老院議官	11月19日：元老院議官
	1886	明治19	東京府知事	3月9日：東京府知事（～明治23年5月19日 1期）
	1887	明治20	東京府知事	5月24日：勲功により男爵位を授与。
	1889	明治22	東京府知事	8月14日：第三回内国博覧会事務委員
	1890	明治23	元老院議官	5月19日：元老院議官 7月10日：貴族院議員当選承諾。
	1890	明治23		7月10日：「錦鶏間祇候」（きんけいのましこう）となる。
	1896	明治29		5月7日：死去（享年61歳）

〔出典：『日本の歴代知事』3、『岡山県歴史人物事典』、「(履歴)」国立公文書館所蔵史料〕

いては、現在、あまり進められていないと考える。高崎についても同様である。おまけに高崎の経歴及び活動については十分に明らかにされているとは言い難いのが現状である。」などの指摘があったので、本稿では「岡山県令」時代なども含めて高崎の全体像をみることにしたのである。第二は、「地方」と「中央」の関係性である。一般的に、高崎らは「地

方官」といわれる。しかし、学界では、地方官を圧力団体と考え、近代化の過程で誕生した地方エリートというべき彼ら地方官が、地方ごとの個別事情を超えた地方経営全般の観点から中央政府に建言することは、地方官任期の長期安定化と、任地での地租改正のための官民共同作業が定着した明治八～九年以来、珍しい現象ではなかったとする。私は、この説に対して、二つの疑問を持つ。第一は、地方官は地方エリートなのかという「そもそも論」である。十把一絡で決めつけることができるのか。人物、時期という様々な観点から検討することが必要でないだろうか。第二は、「建言」は地方官の中央政府への一方通行的なものなのかということである。地方官も中央議官もその立場で建言書を提出する「建言」を行っていたのではないのか。これらの解答は、通説のような「中央が上で、地方は下」という固定的な論理では解決しないと思う。それぞれの官員を各人が残した史料を綿密に検討することが是非必要であると考ええる。

## 一 岡山県令就任以前の高崎

### (1) 幕末の「国事周旋運動」

安政期は、水戸藩とのつながりが見られる。「高崎猪太郎 水戸藩士ニ与ル書」という史料によれば、「戊午の密勅」のことが述べられ、水戸藩を代々「名義之国」と諸藩が称えており、因循することなく「勤王之志」を心に銘じるべきとする。文久期は、島津久光の配下として、「国事周旋」を行っていた。また、諸侯とりわけ土佐の山内容堂にかわいがられ、「公武一和」をめざして、いわゆる「賢公」（久光、一橋慶喜、松平春嶽、山内容堂など）が公家とともに参画した参与会議の開催に奔走した。このころ、藩政の中核、特に久光の側近に進出し、大久保一蔵が最も頼りとしたのは中山中左衛門と小松帯刀であった。文久元年と推定する史料によれば、彼らの間の連絡役を受け持っていたうちの一人が高崎五六ではないかと考

える。また、島津久光の上京、横浜鎖港一件における周旋、薩英戦争における英国との談判、参与会議開催などにおいても、多くの史料<sup>12)</sup>によって高崎の周旋ぶりが指摘できる。慶応期は、史料によれば、薩摩藩は大政奉還論に立ち、「太守公」すなわち久光の上京も予定されていたことが読み取れる。そして、より重要なことは、高崎がその大政奉還の予定を事前に書翰にて薩摩に送っていることである。

以上のように、幕末の各時期の主要な歴史的な出来事の中で、高崎は「国事周旋」を積極的に行っていたのである。

## (2) 置賜県参事として(明治四年)

明治時代になって、高崎の履歴が明らかになるのは、明治四年(一八七一年)十一月二日の置賜県参事登用である。<sup>14)</sup>置賜県参事としての高崎の動きは、松尾正人氏の研究<sup>15)</sup>によって知ることができる。

明治四年七月十四日の廃藩置県の結果、羽前国の米沢藩は廃されて米沢県となった。旧藩主の上杉茂憲は、旧藩重役を召集し、廃藩置県の詔書についても告諭を、士族に対しては廃藩置県の事態を冷静にとらえて「皇国御大事」に協力するように諭した。また米沢の町年寄を中心とした、知事留任と上京延期を求めた愁訴の動きに対して、同様に「皇国御大事」を説いて混乱の沈静を求めた。一方、政府は府県を三府七二県に統廃合し、同年十一月二日に米沢県にかわって置賜県を設置した。この創設過程に重要な役割を果たしたのが、太政官から「米沢藩庁出仕」に任じられていた宮島誠一郎「天保九年(一八三八)生、明治四十四年(一九一一)没」である。なお、宮島の経歴は、高崎と似ている。高崎よりも二歳若く、出身は山形県。明治三年に下院、同四年から左院に出仕し、明治十七年十二月参事院議員になるまで、左院にて議員・修史局御用掛、のち宮内省御用掛も兼務している。明治八年までは高崎と同じ左院、内務省参事院議員に転出するのは高崎と同年同月である。<sup>16)</sup>

松尾氏は、この高崎の登用には参議西郷隆盛が関係しており、高崎は任官後、西郷の指示で板垣を訪ね、さらに板垣参議から宮島に助言依頼をしていること、高崎が宮島に対して「大ニ感激ニ及ヒ始テ其方法ヲ得トテ唯々拝謝」し、その後も宮島と面談を重ねていることを指摘している。<sup>17)</sup>一方、小正展也氏は、高崎が置賜県参事に登用されたのは、西郷隆盛と島津久光との対立関係が生んだものとしており、つまり、久光派とされた人々が人事政策で久光の手から引き離されたことの事例の一つとして、高崎が鹿児島から遠く離れた距離にある置賜県に出されたとする。<sup>18)</sup>

私は、その後の高崎県政の推進をも重要視したい。その出発点となる史料を紹介する。それは、県政の推進にあたって、官員の不正・不調和の解消や旧弊刷新を課題とした「県庁規則」である。<sup>19)</sup>次の史料が「置賜県庁規則」<sup>20)</sup>である。

### 【史料1】

#### 規則

- 一 県庁人ヲ用ヒテ疑ハス、衆モ亦自ラ任シテ疑ハサルヘシ、若過失アラハ同僚互ニ之レヲ諫ムヘシ、二、三シテ用ヒサル時ハ之ヲ廢シ之ヲ罰ス可シ、毛ヲ吹キ疵ヲ求メ敢テ小疵ヲ咎ムル事勿レ、
- 一 音信贈答賄賂ノ属ハ固ク禁制ス可シ、
- 但 使部以下凡ソ職掌アルモノ皆此ノ例ニ照準ス、
- 一 上下ノ官員一体ナルヲ要ス、
- 一 凡ソ事ヲ論スルヤ毫モ客氣勝心アルヘカラス、虚心平氣従容トシテ其得失ヲ論シ事理明白ヲ要ス、
- 一 官員外人ニ対シ事ヲ説クヤ、平常其疑ヲ欠キ、県庁一定ノ説アルヘシ、一己ノ私説私見ヲ立人々異口事情齟齬スル時ハ群下無数ノ嫌疑迷惑ノ憂ヲ生ス、上下ノ官員其之ヲ慎ム可シ、

右決定候事

壬申二月

県庁

これによれば、第一に、官員の行動の過失を恐れない積極性を推奨している。第二に、官員の不正の解消、第三に官員のまとまりを主張している。第四は事務遂行のときに、はやってしまふよりも、素直な気持ちで落ち着いてその事業の得失を論じることが求めた。第五に、県庁の官員の私説・私見でなく「県庁一定ノ説」の必要性を指摘している。

なお、この史料の本紙端裏書には「置賜県参事高崎ヨリ新県庁ニ指出候書付誠一郎江同人ヨリ贈来候」とあることも本稿にとって重要である。松尾氏は、明治五年二月に高崎がこの規則を発したと指摘したが、実は同年に置賜県庁として正式決定した同県庁規則は事前に高崎参事から、当時は置賜県から左院に転任していた宮島誠一郎に送られていたということ新たに指摘しておきたい。出身地の置賜県政を高崎に託した宮島は、その手腕を再評価し、その後高崎の将来の道（左院や県令）を歎願することになるのである。

また、高崎は、同時期に新県の官員に「官員心得」五カ条<sup>(22)</sup>を定めている。

## 【史料2】

### 官員心得

- 一 群下県庁ニ対シ不平不足ヲ生スルユエンノ者ハ他ナシ、処分当ヲ失ヒ彼ノ所謂願伺歟、掩滞途留数回ヲ経ると雖トモ決セサルユエン也、誠ヲ推シテ人ノ腹中ニ置ク能ハサルユエン也、上下ノ官員其然ルユエンヲ思ヒ、深ク省察ヲ加フヘシ、
- 一 願伺歟ハ速ニ其当日ニ専決シ、三日ヲ出ヘカラス、無止時ハ其勝ルユエンヲ令参事江具状スヘシ、
- 一 新庁官員置賜人といふ小着眼ヲ消印スヘシ、只独り余ハ万民保護ノ為茫洋タル天地間ヨリ突出事務ヲ計ル也ト注意スヘシ、然ルニ非サレハ終身是此等ノ人ニシテ旧臭ヲ脱シ、亦局面ヲ改新スル事有ル可ラス、
- 一 諸願伺其他ノ得失ヲ論スル課ニ其情実ヲ詳ニシ、一紙に約縮上呈スヘシ、譬ヘハ庶務ハ庶務ノ一定説ヲ一紙ニ約縮スヘシ、其他ノ三課

モ亦如此各自鏡々事ヲ論スル繁多課々ノ付紙ナルモノ其長キ故文ニコエル、豈ニ繁ヲ去リ、簡ニ就クノ意ナランヤ、雖然一課中其得失両立止ナキ時ハ、其事由ヲ具状シテ可也、一課十人アリ、六人はトシ四人非トセハ、六人ノ議ニ從ヒ決定ス可シ、

一 朝廷上下ノ官員ヲ設クルヤ、要スル所、万民保護ノ為也、故ニ衆人來テ其情由ヲ言フ者アルヘシ、虚心ヲ聞キ平氣之ヲ容レ其情願ヲ成就シ、懇ニ勧誘、切ニ化育シ毫モ威厲ヲ示ス可ラス、毫モ胸中城郭アルヘカラス、温和慈愛心ニ接遇スヘシ、彼所謂池地々ノ声音顔色ニアレハ、群下ヲ服スルコトアルヘカラス、能其勝ルユエンヲ思ヒ勝ユエンヲ講究スヘシ、

右決定

壬申二月

県庁

これによれば、第一に不平不足は「腹中ニ置ク」のではなく、願伺という形で外に出すべきとした。第二に、その願・伺は当日に専決し提出しそのすぐれていることを県令や参事に具状すべきとした。第三に、「新庁官員置賜人」という小着眼でなく「万民保護」という「突出」した観点で事務を行うように指示した。その理由は「旧臭ヲ脱シ、亦局面ヲ改新スル」になるからだとした。第四に、願や伺の内容の得失を各課内で共有化し、最終的には多数決で決すべきとした。第五に、「朝廷上下ノ官員ヲ設クル」のは「万民保護ノ為」であるとした。その上で、衆人への対応は「温和慈愛」にすることとした。

この二つの規則・心得の性格と当時の高崎県政について、松尾氏は、この二つは、いずれも官員の一致協力の必要を強調し、高邁な理念と倫理意識の確立を求めた県政の姿勢を示しているとした。そして、高崎自身については、旧藩の区画がそのまま受け継がれた置賜県においては、急激な改革が困難で、旧藩の体質を継承せざるを得なかったのが実情であったと理

解してよいと指摘した。<sup>23)</sup>

この施策に関して、高崎に助言を与えた宮島誠一郎は、その施政を評価し、明治五年三月に三条実美宛に高崎を県令に昇格させることを歎願している。松尾氏は、旧米沢藩域に一県が創置されるように求めた自らの建言について、それが高崎によって具体化されたことを「蘭県之幸福」と記すとともに、高崎の施政が旧藩の改革を継承・発展させて「開化之域」に向かう実効をあげていると評したとした。

私は松尾氏の評価を継承しつつ、以上のような置賜県で培われた高崎の県政推進のあり方が、のちの太政官時代を通して発展し、それが県令としての岡山県政で花開いたと展望する。

### (3) 太政官左院の議官兼教部省御用掛 (明治五〜七年)

明治五年(一八七二)四月九日、高崎は左院中議官に任じられた。この人事を推挙したのは江藤新平左院副議長であり、幕末期の国事周旋活動で関係をもった後藤象二郎ら土佐藩とのつながりもあった。また同日教務省御用掛の兼勤をも命じられた。高崎が左院に転任した頃には、大議官には谷鉄臣(彦根)・伊地知正治(薩摩)、中議官には西岡逾明(肥前)・細川潤次郎(土佐)、少議官には宮島誠一郎(米沢)や従弟の高崎正風(薩摩)らが就任していた。<sup>24)</sup>なお、小正氏は、この時期の高崎の活動において、教部省御用掛について特に強調しているが、本稿では左院議官としての活動、とりわけ建言に注目する。

岩倉使節団の遣欧米の間の、明治六年(一八七三)三月段階の留守政府の政策課題は、太政官制改革問題とともに、正院の議題となった七つの議案であった。具体的には、①「国内省ヲ起ス事」②「国会議院ヲ起ス事」③「文部教育ヲ隆ニスル事」④「陸軍ヲ改正スル事」⑤「工部ヲ民ニ付スル事」⑥「国法ヲ立ル事」⑦「州県ヲ革正スル事」であった。それらは正院と左院の対立関係の中で審議されることになる。その左院の実

務を担ったのが宮島誠一郎であり、その下で能力を発揮したのが高崎中議官であった。その経過を勝田政治氏の研究に依拠しながら、明治六年三月に提出された高崎の建言書を検討する。

まず、②の「国会議院」つまり国会開設問題についてである。左院は明治六年四月初めに「国会議院等規則」を起草しているが、その起草者五名のうちの一人が高崎(中議官)であった。その前月に提出された建言書の「国是確定ノ建議」<sup>25)</sup>では、まず「国体」論が披瀝されている。国会開設による「国体」と我「国体」の相違を議論し、皇統不朽の国体の維持が重要であるとす。また「今日隠然醸ス所ノ禍必数年ノ久ヲ待テ発スルヤ必セリ、」の箇所からは国会開設後の政府の対応によっては「今日隠然醸ス所ノ禍」が出てくるとする。なお、「禍」を「共和政治」と解釈できる。<sup>26)</sup>その政府の対策として、高崎が建言するのは、「一ニ曰ク君権民権ノ分課ヲ屹立スルニアリ、二に曰ク天下の學術ヲ正フシ、内外弁ヲ明ニスルニアリ」によると、「君権」と「民権」の分界を設けること、學術を正しく振興させて内外に発信していくことをあげている。これらのことから、高崎は文部・教部行政の重要視し、知識の開化により共和政治思想が流布し始めている状況下、今日の急務はわが国の国体が共和政治と異なるゆえんを全国民に示すことであると主張していると評価されている。<sup>27)</sup>私は、この評価に加えて、高崎が「癸丑以来」の往事を振り返っての建言であることにも注目しておきたい。

次の史料は、先述した七議案のうちの①「国内省ヲ起ス事」に関わる建言書と言えよう。

#### 【史料3】

内務省ヲ置クヘキ事

以為ク全国ノ列県ヲ歴観スルニ、一切大蔵省ノ管轄ナリ、夫レ同省ノ任タルヤ、会計出納ヲ主トルニ過キササルナリ、列県政務ニ関スヘカラス、故ニ今内務省ヲ創設シ、県政ヲ統括シ、令參事ノ点涉ヲ論シ、地方ノ制宜キヲ得ヘシ、今參事ノ体裁立ツヘシ、庶績挙ルヘシ、嗚呼国勢

ヲ振興セント欲シテ県政其当ヲ得サレハ不可ナリ、願クハ政府其然ル所以ヲ議シ、然ル所以ノ方法ヲ尽サンコトヲ

三月十九日 高崎 五六

これは、すでに勝田政治氏によって初めて紹介された建言であるが、これは左院から出された内務省創設要求である。この要求は、井上馨らによる民部・大蔵両省の合併により巨大化した大蔵省と対立した左院から出されたもので、その対立の発端は布政使問題であった。布政使は、明治四年八月に設置された臨時官で、大隈重信の回顧録によれば、任務は「地方府県の官吏を監督し、政務を巡察」することにあつたが、「充分に全国の府県を巡察することなく已みたり」とあるように、実際にはほとんど機能しなかつた。この建言は、内容的には、前年の宮島誠一郎が初めて提起した「新設内務省ノ議」と同様、大蔵省権限を削減して地方行政専管官庁としての内務省創設論であり、大蔵省権限を「会計出納」に限定し、「県政ヲ統轄」する官庁としての内務省を設置する急務とするものであつた<sup>31)</sup>。

私は、新たに、以下二点を指摘しておきたい。第一は、宮島・三島らによって開始された内務省設立運動に高崎が深く関わっていたことである。第二は、この建言書が大蔵省権限を削減することを大きな目的としたものであつたとするなら、その建言書が大隈重信のもとに存することの意義の重要性である。加えて、第三に、勝田氏は指摘していないが、同建言書は独立したものではなく、その前に文部省振興の内容が明記されていることを忘れてはならない。

次に、高崎と大隈との関係の一端を、次の史料からみてみよう。これによれば、「然は其折倚願仕置候手代木云々、何分にも可然御工夫如何成難所にても敢て辞せざる積りに御坐候間、速に拝希之御処分偏に奉哀訴候」として、当時の大蔵卿の大隈の体調を心配しながら、手代木勝任「文政九年（一八二六）生、明治三十七年（一九〇四）没」の任用を懇願している

ことがわかる。手代木の履歴は後述するが、実は同十一年に岡山県川上郡長に就任し、賀陽・西北条・東西条・東北条の各郡長を歴任することになる人物である。岡山県の郡長に就任することになる契機は、この書翰が出された明治六年段階に芽生えていたのである。

また、明治六年の政変で揺れ動く、政府中枢への書翰もあり、それが次の史料によれば、前日の訪問に続いて今朝の岩倉公への言上に加えて、大隈公の尽力を懇願している。明治六年の政変の終末期に大久保利通に出した書翰もある。次の史料によれば、当時、高崎は明治六年の政変で紛糾していた、立法府の左院の活動の復旧をめざしていたと思われ、旧薩摩藩出身である伊地知副議長長の登院を「天ノ岩戸開ケ」と表現して、大久保に通知していることが読み取れる。

さて、ここで、高崎の県令就任直前の興味深い史料を紹介する。それは、先記した伊地知正治からの書翰である。伊地知正治は、旧薩摩藩出身で、文政八年（一八二五）生、明治十九年（一八八六）没の人物であり、高崎よりも十歳程年上である。しかし、その経歴は不思議に高崎とほぼ共通している。明治五年に教部省御用掛として官僚として第一歩を踏み出し、同七年には参議兼地方官會議議長、翌年には一等侍講、修史局副総裁、同十年には修史館総裁に昇進している。同十七年には伯爵を受け、同十九年には宮中顧問官をつとめた。この史料は地方官會議議長あるいは侍講の時のものと思われる。なお、明治八年九月当時、高崎は太政官権大内史・内務財務兵隊課長であり、翌月には岡山県令に任官されるころであった。また、前年四月九日には「建白書取扱規則改正掛」、六月二十四日には「地方官會議御用掛」を拝命しており、特に伊地知とは地方官會議での接点があつた。この書翰では、「日比モ当年輸出入月表披見必スカクコソト存候得共、確實之御調査驚愕之至」として、伊地知は、同年四月に内務財務兵隊課長として赴任した高崎による輸出入表の確實な調査結果のことに触れながら、当時の官吏の有り様に思いを述べた上で、政策判断の延引が「五万何千円歟ノ引入」になると指摘している。その上で、「諸省定額着手ノ事」など

内治政策について会談を申し入れていた。当時の伊地知は「宮内省官員」つまり同省一等侍講であったために、その思いを後奈良天皇の御製歌を引用して、当時の状況を「治め志る我世如何と浪風」にたとえ、その心情を「八十島かけて」行う覚悟であるとしている。同郷の者同士とはいえ、日本全体のことを慮る二人の思いが見てとれる。

## 二 岡山県令期の高崎（明治八年～明治十七年）

### （1）岡山県令高崎の誕生

高崎が、岡山県令として赴任することになる経緯は、「岡山県史料」によると、明治八年（一八七五）、地租改正反対闘争の中で、十月七日に石部誠中権県令が依願免職となり、代わって高崎が岡山県令に発令され、同月十三日に着任したことが読み取れる。そして、通説では、高崎の着任直後の行動について、高崎は県庁官員の多くを罷免し、改めて県令の命令遵守を誓約させ、大部分を再雇用し、政府案の受諾を強要した。この強権性から高崎を当時の岡山県人は「鬼県令」と恐れた。

しかし、本稿でその行動を見直すにあたり、以下の二点を指摘しておく。第一は、官員の罷免の例外を事前に設けていた点である。「但区戸長ハ此限ニ非ス」や「但学区取締并教員・史誌編輯御用係り及ヒ日傭ノ者等ハ、此迄ノ通心得ヘキ」とあるように、区戸長、教員や学区取締・史誌編輯御用係などは罷免対象に含まれなかったのである。

第二は、官員・官吏・各区への下達の徹底である。以下四点の史料<sup>37</sup>でそれを確認しておく。十月十八日付「属官一同へ下項ヲ達ス」では官吏の品行を、十月二十日付「巡回官吏へ下文ヲ達ス」では人民の慕倣としての官吏の存在を、十一月一日付「長官代理トシテ大属尾形厳彦ヲ管内各区へ巡回セシム、因テ其旨趣ヲ達スル」では、正副区戸長并保甲長・人民総代其外共に対して、今後の説諭方針を指示している。「別紙」では、「一 皇國

之国体ヲ弁シ、名分大義ヲ明カニスル事、一 學術ヲ正シ、品行ヲ修整スル事、一 上下心ヲ一ニシテ國家ヲ翼載シ、独立不羈ノ氣象ヲ涵養、国恩ニ報酬スル事、右三ヶ条ノ趣ヲ以テ説諭シ、或ハ之ヲ敷衍シ、懇々切切ノ情ヲ尽スヘシ」と結論づけている。これらの下達や説諭方針については、「諸事業を成功裡に導くための原則原理を述べたのみ」という解釈も成り立つかもしれない。しかし、私は、高崎が文書として残していること、そして、多くの箇所、数々の高崎の規則・提言・建言の中に見られる思想や価値観との共通点があることにこそ意義を見出したい。

### （2）県令としての数々の建言

次に、高崎の県令時代の、主な建言を見ることで、国政や県政への影響の度合いを計っておきたい。

まず、明治九年（一八七六）四月に太政官の三条実美宛の「内治ヲ振興スルヲ請ノ建言」と題する建言書<sup>38</sup>である。これによれば、第一に、この建言は内治の振興を請願するものであるが、「臣<sup>五六</sup>県令ノ重寄ヲ泰ス、鞠躬勉勵万一ノ報効ヲ図ント欲ス、謹テ案スルニ邦本ヲ固クスルハ教育富強蕃植ノ三項ヲ先務トス、其実ハ経界ヲ正スルヨリ始ル」として、高崎は岡山県令を続けながら日本の発展を固めるには「教育」「富強」「蕃植」の三項目が最優先として、そのために経済の正常な発展が第一義とした。第二に、県令就任早々の地租改正について、「臣<sup>五六</sup>所管三備二十五郡地租改正、既ニ功ヲ終ル、唯従来領主地頭三十餘家々政ヲ異ニシ租税寛苛一ナラス、民情地ニ依テ或ハ質朴或ハ狡猾之ヲ要スルニ遊惰健訟ノ弊ヲ不免シテ粗額増ス所減する所ヨリ多シ故ヲ以テ紛議蜂起屢々減租ヲ請者アリ、然レトモ民共ニ成ルヲ樂ムヘシ、今ノ増スハ其増スヘキノ理ヲ以テ減ス、悠々紛議一モ顧慮スルニ足ラス、経界既ニ正シト云ヘシ学校ノ設ケ郡村ニ徧チシ牧童樵夫亦冊ヲ挟ミ字ヲ知ル教育粗緒ニ就クト云ヘシ、唯富強蕃植ノ二項之ヲ如何ニシテ其実効ヲ挙ルヲ得ヘキヤ」として、地租改正の必要性を的確に



言い得ている。旧藩時代の家政が異なり、租税システムもばらばらであるとする。これにはまず教育、そして経済の正常な発展が不可欠と指摘している。第三に、上記二点を解決するために、「臣五六不肖ト雖是ヨリ日夜勉強思慮ヲ竭シ末ヲ抑ヘ本ヲ力メ奢侈ヲ禁シ風俗ヲ正シ富強蕃植ノ実効ヲ挙ント欲ス、其着手ノ際塩鉄ヲ輸出シ道路ヲ開鑿スル等諸般ノ急務行々將ニ請求スル所有ントス」として、富強蕃植の実効的な政策の一つとして、塩と鉄を輸出し、道路を開鑿することが急務であると主張する。のちに、この道路開鑿は岡山県内で実施に移されることになる。

明治九年十月、神風連の乱、秋月の乱、萩の乱と西国にて不平士族の反乱が続発した。この直後の十一月に高崎は大久保利通に親展にて長文の書翰を送付している。これによれば、当時の県下は「平穩彼跋扈党モ此度迄ハ静マリ居申候」であるが、「又々不平ヲ懷キ讒謗ヲ構ヘ何トカ高聞ニ連シタル様之事有之モ、難計少モ油断出来不申候」なので対策の必要性を以下二点説いている。第一は、将来の県下における予防法として「牧民官」つまり地方官にとって人民の犠牲は免れがたく、まず県治の体面が大切で、警察官に兵器を与え、警視庁の練兵と同様の修練をされるべきとしている。第二は、岡山県のような難県では多才多芸な参事が必要であるとし、最後に高崎個人の思いや決意も垣間見える文章で締めている。最初は意外にも弱気で、難県なので「幾度モ辞職致ソフカト存候」と吐露している。しかし、「皆 陛下優涯ノ恩徳ナラサルハナシ、如此広大無辺ノ巨恩、何ヲ以テ之ヲ報酬センヤ」と思い直し、「当地地方面丈ハ何卒御安神可被下」とし、自分の心底を「我將師タル内務卿故」に明らかにしたとしている。

次に、このような難県での県政に是非必要とした参事の選任希望を高崎は書翰で大久保利通に同年十二月に書翰にて何回も要請している。それを述べていこう。

まず、大久保宛書翰（明治九年十二月十日付）<sup>40</sup>によれば、「乍去地租上納ノ大困難難尽筆紙、地方官ハ下民ノ苦情直接ニテ大閉口御推察可被下、先ハ此旨御伺、且当県参事云々御依頼仕度奉陳一書候也」とあるように、

地方官は下民の苦情に「閉口」つまり屈服することがあるので、県参事を改めて依頼していることが読み取れる。

同じく大久保宛書翰（十二月十日付）書翰<sup>41</sup>では、県参事候補人選の具体的な名前も見える。これによれば、「旧高知県権参事青森県手代木勝任ハ為人着実、且是迄飽迄通境ニ処シ、頗ル人情世故ニ通シ、多年高知ノ難県ニ奉職、彼頑固輩之侮弄ヲ受ケス、廃合ノ際迄確乎タルハ我輩ノ所不及、且所不堪真ニ敬服加之、」とあるように、その人物は先述した手代木勝任である。多年岡山と同じく難県の高知県に奉職した手代木の仕事ぶりから「実ニ当県適當ノ参事ト確信候」とし、「何卒断然当県権参事へ御採用被遊下度奉懇願候」として締めくくっている。なお、藩閥官僚といわれるが、自分の出身藩の官員を「御許容無之外ノ薩摩芋ハ先ツ見合申度」と除外していることが興味深い。

この要請は同年同月十一日付と十二日付の書翰にも同内容の要請が読み取れる。十一日付書翰<sup>42</sup>で興味深いのは、手代木のこともちろんであるが、「当県権参事千坂高雅適當ト被思召候付、如何ト御内命拜永、就而者一言ノ異議ナク御受ケ可仕答ニハ有之候得共、已ニ自此方手代木ヘモ内慮互ニ盟約弥決死尽力ノ返答モ有之候末、選挙仕候時機ニテ今更取返シモ出来兼、誠ニ御趣意ニ背戻、恐縮仕候得共、昨日申立候通り、手代木御採用之程偏ニ奉懇願候」とあるように、人選の候補に挙がっていた千坂高雅のことに言及している点である。「千坂ハ小生モ能ク熟知ノ人ニテ為人モ申分無之、且小生正院ニアリシ時分モ地方官懇望之噂モ有之、此節モ実ハ属望致サ、ルニ非ラス」として千坂に対する信頼を寄せ、そして千坂の地方官希望も承知しながらも、手代木の参事採用を懇願している。なお、千坂に関して欄外に「千坂ハ米沢ニテモ名望家ニテ門閥ナリ、実ハ虚名ニテ無之、頗ル大有為ノ人物ナリ、願クハ何県也共権合辺へ御採用有之候而者、如何屹ト忠実事務ヲ根挙可仕ト奉存候、且駕馭ノ才アリ」と付記することを忘れず、大きな評価を与えている。先に記した、高崎の置賜県での県令時代と千坂の出身が同じ米沢であること、加えてこの評価は、のちに高崎の後任

の県知事として赴任することになる千坂の生涯と無縁とは言えまい。

さて、手代木については、この書翰の最後に彼の連絡先をも付記して大久保に伝えている。いかに高崎が彼を推挙していたかが理解できる。その懇願はまだ続く。同月十二日付の書翰<sup>43</sup>によれば、高崎の、翌年一月五日あるいは六日付の人事ぎりぎりまでの要請が読み取れる。「一県数万ノ人民ナル性命財産ヲ保庇ノ大責任ヲ担当スル死生県令ト離叛スセル人物ニ無之候而者、共ニ謀ルヘカラス」として、県民の生命財産を保護する責任をもつ県令と離反する可能性のない手代木の手腕を「右手代木ハ高知ノ難県ニ処シ余程人望モ有之、当時ニ至テモ一同愛情スル位ノ由迄ニ承知、加之為人看実精神アリテ、是迄深く逆境ニ居リ、天下之事不如意云々ヲ真ニ咀嚼シ得タル人ト存候」として懇願し、昨日の書翰での連絡先の訂正、大阪府庁への電報要請までお願いしているのは驚きである。しかし、度重なる懇願も実を結ばなかったようである。

明治十年一月十三日付の書翰<sup>44</sup>では、手代木については「手代木義ハ無御拋御情実有之、御選挙難相成云々」となったが、「最早毫モ遺憾之気味無之」として大久保の御趣意に敬服している。そして、大久保の「西京御巡幸」での出京に際しては、神戸まで伺うことも付け加えている。また、最後には、「当県下人氣居合宜敷、乍序此段モ言上仕置申候」として今後のつながりも忘れず、したたかである。

なお、その手代木と高崎の関係は、後年まで続くことになる。それは手代木の履歴を紹介すれば明らかである。手代木勝任の生まれは会津藩士の家である。明治元年十月左院少議生、同五年には香川県権参事に転出したが、同県廃止により高知県に出仕、権参事兼七等判事となっている。同九年に官を辞したが、同十一年に岡山県川上郡長に就任、のちに賀陽・西北条・東西条・東北条の各郡長を歴任している。そして、同十六年から二十二年の市制施行まで第四・六代の岡山区長に就任している<sup>45</sup>。その岡山県下の郡長就任の期間の前半期は高崎県令の時代と重なり、また、高崎がその才能を評価していた後任の千坂県知事の時代と重なる。このことは、あま

り従来指摘されてこなかったが、それぞれの郡長・県令・県知事の誕生の経過とあわせて特筆すべきことであると考ええる。

次に明治十年二月二十日付の建言書<sup>46</sup>を見てみよう。この建白書は「岡山県令従五位高崎五六」が「大臣参議諸公閣下ニ上書」しているもので、内容は「政府ニ於テ痛ク煩擾ノ弊ヲ除キ、凡百ノ事簡易ニ帰スルニ云々之儀」を建白するものである。その提言は厳しい。御一新以来十年間での「凡百ノ制度」を欧米から採用したのであるが、諸省布達、戸籍、徴兵、地租改正、地籍編成などは、「朝令暮改」と結論づける。そして、「事繁ケレハ民之ヲ為スニ倦ミ、費多ケレハ民之ヲ償フニ苦シム、今ヤ其事タル繁クシテ其費タル多シト言フヘシ」として、事業が多いと民衆はいやになり、民費が多いと民衆はこれを償うことに苦しむことになるのと民の立場からも現状を分析している。そして、最後に、自分自身の経験から、中央と地方の官員の意識の差を提言している。政府議員であった時には「常ニ県官ノ因循苟且開明ノ事、体ニ通曉セサル」ことを憂い、県官としての現在は「政府ノ治効ヲ求ハル、太タ急ニシテ或ハ民情ノ向背ヲ顧慮セサル」ことを憂いている。結論としては「実情ヲ具状シ伏シテ審業ヲ賜ハシコト」つまり政府（議官）も県官も現状把握を行うことを建白しているのである。

以上のように、県令高崎は、常に「政府議員」として「県官」としての立場で施策を政府へも県令としても提言しており、まさに「中央」官であり、「地方」官でもあったと言える。

### (3) 「明治十二年」という年

高崎県令の時代の岡山を象徴する年は、明治十二年（一八七九）である<sup>47</sup>。その理由は明治九年に誕生した新生岡山県を基礎づけた政治家は高崎五六であり、その岡山県の基礎が形成されはじめたのが明治十二年だからである。このことは、公選県会の発足、銀行の開業、新築県庁の開庁、民立博覧会の開催など、政治・経済的な事業がこの年に集中していることから理

解できる。ここでは、事業そのものの内容の分析ではなく、それらの事業の開始にあたっての高崎の祝辞などを紹介し、人間・高崎の一面を見ていくことにする。

第一に、公選県の開会である。その開会式の祝辞<sup>48</sup>では、公選を栄誉ととらえ、その職を「誠尽」して「公平之ヲ論」じること、経済の発展を希望するとする。

第二は、第二十二国立銀行の開行である。その開業式での挨拶<sup>49</sup>では、銀行の役割を指摘した上で、「是物産ヲ興シ商業ヲ盛ナラシムル基礎ト謂フ可シ」として、その事業の目的は商業の隆盛とする。まさに、先に県会の祝辞と通底する経済発展を意図したものと見えよう。

第三は、岡山県庁の新築である。県庁舎新築は内務省に上申・認可を得た上で、同十一年六月に内務省の許可が出て、同年十月に天神山にて着工、十二月十二日に上棟式を、翌十二年五月十二日に開庁式を迎えている。その開庁式の祝文<sup>50</sup>によれば、「其結構実ニ胆仰ニ慙チス」つまり、その作り方は一つの県の初めと終わりに恥じないものであるとする。また、この県庁に勤務する官員心得も「抑此堂宇ニ昇リ治務ニ従事スルヤ、能ク其誠竭シ其職ヲ勉メサル可ケンヤ」というように忘れていない。この心得は先記した置賜県での官員心得の精神と通底していると考えられる。

第四は、民立博覧会の開催である。高崎は、新生岡山県が発足するや県庁舎の新築に着手するとともに、庁内の事務分掌改正をも断行した。旧来の三課を庶務・勸業・徴租・警保・勸学・会計の六課に分割し、さらに第二課の勸業を「勸農・勸商・土木・官林・博覧会」の六科に区分した。その勸業課からの補助金下付によって起業されたのが、官民共同の「岡山博覧会社」(頭取は前県令の新庄厚信)である。その博覧会の開催にあたっての祝文<sup>51</sup>では、その目的は「夫物産ヲ起シ人智ヲ開ク」ことであり、この事業は「衆庶ノ幸福ヲ得ルモノ」であると主張する。また、「二三有志者ノ挙抑亦偉ナリト謂フ可シ」として官民共同の事業の利点を指摘することをおぼろげに忘れていない。博覧会後、高崎は、同年十月には岡山県勸業課の所管と

して、天瀬試験場内に物産縦覧所を設置している。これは博覧会にあわせて収集した産品、物産を中心にした施設と見られ、恒久施設として定期的に無料で公開した意義も忘れてはならない。

このような記念碑的な諸事業の開始の中でも、県令としての政府への建言は続いていた。明治十二年の一つの建言を紹介する。中央政府の要人への書翰<sup>52</sup>の一つである。ここでは、留守政府大蔵卿兼参議の大隈重信への建言書である。岡山県下の経済状況の的確な把握、つまり米価沸騰の県下への影響に対する対策を請願している。第一は、大阪での常平倉での利益を担保に拝借金を準備することである。注目すべきはその施策が「県下細民の為に黙々する能はず」、つまり、困窮する民衆のために黙してはおられないとした点である。第二は、民立博覧会でも出品された、岡山県の勸業のうち陶器製造隆盛への道が「御懇配被下候末」に「近々運搬の道相開け」たということである。以前より大隈重信を通じてこの施策を推進していたことがわかるとともに、勸業施策での高崎の手腕が評価できる証左である。なお、この勸業施策を担当したのが阿部浩「嘉永二年(一八四九)生」大正十一年(一九二二)没」である。彼は、南部藩出身で、明治末期から大正初期には東京府知事を歴任している<sup>53</sup>。当時阿部は岡山県職員であった。『公文録』(明治十年)には第二課五等属、同十二年第二課三等属、同十三年には勸業課の御用掛準判任となっており、その直後から名前が見えないことから、中央(工部省)に任官されたものと思われる<sup>54</sup>。当然、県令高崎の推挙が影響したことは予想できる。このことは後述する。

以上のように、本節では岡山県令高崎五六の建言書・書翰などを通じて、できうる限り高崎の施策の本質に迫ろうとした。難県対応に見える強圧的な側面とは違い、内治振興、政府・県官の制度の実情把握、県政発展への人材登用の根回し、県庁新築、博覧会とそれに続く勸業施策の基盤作りなど、その手腕は枚挙にいとまがない。その際に、多くの中央の要人への建言や書翰によるつながりを持ちながらの行動はこれまで指摘されてこなかったことである。また、彼の胸中にあっただのは「県官」としての危機感と

もに、「民」への思いも忘れてはならない。寄留者の建言を中央政府に上申することは、その思想的共通性を考えなくとも、県令としての自覚の表れと評価できると考える。

#### (4) 高崎県令の碑文・歌

高崎は、県政の積極的な推進の中で、多くの業績を残しているが、その過程で、「鬼県令」「強圧県令」らしからぬ側面を残している。それは石碑の碑文から読み取れる。新見市草間棚ヶ瀬の国道辺に二基の記念碑が立っている。明治十三年（一八八〇）九月に竣工した広瀬・法曾間（棚ヶ瀬隧道付近を含む範囲）の道路開削工事は石蟹・長屋・井倉・法曾の四村の村費と地元篤志家などの寄付（義援金）によって新道の開道式前後の時期の石碑である。<sup>35</sup>

一つの石碑は、明治十四年五月に、新道の完成を記念して道路を熱望していた地域住民の手によって建立されたものである。この石碑及び碑文（写真1・写真2）は、明治十年代の当該地域における新道の完成記念の証左として多くの自治体史などに引用されている。<sup>36</sup>しかし、その歴史的価値は先行の書籍の評価を大幅に上回るものと考ええる。本稿では碑文を図のように細かく分割して分析して、その再評価を試みたい。

まず、《A部分》は碑文の内容そのものであり、新道建設の経緯とその評価がなされているので、その全文を翻刻した。

#### 【史料4】

##### 修路碑

抑是路線ハ雲伯往来ノ支道ニ接続セル一間道ナレトモ頗ル捷徑ナルガ故ニ経過スルモノ最多シ而シテ凹凸險隘行歩太々難シ就中阿賀郡ニ属スル草間村字谷間ヨリ廣石ニ至ル志里十二丁ノ間最モ險悪ヲ極ム或ハ岨々タル巖崖ヲ攀テ又ハ磊々タル沙石ヲ涉リ危石險岩碁布突出歩歩戰慄シテ漸ク経過シ得ルモ一日雨降り河水少シク漲ルトキハ忽チ跋涉スルヲ



写真1 「修路碑」(全体)



写真2 「修路碑」(下部の前部)

得ス其困難ナル殆ト名状ス可カラス人民之ヲ憂ルコト久シ今茲発起者首唱シテ修路ノ事ヲ本郡村々ノ有志者ニ謀ル各村挙テ之ヲ賛成シ議立トコロニ決ス即チ宦ニ稟請シ各自金員ヲ醜集シテ工ヲ起ス実ニ明治十三年五月上旬也爾來職工ヲ督励シ巖崖ヲ劈削シ凹凸ヲ平夷ニシ拮据経営同年九月中旬全ク工ヲ竣エ此役ノ費金三千三百六拾余圓ヲ要シ工事頗ル難シト雖モ、能ク一郡有志者ノ協力ニ成リタルヲ以テ我が岡山県高崎令公深ク之ヲ嘉賞セラレ同月十九日親シク臨ンテ開道ノ式ヲ行ヒ慰勞トシテ酒肴ヲ賜フ旧新見候ヨリモ金若干ヲ贈与セラル他郡沿道ノ有志者モ亦官民合資ヲ以テ修路ノ挙アリ不日車馬行客快通スルヲ得ルニ至ラントス茲ニ一碑ヲ建テ聊カ顛末ヲ記シ有志人名ヲ併刻シテ後世ニ伝フト云爾

明治十四年五月

阿賀郡長 寺島太一 謹誌

まず、新道建設以前の現状が述べられる。出雲街道の間道ではあるが、

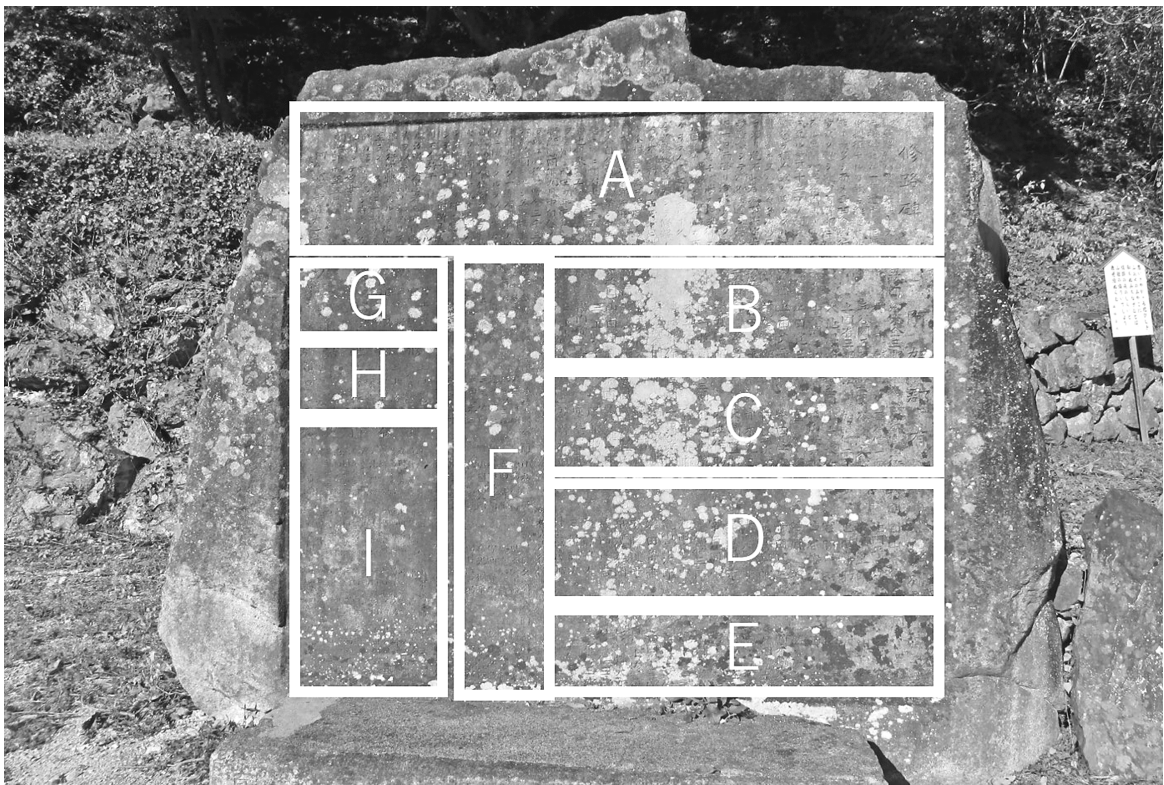


写真3 「修路碑」の分割部分図

交通量は多い。ただし、その状況は凹凸があり険しく崖が迫り狭く行路は困難であった。特に阿賀郡の草間から広石間の一里十二丁が最も険悪で砂状の石が積み重なった地層で岩も突出しており、歩くのは「戦慄」だという。雨降りでは少しでも水があると渡ることが難しい。次は工事開始・竣工への経過である。「修路ノ事」が発起者により首唱され、各村の有志者の賛成を得て、官庁に申請するとともに金銭を出し合うことになって、明治十三年五月に工事が開始された。その工事は職工による開鑿で、同年九月中旬に竣工する。経費は三三六〇円余で難工事であったが、「一郡有志者ノ協力」で成就した。この工事のあり方に関して、岡山県令高崎が嘉賞され、「親シク臨ンテ開道ノ式ヲ行ヒ慰勞トシテ酒肴ヲ賜」われたし、旧藩主からも「金若干ヲ贈与セラ」れた。阿賀郡長の寺島太一は「他郡沿道ノ有志者モ亦官民合資ヲ以テ修路ノ挙アリ」と最後に締めくくっている。阿賀郡の官員と住民が一丸になっての、文字通り「地力」による「修路」の事例と評価できよう。写真3のように、A～Iの各部分に分割して分析してみた。《A部分》については先記したので、《B～I部分》を細かく見ていこう。それをまとめたものが表2である。

《B～F部分》は「阿賀郡有志者人名」が刻されている。とりわけ注目したいのは《E部分》である。金十円の二〇名の名前が見えるが、前半に「五圓未納入人名 別ニ木札ニ揚人」とあり、五圓未納者は別に記録されていたことがわかる。全郡からの寄付を見落とすことなく募っていたことが裏付けられる。《G部分》では「発起人」の村上謙八郎・室 恭治・三好好三・庄 又玄・杉 俊平・各務珎三・平田寛三・逸見順策・板野民吾・保岡豊蔵・荘 謙吾・長谷川源兵衛の一二人の名前が見え、このうち、村上・長谷川・杉は沿道各村の戸長である。<sup>(57)</sup> また、明治九年に村上は阿賀郡副区長、同二十七年からは美穀村助役を務めることになる。各務は明治二十二年から新見町助役、板野は同二十六年に上市村村長、荘は明治三十四年に美穀村村長にそれぞれ就任している。<sup>(58)</sup> 発起人が広範囲にわたっていることが理解できる。

表2 「修路碑」に見える阿賀郡有志者等の寄付額など

	B部分	寄付額	金50円	金40円	金35円	金30円	金25円	金20円	計
		人数	7	2	1	7	1	5	23
	寄付合計	350	80	35	210	25	100	800	
	C部分	寄付額	金20円	金16円	金13円	金12円	金11円	金10円	
		人数	2	10	2	3	1	5	23
	寄付合計	40	160	26	36	11	50	323	
有志	D部分	寄付額	金10円						
		人数	23						23
		寄付合計	230						230
E部分	寄付額	金10円							
	人数	20						20	
	寄付合計	200						200	
F部分	寄付額	金 6円	金 5円						
	人数	2	45					47	
	寄付合計	12	225					237	
							有志人数の計	136 + α (未納者)	
							寄付額の合計	1790 + α (未納者)	
発起人	G部分	12人の名前あり							
修路世話方	H部分	11人の名前あり							
醸金周旋方	I部分	45人の名前あり							

《H部分》では、「修路世話方」の上田寛三・長谷川順兵衛・三上忠八・横井静次郎・高塚熊作・大森作助・桑原伝十郎・長谷川源左衛門・草野慶太郎・山口仁平・岸本茂八の十一人の名前が見える。《I部分》では、「醸金周旋方」の四五人の名前が見える。その中で、真壁智は、千屋村出身で明治二十二年に同村村長に、菅義作は菅生村出身で明治二十二年に同村助役に、戸田常太郎熊谷村出身で明治二十年に同村村長にそれぞれ就任して

いる。<sup>(89)</sup> 阿哲郡の北部地域の各村の有力者などが郡内全域の住民に対する醸金の周旋を預かっていたことがわかる。

修路に関係した人々は、有志約一五〇人、発起人一二人、修路世話方一人、醸金周旋方四五人、合わせて約二〇〇人であった。当時の阿賀郡の戸数が約八〇〇〇戸<sup>(90)</sup>であったことに比すと、約二%の家が関係したことになる。また、《A部分》に書かれていた「此役ノ費金三千三百六拾余圓ヲ要シ」の中の三三六〇円余のうちの約半分が郡内で醸金されていたことがわかる。

以上のように、この碑文から明治十年代の地方幹線道路の建設に関する地域の官員及び住民、そして旧藩主までも巻き込んだ形での情報が得られた。大げさに言えば、明治十年代の地域住民の、公共財である道路建設への関わり方を如実に示した資料と言えると考える。昨今の学会での議論は、「府県土木事業の成立」として、地方利害の中で「地方税↓国庫支出金↓寄付金」に依拠した形で、三新法体制下つまり明治十年代の道路開鑿事業が捉えられているが、この「棚ヶ瀬隧道」に関して実証できた事例として評価されるべきである。

なお、この修路碑は、『阿哲郡志』<sup>(92)</sup>によると、「棚ヶ瀬隧道の北口の上旧道の傍に在り」とされている通り、隧道北口の旧道に設置されていたものであり、ある時点で現在地に移築されたと思われる。このことは、『新見市史』(一九六五年)<sup>(93)</sup>の修路碑の写真の下部の前部には、現況のように「棚ヶ瀬隧道 直右筆」という扁額(写真2)が写っていないことから明らかである。また、『新見市史』通史編(下)(一九九一年)<sup>(94)</sup>によれば、「明治三十六年に旧道から分岐して開削・竣工」とあるので、明治三十六年に開削が行われ、その隧道の坑口上部に先の「棚ヶ瀬隧道 直右筆」の扁額が設置されたことがわかる。加えて、扁額の中の「直右」とは明治三十五(三十九年)在職の檜垣直右岡山県知事であることも明らかになる。そして、『新見市史』の発刊が昭和四十年であることから、昭和四十年以降に「棚ヶ瀬隧道」が切り通されて廃止された時点で、現在のように「修路碑」下

部に設置されたものと推定できる。なお、この「棚ヶ瀬隧道」は昭和五十年頃までは存在し、同五十―五十五年に道路改良により撤去されたようである。<sup>65)</sup>

もう一つの石碑は、開道式当日の高崎の思いを二種の歌に詠み、自筆の刻字で碑文としてできあがっているものである。

### 【史料5】

① (高崎) 阿賀郡草間村開道式にて

思いきやかゝる佐しき山おくの

みやこに恥ぢぬみちなさむとは

おなし時絹掛の瀧を見て

絹掛の瀧のしらいと山姫の

織いてしより幾世経ぬらむ

明治十三年九月十九日

岡山県令 高崎五六<sup>①</sup> (高崎五六)

② (五六)



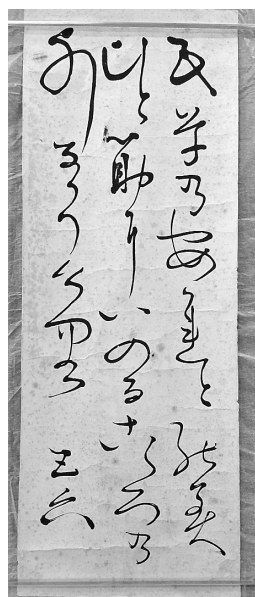
これによれば、この佐しい山奥に都にも負けないような道路完成を祝っており、そばにある絹掛の滝についても、幾世を継続してきた、その落水を白糸に見立て、山を守る山姫がそれで絹を織ってきたことを折り重ねている。『阿哲郡誌』下巻は、<sup>66)</sup>最初の歌を「げによく真相を得たるものなり、今や、全線に亘りて大改修を加へ幅員は拡大せられ、勾配は緩和されて、坦々たる大道となれり。」と評価している。

次に、県令時代の高崎の心情を象徴する、新出の歌を紹介する。<sup>67)</sup>

### 【史料6】

「民草の安かれとのみひと筋に いのるところの外なかりけり 五六」

これによれば、「民草」つまり庶民・人民の安穩を祈ることの他に思うこ



とはないということである。「民草」という言葉が上から目線ということはあるが、それは当時の県令という立場からは、当然発せられるものである。それを超えて、絹掛の瀧の歌碑・修路碑とあわせてみると、「鬼県令」「強庄県令」とは私は思えない、高崎五六の性格を想像できると考える。

### (5) 中央・地方の官員とのつながり

次に、高崎が岡山県令在職中に、中央・地方において、活躍していた官員とのつながりを書翰などから見ていく。

まず、松方正義〔天保六年(一八三五)生、大正十三年(一九二四)没〕とのつながりを見てみよう。従来、大久保利通死後の勸業政策の中で、松方正義の勸業論について、勝田政治氏が、岡山県令高崎五六との関係を指摘している。つまり、内藤新宿試験場の宮内省への縮小移管された件で、高崎が明治十三年一月五日、「試験場ヲ廢」する「御深旨」を松方勸農局長に尋ねている。「試験場」も政府が「永ク」関与すべきではないという方針から、局長の回答は、植物により「土質氣候ノ適否異令」があることから、「適地」において「篤志者」に試験を委託したほうが「単ニ官設ノ一場」で試みるより「頗ル得策」であることを理由としている。<sup>68)</sup>勸業政策においても、高崎の建議が行われていることがわかる。なお、松方は、薩摩藩出身で高崎とは同郷同年代である。明治三年の民部大丞を皮切りに、大蔵大輔兼勸業頭、参議兼大蔵卿、大蔵大臣、貴族院議員、内閣総理大臣

などを歴任し、明治・大正期の元老であった。明治十四年当時は参議兼大蔵卿という要職であった。本稿では、明治十四年に比定される、松方正義宛の書翰<sup>68</sup>から、大蔵卿の松方と高崎の人脈的なつながりを見てみよう。一通の書翰では、高崎は柴原和の貴族院議員選挙に関わる尽力を松方に懇請していることが読み取れる。なお、このときは実現しなかった。柴原和〔天保三年（一八三三）生、明治三十八年（一九〇五）没〕は、龍野藩出身で、明治四十三年に千葉県の初代県令として、草創期の千葉県の基礎づくりにあたった人物である。柴原は「文学あり直実」の人と評され、その開明的な県政のもとで、県域がほぼ確定され、大区小区制の整備、地方民会の育成、育児政策や地租改正事業の実施のほか、警察・勸業・土木などの諸政策も強力に推進したことで滋賀県の松田直之、兵庫県の神田孝平と並ぶ「三賢令」と評価された<sup>70</sup>。また、上からの「秩序ある進歩」を主眼とする柴原県政には、一貫して啓蒙的・教化的色彩が濃くまつわり、圧倒的な指導性を発揮した柴原が、ときに「干渉県令」などとよばれた<sup>71</sup>。その後、柴原は、明治十三年に元老院議員、同十九年には、後述する三島通庸の後任として山形県知事、そして同二十二～二十四年には香川県知事、同二十七年に貴族院議員に勅任され、「錦鶏間祇候」となった<sup>72</sup>。このように、柴原の生涯はほぼ高崎のそれと同じことがわかる。

同じく明治十四年の書翰<sup>69</sup>では、先述した、部下の岡山県職員阿部浩の工部省任官について、大久保利通内務卿の命で佐々木高行工部卿に依頼済みであり、今後、松方大蔵卿と内務卿との懇談で決定されることが予定されることの確認を伝えている。主要な薩摩閥の中での任官依頼とはいえ、その手腕を岡山県下で確認済みの阿部任官は政府にとっても大きな力となったのではないだろうか。

次に、同じく同郷同年代の三島通庸〔天保六年（一八三五）生、明治二十一年（一八八八）没〕との関係を見ていきたい。三島は、大久保の知遇を得て、教部大丞から酒田県令・鶴岡県令を経て、明治九～十五年山形県令、同十五年には福島県令をも兼務し、同十六年には栃木県令をも兼務し

た。在任中、道路開発による産業育成・発展、東北地方の振興をめざして多くの道路・橋梁を建設し、「土木県令」と称された。また、街路を整備し、学校・博物館・病院・勸業試験場・貧民授産場を整備するなど地方行政、とりわけ都市計画・社会政策などの面で大胆で先駆的な業績を残した人物である。しかし、その反面、地方住民の実情を軽視した強引な方策はしばしば住民と摩擦を生じた。福島事件、加波山事件などが有名である。同十七年伊藤博文内閣の成立とともに、警視總監に就任し、自由民権運動の取締を行ったり、同二十年の保安条例の実施に際して府下の警察力を指揮して辣腕を振るった<sup>74</sup>。県令としての治績を見れば、高崎と同様の施政を行ったのである。

さて、開設後の県会では、予算案審議をめぐって県会と県（県令）が対立する。明治十五年の三島宛書翰<sup>65</sup>によれば、県側は地方税支弁経費中の郡区長並書記俸給と戸長俸給の二科目は県令の特権に属するものであって、県会に付議する必要があるとしたための対立であった。岡山県の予算規模は、短期間に一・五から二倍に増大しており、県会は一貫して県民負担の軽減に努めた。毎年の通常会における予算案審議でも、県会の姿勢は一貫しており、明治十二年以来、県令が提案した予算案が原案通り承認されたことは一度もなく、常に減額での修正決議であった<sup>76</sup>。この書翰から、二点を読み取れる。第一は、県会否決の件である。右記した予算案の決議に関わる一件がこのことと思われるが、第二は「郡長一件等新聞上ニ相見得候」というように、郡区長公選への改革についてである。この点での県会での紛糾ぶりは『山陽新報』紙上をにぎあわせている<sup>77</sup>。しかし、高崎県令の心底は「成程非常之御改革故反对者ニ於テハあの位ハ申スガ当然、未不宜位も有之事と存申候、前後無御座願充分御断行専要と懸考仕申候、」というように意に介していない。

この書翰において、より重要なことは、中尾豊岳〔弘化四年（一八四七）生、明治十六年（一八八三）没〕の人事である。中尾は、豊前中津藩出身で一時筑前福岡藩士となっていた。その明治三年、福岡藩は財政不足から



太政官札偽造（贋造）事件を起こし、中尾も入獄する。なお、この事件を解決したのが、日田知藩事の松方正義であり、それを大久保に評価され、民部大丞・租税権頭など財政官僚の道に入るようになる縁がある。その後、中尾は「典獄」つまり刑務所の役人を経て、岡山県警部を経て、福岡県警部長を務めていた。<sup>78</sup>高崎は、岡山県在籍の時の縁で中尾の「衆人ヲ統御スル」長所から、三島山形県令に推挙しているのである。

次に、右記史料中の「中尾豊岳別紙之懇願」とある別紙とみられる、中尾の五月二十二日付高崎（執事）宛書翰によれば、中尾は、現在の福岡県警部長を経て、書記官や「一地方ナリ御担当」への推挙を懇願している。そして、「偏ニ閣下ト山形県令之御撫育ヲ以生前之恥辱ヲ雪キ、死後モ亡父ニ面会スル至福ヲ得シコトヲ顯スルノミ、只今御洞察之程奉願ナリ」として、岡山県令の高崎や山形県令の三島の「御撫育ヲ以」て、「生前之恥辱」つまり太政官札贋造事件による処罰の汚名を注ぎたいとしている。加えて、福岡県の民権運動や県会の様子、県の事務量や物価などを述べている。

これらの書翰による懇願が功を奏したのか、中尾は同十五年七月に山形県警察部長として在任することになるが、翌年十二月に死去している。<sup>80</sup>以上のように、高崎五六が、岡山県令としての激務の他に、中央への建言、後進の官僚の育成などを多くの人脈を通じて行っていることを指摘しておきたい。

### 三 岡山県令離任以後の高崎（明治十八年）

明治十四年（一八八一）十二月、児島郡の野崎武吉郎をはじめとする総代有志が高崎県令の留任を内務卿に歎願している。<sup>81</sup>その嘆願書では、その功績を「…高崎氏ノ我県令タルヤ茲ニ在リ、故ニ漸次民俗ニ通曉シ今ヤ民情ニ適當スルヲ以テ、其令スル処施スル既ニ人民ノ安スル処トナレリ、…」としている。自由民権運動に厳しく当たる一方で、県政の推進に果たした

功績が評価され、県南の野崎家など名望家層からの強い留任要望が政府になされたとされている。<sup>82</sup>

しかし、高崎五六は、明治十七年（一八八四）十二月二十七日、岡山県令を辞して、内務省に転出し、参事院議官を拝命することになる。そして、同十八年十一月十九日、元老院議官を拝命し、半年後の翌年三月九日に第十代東京府知事を拝命し、同二十三年五月十九日までの一期を勤める。<sup>83</sup>

さて、明治十年代後半から、官民共同を重視する地方官の「牧民官」意識と地域開発の財源調達能力によって、自由民権運動の高揚に伴う府県会闘争が沈静化していった。この過程で、地方官による利益表出回路が次第に整備され、その象徴が地方官会議の制度化であった。そして、その会議は明治二十年以降の「地方長官会議」へ連なる事務官会議として実質化した。その地方官の利益表出の形態として同時期に定着したのが、東京府知事を総代とする意見上申方式であった。<sup>84</sup>高崎が府知事であった頃の二つの建議を紹介する。

第一の建議は、市町村制に関わるものである。市町村制は、明治二十二年六月一日に施行されるわけであるが、同二十一年二月二十五日付で各府県知事総代東京府知事男爵の高崎五六が、内務大臣伯爵の山県有朋に建議を提出している。これによれば、最初に、この建議の趣旨が「町村制市制御制定ニ付、既ニ立法上ノ手續ヲ履行シ了へ、将ニ上裁ヲ経テ頒布セラレントスルニ際シ閣下小官等ヲ会シテ熟覽考究セシム」として述べられている。その上で、四点が建議されている。一点目は、町村・市の行政事務の中での地方税徴税方法の重要性、二点目は、小学校設置における最も重要なことは父母後見人の負担軽減であること、三点目は、戸長などの統計事務の簡略化の必要性、四点目は、行政の基本財産の創出への国の助力を要請していることである。最後に、まとめとして、市町村制の制定が徴税、教育、統計報告、財産創出の事業に係ることを提言し、その施行を司る「郡長以下郡町村ノ吏員及ビ人民ニ於テ之ヲ解釈し得スルノ困難多カルベシ」として、この市町村制という「地方未曾有ノ大事業」の実

施には吏員と人民の理解が不可欠との認識を吐露している。このことは、「中央」官として「地方」官として、数々の苦闘をしてきた高崎の経験則から出たものであると考える。

第二の建議は、帝国議會開設を十一月二十五日に控え、明治二十三年の會議での、教育・徳育に関する建議<sup>86</sup>である。この建議は同年十月三十日の教育勅語の発布に一定の影響を与えたとされるとの評価がなされる。また、自らを総代とする建議という「伝統的で穏便な方式を想定していた議長の高崎五六東京府知事」との評価を下されている<sup>87</sup>。近現代政治史・教育史の上での評価については筆者の能力を超えるところであるので本稿では言及できない。しかし、翻って、人間・高崎五六を研究対象とした本稿では、右記の評価よりもこの建議書の内容を重視したい。

これによれば、第一に、教育の根本は「国民タルノ徳性ヲ涵養徳性の涵養」であるとしている。ただ、「普通ノ智識芸術ヲ脩メ」ることを重視することを忘れてはいない。第二に、現在の学校制度、つまり学制の問題点を「智育ヲ主トシテ専ラ芸術智識ノミヲ進ムルコトヲ勉メ徳育ノ一点ニ於テハ全ク欠ケル所アルカ如シ」として、徳育の欠如を強調する。第三は、その学制の社会的影響を指摘する。実業の重視、高尚な言論、社会秩序の紊乱などである。最後は、その対策について、一番重要視したいのは、「我国固有ノ倫理ノ教」であるとし、それに基づいた教育観、学校・学科などの徳育重視の教育の充実を建言している。なお、前文に「依テ厚ク詮議ヲ尽サレ徳育ノ針路ヲ定メ上奏セラレ、然ル可キ歟、右閣議ニ供ス」とある通り、地方官會議で激論・紛糾した、この建議書は、徳育の針路を定め、上奏され、閣議に供されるというのである。このことが高崎の策定した建議書の評価を示していると考ええる。

最後に、時間を少し遡ることになるが、高崎の上京後のことを簡単にまとめる。高崎は明治十八年十一月十九日、岡山県令から元老院議員を拝命し、約半年勤める。そして東京府知事退任の同二十三年五月十九日に再度元老院議員になっているが、帝国議會開会によって元老院は廃止となり、

七月十日には退官後、貴族院議員の当選を承諾している。この間、明治二十年には勲功により男爵を授与され、同二十二年には第三回内閣博覧会事務委員となっている。そして、同二十三年七月十日、元老院の閉院に鑑み新設された<sup>88</sup>。「錦鶏間祇候」という称号を賜っている<sup>89</sup>。その後、高崎五六は、明治二十九年（一八九六）五月七日病没した。享年六十一歳であった。

## おわりに

高崎五六という人間の生涯を、管見の限りではあるが、記録資料を通してみてきたが、四点を指摘してまとめたい。

第一は、幕末期から明治二十年代にわたって、「建言書」（建議書）提出が継続していることである。すべての建言書を提示することはできていないが、精忠組から東京府知事までの建言書に通底しているのは、「日本人・日本国はどうあるべきか？」であり、たとえば、高尚な言論、学術・智識など智育ではなく徳育の涵養を求めたのである。

第二は、従来の「明治維新後、大久保利通に重用されて」県令などに登用されていたということは全くなかったということである。大久保はもちろん、島津久光、伊地知正治、松方正義、三島通庸などの薩摩藩出身者に限らず、三条実美、大隈重信、宮島誠一郎などとの交流の中の「出世」であったのである。また、同郷・同年代だけでなく、旧藩出身者であっても、見込んだ後進の官僚の育成をも忘れてはいなかった。その例は、手代木勝任であり、後任の千坂高雅も然りである。これらの事跡を、多くの書翰の分析で証明できたと考える。

第三に、地方官の定義の再検討（展望）を提案したい。第一・二点とも関係するが、高崎は置賜県参事や岡山県令という地方官であった。その当時の施策や活動は、先述した通りであるが、その時の高崎の眼は複眼であったと思う。置賜県や岡山県の人民を「掌握」し、一方では中央政府の施策や重要人物を「見つけて」いたのではないか。約三十年間の履歴を振

り返っても、明治四年の置賜県参事、明治八〜十七年の岡山県令の期間はあわせてわずか約十年間の地方官であり、残りの約二十年間は左院、参事院、元老院、東京府知事などの中央官である。その意味では、高崎五六は地方官でもあり、中央官でもあったのではないか。昨今の研究動向では、三新法制定当初、「牧民管」意識を持つ地方官は、府県会と地方官の権限を与えるべきと主張し、中央政府からの自立意識を強めたが、明治十五年後半から、地方官は中央への依存意識が強くなってくるので、このような地方官の意識の変遷を考察する研究が求められているという。<sup>90</sup> 私は、官員を中央と地方との緊張・対立関係の中だけで十把一絡に捉えるのではなく、一人一人の建言・書翰から「中央・地方」官的な官員をもちちんと捉えるべきだと考える。地方官・地方長官の研究への一視点として提起しておく。

第四に、高崎は「鬼県令」「強圧県令」なのか、「開明知事」なのかである。二者択一で明快に断定すべきではない。「開明」の意味が重要である。開明とは「人間の知識が進み、文化が発展すること。また、文化が進んだ状態<sup>91</sup>」であるとするなら、高崎は、時に強圧的な手段で政府の推進する地租改正、学制などの開明政策を、建言をしながら推進していった。まさに「強力」な「開明」知事・官員である。加えて、のちに「開明知事」と評される千坂高雅知事の力量をかつて評価した高崎はまぎれもなく「開明」である。また、高崎は、政府の開明政策を県会・地域民権と先鋭的な対立を抱えながら解決し「鬼県令」「強圧県令」とされた。一方で、児島湾開墾事業の各郡選出の県会議員・郡長・戸長など地域住民の反対運動の中での、議場での説明拒否にまでいたって混乱させた千坂が県知事として「開明」なのか。



改めて再検討が必要であろう。最後に、東京都青山霊園内の高崎五六の墓地と墓誌を紹介して終りたい。高崎家の墓は、五六の三男弓彦氏が急逝した長男安彦氏にかわって、昭和二十四年（一九四九）五月に墓碑とともに建立したものである。墓碑には「漠然出現 忽然消滅」「人命有限 天命無限」とある。本稿で高崎五六を史料で通覧してみても、行き着いた結論的な言葉がこの墓誌であり、これらは、まさに人間・高崎五六の生涯を通底する言葉であると考えられる。

## 〈注〉

- (1) 『明治維新人名辞典』（吉川弘文館 一九八一年）
- (2) 桐野作人氏『さつま人国誌』3（南日本新聞社 二〇一五年）四八頁
- (3) 柴田一氏・太田健一氏『岡山県の百年』（山川出版社 一九八六年）、『岡山県歴史人物事典』（山陽新聞社 一九九四年）など
- (4) 当館『岡山県記録資料叢書10 岡山県明治前期資料1』（二〇一五年）五頁
- (5) 有元正雄氏『地租改正と農民闘争』（新生社 一九六六年）、太田健一氏『日本地主制成立過程の研究』（福武書店 一九八一年）、『岡山県史』10 近代I（一九八五年）など
- (6) 小正展也氏の第一論文：「高崎五六試論―幕末期から教部省御用掛兼勤期までの活動について―」（『東京学芸大学史資料室報』第三卷 二〇一六年、第二論文：「元田直小伝―東京府尋常師範学校校長就任時までの経歴・活動を中心に―」（『東京学芸大学史資料室報』第二卷 二〇一五年）
- (7) 前田亮介氏『全国政治の鼓動―帝国議会開設期の明治国家―』（東京大学出版会 二〇一六年）一一五頁
- (8) 『鹿児島県史料 忠義公資料』第一卷（一九七四年）六一
- (9) 小正氏前掲第一論文四三頁
- (10) 芳即正氏『島津久光と明治維新』（新人物往来社 二〇〇二年）六六頁
- (11) 『鹿児島県史料 大久保利通史料』第一卷（一九八八年）三五六（高崎五六宛書翰）（文久元年）九月十一日）
- (12) ①『鹿児島県史料 玉里島津家資料』第二卷（一九九三年）三八一（江戸高崎猪太郎ヨリ中山大久保へ 久光公ノ上京ヲ促ス）（文久二年）一八六

(二)十一月晦日)

- (2) 『鹿児島県史料 玉里島津家資料』第二卷(一九九三年)六五〇(重野高崎ヨリ中山大久保へ 横浜鎖港ノ件)〔文久三年(一八六三)〕
- (3) 『鹿児島県史料 玉里島津家資料』第二卷(一九九三年)六五一(江戸吉井中助ヨリ中山大久保へ 鎖港ニ付一橋慶喜の苦心)〔文久三年(一八六三)八月十二日〕
- (4) 『鹿児島県史料 玉里島津家資料』第二卷(一九九三年)六七二(堀平右衛門ヨリ喜入撰津小松帯刀へ 薩英戦争ニ付英国トノ談判)〔文久三年(一八六三)八月二十四日〕
- (5) 『鹿児島県史料 玉里島津家資料』第二卷(一九九三年)六七三ノ一(重野吉井高崎ヨリ大久保一蔵へ 横浜鎖港ノ件)〔文久三年(一八六三)八月二十四日〕
- (6) 『鹿児島県史料 玉里島津家資料』第三卷(一九九四年)九一三(中根 叔負ヨリ高崎五六へ 条城会議ノ件)〔文久四年(一八六四)二月朔日〕
- (13) 『鹿児島県史料 玉里島津家資料』第五卷(一九九六年)一六九二(高崎五六ヨリ市来正左衛門三人へ 将軍政権奉還ノ件)〔慶応三年(一八六七)二月朔日〕
- (14) 「高崎五六履歴」『職務進退など』(明治四年十一月二日)(国立公文書館所蔵)
- (15) 松尾正人氏『廃藩置県の研究』(吉川弘文館 二〇〇〇年)
- (16) 「旧蔵者履歴」(国会図書館憲政資料室作成)
- (17) 松尾正人氏前掲書四五六頁
- (18) 小正展也氏前掲第一論文四五頁
- (19) 松尾正人氏前掲書にも紹介されている(四五七頁)が、本稿では国会図書館憲政資料室にて『宮島誠一郎関係文書』をも閲覧し、松尾氏が誤読している部分は訂正し、また提示していない部分にも注目した。
- (20) 『宮島誠一郎関係文書』1055—20(国立国会図書館憲政資料室所蔵)
- (21) 松尾氏前掲書四五七頁
- (22) 『宮島誠一郎関係文書』1055—18(置賜県官員心得)
- (23) 松尾前掲書四五八頁
- (24) (25) 小正展也氏前掲第一論文四八頁
- (26) 勝田政治氏『内務省と明治国家形成』(吉川弘文館 二〇〇二年)
- (27) 「国是確定ノ建議 二等議官高崎五六」(明治六年三月)(大隈重信関係文書) 早稲田大学附属図書館所蔵(この史料は勝田政治氏も前掲書で引用している

(七一頁)が、一部分であり、しかも高崎の官職を「三等議官」としている。原史料では「二等議官」となっている。

- (28) 勝田氏前掲書五六頁
- (29) 勝田氏前掲書五七頁
- (30) 「文部省振興・内務省設置建言」高崎五六(明治六年三月)(※左院の赤字の便箋にて)(大隈重信関係文書) 早稲田大学附属図書館所蔵
- (31) 勝田氏前掲書二六頁、七一〜七二頁など
- (32) (明治六年)六月十八日史料番号708の1(高崎五六 書翰 大隈重信宛) 早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7(みすず書房 二〇〇一年)
- (33) (明治六年)十月二十九日史料番号708の2(高崎五六 書翰 大隈重信宛) 早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7(みすず書房 二〇〇一年)
- (34) (明治六年)十一月十五日史料番号八(高崎五六書翰 大久保参議公閣下宛) 立教大学文学部編『大久保利通関係文書』四(吉川弘文館 一九七〇年)
- (35) 『伊地知正治書翰集』(東大史料編纂所所蔵)(明治八年九月十八日)
- (36) 当館『岡山県記録資料叢書3岡山県史料三』(二〇〇八年)(岡山県史料) 県治一)四〜五頁
- (37) 同右 五頁〜六頁
- (38) (明治九年四月十五日) 史料番号64(国立公文書館所蔵)
- (39) 『大久保家蔵高崎五六書翰』(東大史料編纂所所蔵)(明治九年十一月二十九日付)
- (40) 『大久保家蔵高崎五六書翰』(東大史料編纂所所蔵)(明治九年十二月十日付)
- (41) 『大久保家蔵高崎五六書翰』(東大史料編纂所所蔵)(明治九年十二月十日付)
- (42) 『大久保家蔵高崎五六書翰』(東大史料編纂所所蔵)(明治九年十二月十一日付)
- (43) 『大久保家蔵高崎五六書翰』(東大史料編纂所所蔵)(明治九年十二月十二日付)
- (44) 『大久保家蔵高崎五六書翰』(東大史料編纂所所蔵)(明治十年一月十三日付)
- (45) 『岡山県歴史人物事典』
- (46) (明治十年二月廿日) 史料番号65(国立公文書館所蔵)
- (47) 当館 令和元年度企画展図録『時代をつなぐー岡山のターニングポイントー』(二〇一九年)
- (48) 『岡山県会史』第一編(一九〇五年)(岡山県立記録資料館複製資料)

- (49) 「山陽新報」明治十二年四月二十二日付(当館『岡山県記録資料叢書』11の二〇一頁)
- (50) 「山陽新報」明治十二年五月十四日付(『同右』11の四三頁)
- (51) 「山陽新報」明治十二年四月二日付(『同右』11の二三〇頁)
- (52) (明治十二年)九月三十日 史料番号708の3「高崎五六 書翰 大隈重信宛」(早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7(みすず書房 二〇〇一年))
- (53) 『長崎省吾関係文書』488・623(国会図書館憲政資料室所蔵)
- (54) 当館『岡山県記録資料叢書』10〜12に所収
- (55) 『新見市史』通史編 下 一九九一年 一三八頁
- (56) 『岡山県記念碑』(岡山農地事務局 一九六二年)、『新見市史』一九六五年版と一九九一年版)、『新見の里』改訂版(一九八〇年)など
- (57) 『阿哲郡誌』下巻(阿哲郡教育会 一九三二年)六一七頁
- (58) 『阿哲郡誌』下巻(阿哲郡教育会 一九二九年)七〇三頁
- (59) 『阿哲郡誌』上巻七〇三頁
- (60) 『阿哲郡誌』上巻四三三頁では、明治八年：7579頁、同二十年：8011頁)
- (61) 濱田恭幸氏「三新法体制下における道路開墾事業」(二〇一九年度明治維新史学会大会報告) など
- (62) 『阿哲郡誌』下巻六一七頁
- (63) 『新見市史』(一九六五年)二九九頁
- (64) 『新見市史』(一九九一年)一三九・一四〇頁
- (65) 中国地方整備局道路部地域道路課及び岡山県道路整備課からの御教示(二〇一九年十二月十七日)
- (66) 同書六一七頁
- (67) 『長代氏資料』(岡山県立記録資料館令和元年度収集資料) B255-30
- (68) 勝田氏前掲書二五七頁
- (69) 「松方正義関係文書」227-1(国会図書館憲政資料室寄託文書)。なお、『松方正義関係文書』(大東文化大学東洋文化研究所発行)(厳南堂書店 一九八七年)を参照した。
- (70) 『千葉県史 明治編』(一九六二年)二九七〜二九八頁、『千葉県の歴史 通史編 近現代I』(二〇〇二年)五〜七頁
- (71) 『千葉県の歴史 通史編 近現代I』七頁
- (72) 『日本の歴史知事』三卷(一九八二年)
- (73) 「松方正義関係文書」227-2(国会図書館憲政資料室寄託文書)
- (74) 『国史大辞典』(吉川弘文館)
- (75) 『三島通庸関係文書』(国立国会図書館憲政資料室所蔵) 372-2 「県会否決云々御改革断行」(明治十五年六月 一八八二年)(「高崎県令 三島通庸殿 親展」)
- (76) 『岡山県史』近代I(一三三頁)
- (77) 当館『岡山県記録資料叢書』13の八三頁
- (78) 『デジタル版日本人名大辞典』
- (79) 『三島通庸関係文書』(国立国会図書館憲政資料室) 372-2 「県会否決云々御改革断行」(付)高崎五六宛中尾豊岳書翰(明治十五年六月 一八八二年)
- (80) 『デジタル版日本人名大辞典』
- (81) 『新修倉敷市史』11史料 近代(上)(一九九七年)二三三〜三三五頁
- (82) 同右一四頁
- (83) 「高崎五六履歴」『職務進退など』(明治四年十一月二日)(国立公文書館所蔵)
- (84) 前田氏前掲書一一六頁
- (85) 「市町村制御制定ニ付建議」(明治二十一年二月二十五日 国会図書館所蔵『秘書類纂』下巻 昭和十年)
- (86) 「徳育涵養ノ義ニ付建議」(明治二十三年三月四日『公文録』史料番号54 国立公文書館所蔵)
- (87) 前田氏前掲書一一七〜一一八頁
- (88) 久保田哲『元老院の研究』(慶應義塾大学出版会 2014年) 一七九〜一八五頁
- (89) 「(高崎五六履歴)」「職務進退など」(明治四年十一月二日)(国立公文書館所蔵)
- (90) 神崎勝一郎「明治十年代中期における地方官の意識についての一考察」慶應義塾大学法学部法学研究会『法学研究』82巻2号 二〇〇九年)
- (91) 『大辞泉』(小学館 一九九五年)

(やまもと ひでお 岡山県立記録資料館)

## 小田県と小田県殖産商社

## はじめに

明治四年（一八七二）七月、廢藩置県が行われ、同年十一月の第一次府県統合により、備中の一〇県と備後の福山県が統合され、「深津県」となった。翌五年（一八七二）六月七日、深津県は「小田県」と改称され、県庁が笠岡に置かれた。

石高で比較してみると、小田県は約五十一万石で、山口県の約五三万石に次ぐ中国地方有数の県であった（ちなみに広島県は約四九万石、岡山県は約四二万石）。

小田県は、岡山県に編入される明治八年（一八七五）十二月まで設置されたが、この小田県の初代権令（現在の知事にあたる。）となったのが、矢野光儀<sup>1)</sup>である。

矢野は、葛飾県権令を経て、小田県に赴任（当初は深津県）し、庶民教育のための啓蒙所の整備、公選による県会の設置、小田県展覧会の開催や伯備間車路開設など、多くの開明的・先進的な施策を実施した。

そうした中で、矢野権令をトップとする小田県は、「小田県殖産商社」の設立を推進している。

小田県殖産商社は、富裕層から資金を集め、小田県内の殖産興業とインフラ整備を図るため設立された会社であるが、その沿革をまとめると表1のとおりである。

表1 小田県殖産商社略年表

年 月	事 項
明治5年（1872）7月	小田県が管内の富裕層に物産会社設立を勧誘
明治5年10月	小田県会社規則制定
明治6年（1873）1月	商社起業願提出（小田県經由井上馨大蔵大輔宛）
明治6年2月10日	大蔵省の指令
明治6年4月23日～ 5月31日	山田方谷笠岡滞在 ・会社規則の改定等
明治6年9月28日	商社起業再願提出（小田県經由大隈重信大蔵省事務総裁宛）
明治6年11月12日	「小田県殖産商社」設立認可（大蔵卿大隈重信）
明治7年（1874）12月	島田組の閉店
明治8年（1875）1月	元社社屋完成・移転
明治8年6月	中社江原分局が元社宛に建言書提出
明治8年12月10日	小田県廃止
明治9年（1876）6月	元社が笠岡から岡山へ移転
明治9年6月	延藤友三郎らが岡山県宛に「殖産商社総代ノ名削除被成下度御願」提出
明治9年6月頃	活動休止
明治10年（1877）4月	退社並びに株金取戻し訴訟が起きる
明治10年6月	西社が社事分離
明治11年（1878）2月	預々金差引残金取戻し訴訟が起きる
明治12年（1879）7月	退社並びに株金取戻し訴訟の大審院判決
明治13年（1880）10月	退社並びに株金取戻し訴訟の東京上等裁判所判決 （差し戻し審）
明治14年（1881）2月	預々金差引残金取戻し訴訟の大審院判決
明治21年（1888）1月	旧小田県殖産商社取調委員長に岡山県収税課長野崎万三郎が就任
明治21年12月	商社解散願提出（岡山県知事宛）
明治21年12月27日	商社解散告示（岡山県告示第136号）
明治22年（1889）1月	商社解散手続開始

小田県殖産商社については、先行研究が少なく、設立の目的や経営の実態並びに小田県の関与についての考察が不十分で、不明な点も多い。

本稿では、なぜ小田県が小田県殖産商社を設立しようとしたのか、小田県はどのように同商社にコミット（関与）したのか、考察する。さらに同商社の評価もしてみたい。本稿は注(2) 拙稿と重複する部分もあるが、行論上あえて記述していることをお断りする。

## 一 小田県殖産商社設立の背景

なぜ小田県（矢野権令）は小田県殖産商社を設立しようとしたのだろうか。小田県殖産商社設立の背景を探ってみよう。

### (1) 小田県の産業構造 — 「明治七年府県物産表」による分析—

まず、明治初期の小田県の産業構造（物産の状況）を見てみよう。

当時の産業構造を知る史料として、「明治七年府県物産表」がある。明治三年（一八七〇）九月二十四日、当時勸業事務を所管した民部省は、「土地物産之多寡ヲ検覈致候ハ政典ノ急務ニシテ国力ノ厚薄貧富ヲ詳明スル処」として、各府県に管内の物産の取調べを命じた。物産取調べ業務は、明治六年（一八七三）末、内務省が創設され、翌七年（一八七四）一月、同省に勸業寮が置かれたことに伴い、勸業寮の所管に移され、同寮の手によって初めて「明治六年度物産概表」が作成された。次いで明治七年度、八年度の概表も作成されたが、それら概表の基礎となったのは、府県における詳細な物産表であり、明治七年度のものが、「明治七年府県物産表」（明治八年十一月作成）となったのである。

「明治七年府県物産表」は、北海道と沖縄を除く三府六〇県について、農業・工業・林業・水産・鉱業・畜産等のあらゆる生産物にわたり、その生産高と価格を記している。

それによれば、小田県は、塩の生産額が八七万円で、全国第一位である（名東県七九万円、山口県七四万円、飾磨県三九万円）。煙草の生産額は一六万円で、全国第二位である（熊谷県一八万円、東京府一三万円、名東県一二万円）。鯛の生産額は三万円で、全国第三位である（山口県五万円、愛媛県四万円、名東県三万円）。綿の生産額は二八万円で、全国第六位である（京都府一二五万円、愛知県一二二万円、大阪府五八万円）。

鉄は、小田県をはじめ鳥取県・島根県・浜田県・広島県・北条県の山陰山陽六県で全生産額一二〇万円の九一パーセントを占める（小田県の生産額は、四万円）。牛は、小田県をはじめ京都府・長崎県・滋賀県・岩手県・豊岡県・鳥取県・浜田県・北条県・広島県・愛媛県・高知県・大分県・佐賀県・宮崎県・鹿児島県で全頭数四二八、六一八頭の八五パーセントを占めている（小田県の頭数は、一二、五六七頭）。

小田県は、塩・煙草・鯛・綿・鉄等の主要な生産地であったのである。板倉勝高氏は、「明治七年府県物産表の地域的分析」において、総生産物を、米、麦、雑穀、園蔬（野菜）、種子の五品目の「主穀類」と、醸造物（酒・味噌・醤油）、縫織物類、食物類（菓子・塩・砂糖等）、魚類、生糸類、油類、紙類等の「流通生産物」に分け、府県の比較表（表2）を作成している。それによれば、小田県の主穀類と流通生産物が総生産物に占める割合は、五六・六パーセントと四三・四パーセントで、全国平均の五一・七パーセントと四八・二パーセントと比較すると、小田県は主穀類のウェイトが高いことが分かる。

### (2) 明治初期の輸出品

明治初期の日本の主要輸出品は、生糸、蚕種、茶であった。

生糸は、ヨーロッパにおける生糸の生産地であるフランス、イタリアで微粒子病という蚕の病気が大流行し、ヨーロッパの養蚕業が壊滅的な打撃を被っていたことや、太平天国の乱によって清国の生糸輸出が振るわなく

表2 明治7年府県生産額

(単位：千円)

順位	府県	総生産額	主穀類	流通生産物	順位	府県	総生産額	主穀類	流通生産物
1	熊谷	17,345	8,348	8,997	33	和歌山	4,918	3,413	1,505
			48.1	51.9				69.4	30.6
2	京都	16,381	2,904	13,477	34	水沢	4,399	1,993	2,406
			17.7	82.3				45.3	54.7
3	山口	15,644	8,817	6,827	35	神奈川	4,324	2,020	2,304
			56.4	43.6				46.7	53.3
4	愛知	15,248	7,743	7,505	36	宮崎	4,297	1,973	2,324
			50.8	49.2				45.9	54.1
5	名東	13,577	7,479	6,098	37	東京	4,251	1,692	2,559
			55.1	44.9				39.8	60.2
6	新潟	13,294	7,563	5,731	38	静岡	4,116	2,247	1,869
			56.9	43.1				54.6	45.4
7	栃木	9,827	4,495	5,332	39	大分	4,038	3,082	957
			45.7	54.3				76.3	23.7
8	千葉	9,792	6,911	2,881	40	度会	3,918	2,550	1,368
			70.6	29.4				65.1	34.9
9	大阪	9,564	2,192	7,372	41	宮城	3,911	2,517	1,294
			22.9	77.1				64.4	33.1
10	広島	8,301	3,815	4,486	42	浜松	3,837	2,150	1,687
			46	54				56	44
11	滋賀	8,233	5,551	2,682	43	三瀨	3,821	2,719	1,102
			67.4	32.6				55.2	44.8
12	飾磨	8,097	4,671	3,426	44	兵庫	3,737	1,481	2,256
			57.7	42.3				39.6	60.4
13	岐阜	7,921	1,137	6,784	45	足柄	3,656	2,106	1,550
			14.4	85.6				57.6	42.4
14	奈良	7,671	4,240	3,431	46	岡山	3,603	2,466	1,137
			55.3	44.7				68.4	31.6
15	敦賀	7,407	3,836	3,571	47	茨城	3,511	2,126	1,385
			51.8	48.2				60.6	39.4
16	愛媛	7,105	3,809	3,296	48	島根	3,428	1,767	1,661
			53.6	46.4				51.5	48.5
17	白川	6,958	4,576	2,382	49	福島	3,417	1,527	1,890
			65.8	34.2				44.7	55.3
18	新川	6,925	4,201	2,724	50	佐賀	3,388	2,262	1,126
			60.7	39.3				66.8	33.2
19	筑摩	6,621	3,190	3,431	51	磐前	3,342	1,404	1,938
			48.2	51.8				42	58
20	新治	6,601	4,342	2,259	52	青森	3,143	1,552	1,591
			65.8	34.2				49.4	50.6
21	石川	6,647	3,665	2,982	53	小倉	3,009	1,904	1,105
			55.1	44.9				63.3	36.7
22	三重	6,087	4,089	1,998	54	鳥取	2,997	1,829	1,168
			67.2	32.8				61	39
23	小田	5,784	3,274	2,510	55	北条	2,730	1,335	1,395
			56.6	43.4				48.9	51.1
24	長崎	5,779	3,239	2,540	56	浜田	2,509	1,298	1,211
			56	44				51.7	48.3
25	長野	5,741	3,167	2,574	57	岩手	2,449	1,688	761
			55.2	44.8				68.9	31.1
26	福岡	5,722	4,341	1,381	58	若松	2,394	1,020	1,374
			75.9	24.1				42.6	57.4
27	高知	5,691	2,895	2,796	59	山形	2,392	1,549	843
			50.9	49.1				64.8	35.2
28	埼玉	5,482	2,776	2,706	60	置賜	2,225	911	1,314
			50.6	49.4				40.9	59.1
29	堺	5,386	3,147	2,239	61	酒田	2,132	1,269	863
			58.4	41.6				59.5	40.5
30	秋田	5,202	489	4,713	62	相川	709	383	326
			9.4	90.6				54	46
31	豊岡	5,122	2,437	2,685	—	鹿児島	—	—	—
			47.6	52.4				—	—
32	山梨	5,069	2,288	2,781	合計	—	370,825	191,860	178,866
			45.1	54.9				51.7	48.2

(注1)板倉勝高「明治7年府県物産表の地域的分析」に基づき、総生産額による並び替えと比率は筆者が加筆。「主穀類」「流通生産物」の下端は比率。

(注2)次の県の管轄地域は、以下のとおり

- \* 熊谷県：現在の埼玉県埼玉郡・北足立郡以西、群馬県（東毛地域を除く。）
- \* 名東県：現在の徳島県、香川県、兵庫県淡路島
- \* 飾磨県：現在の兵庫県南西部（淡路島を除く。）
- \* 敦賀県：現在の福井県
- \* 白川県：現在の熊本県
- \* 新川県：現在の富山県
- \* 筑摩県：現在の長野県中信地方・南信地方、岐阜県飛騨地方・中津川市の一部
- \* 新治県：現在の茨城県南部、千葉県東部
- \* 堺県：現在の大阪府南西部・東部
- \* 豊岡県：現在の京都府北部、兵庫県北部
- \* 水沢県：現在の岩手県南部、宮城県北部
- \* 度会県：現在の三重県南部
- \* 浜松県：現在の静岡県西部
- \* 三瀨県：現在の福岡県筑後地方
- \* 足柄県：現在の神奈川県西部、静岡県伊豆半島、東京都伊豆諸島
- \* 磐前県：現在の福島県浜通り地方
- \* 小倉県：現在の福岡県東部、大分県北部
- \* 北条県：現在の岡山県東北部
- \* 浜田県：現在の島根県石見地方・隠岐諸島
- \* 若松県：現在の福島県会津、新潟県東蒲原郡の一部
- \* 置賜県：現在の山形県置賜地方
- \* 酒田県：現在の山形県庄内地方
- \* 相川県：現在の新潟県佐渡



なっていたことが、輸出の追い風となっていた。

明治政府は、明治三年二月に器械製糸の官営模範工場建設を決定した。富岡製糸場の建設である。

蚕種については、明治三年十一月、松代商法会社の頭取大谷幸蔵がイタリアへ渡航し、蚕種の直売を行っている。

茶は、明治四年三月、京都物産引立惣会社及び南三郡茶商社が、アメリカに輸出している。

明治初期には、輸出産業としての生糸、蚕種、茶の増産が求められていたのである。

### (3) 明治政府の勸業政策

明治初期、資本の貧弱な状態において殖産興業を図るには、富裕層の共同出資による企業形態（会社の設立）を必要とした。このため、明治政府は、殖産興業の一環として、明治二年（一八六九）二月二十二日、三都・開港場に通商司を設置し、三井・小野・島田等の旧特権豪商層による通商会社及び為替会社を設立したのである。

また、明治三年八月に、明治政府は、「通商司心得」を発出し、「商業ヲ営ムハ商社ノ方ニ如クハナシ」として、民間による商社設立を勧奨した。<sup>9)</sup>

さらに、会社制度の知識を広めるために、明治四年九月、渋沢栄一述『官版立会略則』と福地源一郎撰『官版会社弁』（抄訳）を刊行し、民間による会社の設立を促している。

そして、明治三年には、回漕会社が、明治四年には、陸運会社、関西鉄道会社が、明治五年には、諸国陸運元会社、勸業会社等が相次いで設立された。

こうした動きの中、明治四年六月、備後福山藩は、藩内の富農商層と藩の出資により、藩札回収と太政官札貸下げ・流通促進を目的とする報国両替会社を設立している。しかし、同年十二月、明治政府が藩札の償却を肩

代わりすることとなり、報国両替会社は、藩札回収業務が不要となり、「両替専務二相成」った。小田県は、「会社ヲ可据置条理無之」として、明治五年八月に同社を解散させている。<sup>8)</sup>

### 二 小田県による小田県殖産商社設立の目的

前述した小田県の産業構造、明治初期の輸出品の状況、明治政府の勸業政策等を踏まえ、明治五年七月、小田県権令矢野光儀は、管内の資産家（素封家）による会社の設立を企画し、命を受けた小田県官吏が勧誘を始めた。

小田県殖産商社「元社日誌」には、「明治五年壬申七月廿一日当所玄忠寺へ御掛り足立大属殿谷大属殿御出張ニ而社事集議始ル」との記述がある。<sup>9)</sup>「小田県会社諸用留」によると、後月郡については、七月二十七日に、各村から資産家が笠岡の玄忠寺に呼び出され、小田県権大属の谷永祚（元豊後佐伯藩士、東邦生命社長を勤めた谷謹一郎の父）が会社設立について説明し、入社を調印をさせている。<sup>10)</sup>

小田県による小田県殖産商社設立の目的は、どのようなものであったのか。

岡山県立記録資料館に「故小田県権大属谷永祚口達書」（明治前期岡山県吏野崎家資料）が残されており、小田県権大属谷永祚が語った会社設立の目的が分かる。<sup>11)</sup>

#### 【史料1】

大会社発行情の

- 一 御管内中大融通為換取組之事
  - 一 貧富ヲ不論社入之事
  - 一 産物取調合議大商社開候事
- 但商法有志者利潤分配商法希望無之ものハ定之利足相渡候事

- 一 会社執行役員之儀惣社中ニテ人撰之事
- 一 商事向金銀出入会社ニテ取扱之事
- 一 原(元)会社笠岡分局玉島鞆津福山倉敷五ヶ所江相建候事
- 一 御管内中何社ヲ取結候共当社ヲ原社トシ其末流之事
  - 一 為替換借主損亡(毛)ヲ釀シ外借財掛リ有之候共為換会社之分第一ニ取立候事
- 一 社入金之儀者会社大頭取連名金預リ証書相渡候事
- 一 退社致シ度ものハ願出ノ日ヨリ六十日限り返金之事
- 一 会社普請入用之儀者差向積立金之内ニテ出金致シ置物品取扱手数料ヲ以償戻シ之事
- 一 会社惣勘定之儀者一ヶ年四度ニ定置候事
- 一 会社へ入社之ものハ天災ニテ家業ヲ失ヒ候様成行候程之ものも事實篤与相糺シ大頭取衆議之上身元相応之貸付商業取続相成候様可取扱事
- 一 会社利益金惣勘定之度毎ニ割戻候事
- 一 金銀出入之儀者会社役員承知之上証印出納之事
- 一 社中之者会社諸帳面何時ニ而モ披見可為勝手事
- 一 会社積立金額之新紙幣新願之事
- 一 鉾山掛之儀者会社取調之上夫々遂試験開會候事
- 一 為替方之儀者荷物五ヶ所会社江差図不致候共其最寄之頭取預り書並ニ証判有之候上者会社ニテ為換貸付之事
- 一 石炭山取調之事
  - 一 社中者之金百円出金致居候共証判相立社中之内証印致候得ハ、出金高ニ不拘多分ニテモ貸付可申事

会社を設立するのは、「管内中大融通為換取組」と「産物取調合議大商社相開」くこと、及び「商事向金銀出入会社ニテ取扱」ことを目的としていると述べている。

その他、①会社経営の資金は、積立金から出金しておいた「物品取扱手数料」によること、②社員が「天災ニテ家業ヲ失ヒ候様成行候程之ものも事實篤与相糺シ大頭取衆議之上身元相応之貸付商業取続相成候様可取扱」こと、③会社積立金は新紙幣(太政官札)とすること、④荷為替の便宜を図ること、⑤鉾山や石炭山の開発に便宜を図ることなどを目的としていることは注目される。

社員(出資者)にとつては、天災により家業を失う事態に立ち至った場合、融資を受けて家業を存続できる保険的要素も魅力を感じたと考えられる。明治六年一月大蔵省に提出された小田県殖産商社の「商社起業願」には、次の記述がある。<sup>13)</sup>

#### 【史料2】

旧習ヲ一洗シ商社結立ノ義有志之者申合せ、御管内合一、従来ノ物産ハ勿論、専ラ鉾山・牧場・茶・桑等蕃殖仕、加之川路ヲ疎通シ、道路ヲ修復シ、人民生活ノ基本ト相成候様仕度

会社設立の目的には、前述した小田県管内の特産品に加え、鉾山・牧畜・茶等を増産することと並んで、道路や河川の改修・建設もあることから、「地域の振興・開発会社」たらんとしたのであろう。インフラの整備は、社員(出資者)や地域住民にとってメリットもある。

「商社起業願」に添付された「小田県会社規則」(明治五年十月作成)の殖産座方法第二則には、「養蚕・牧牛・製茶等開業之儀ハ、殖産之最専務ニ付、社中有志之もの等と衆議を遂」げることが定められている。<sup>13)</sup>

「旧小田県ヨリ大蔵省エ商社添書之写」は、明治六年一月、小田県が商社起業願に添えた書類であるが、次の記述がある。<sup>14)</sup>

### 【史料3】

(小田県は)山海両便ノ地形ヲ備ヘ向陽肥沃当県ノ如キ亦希有ノ美国ト云ヘシ、(略)今日貿易上ニ於テ最必要ナル桑・茶・楮・漆・藍・苘(煙草)ノ類偶樹芸ヲ試レハ、一物トシテ繁殖セサル者ナク、其品質或ハ旧来名産ヲ以四方ヘ鳴ル者ニ過ク、推シテ之ヲ測ルニ、其山海ニ伏蔵シテ未タ発見セサル有用物ノ遺利アル者限リナカルヘシ、但恨ムラクハ、所謂沃土ノ民ハ惰ルノ風習ニテ兎角勤勉ノ働キト發明ノ智識トニ乏シク小利ニ營々シテ日ニ開化ニ後レ天賦ノ富実何ノ時力顯ハル可キノ期ナキヲ痛ミ、一二有志ノ者ヘ申諭シ、遠大公益ノ經濟ニ著眼、資本ヲ基立シ地ノ利物ハ豊、且時勢ノ日新ニ乗シ以テ大ニ伸ルノ盛挙アラン事ヲ奨励致シ候

小田県は、「遠大公益ノ經濟」に着目して、小田県下の富豪の資金を集め、「資本ヲ基立」し、「地ノ利物」を増産するほか、「時勢ノ日新」に乗じて(技術革新により)、地域が発展することを企図しているのである。また、「其山海ニ伏蔵シテ未タ発見セサル有用物ノ遺利アル者限リナカルヘシ」として、地下の鉱物に着目していることも見逃すことはできない。「元小田県ヨリ岡山県エ商社演説書之写」は、明治九年(一八七六)一月、小田県殖産商社について元小田県勸業掛が作成し、岡山県に説明したものであるが、次の記述がある。<sup>15)</sup>

### 【史料4】

殖産商社ノ義ハ、元來物産繁殖、金貨流通ノ為結社創立有之度旨、去壬申(以)來各富豪ノ者エ懇諭致シ、随テ属官一名掛申付保護監督致サセ、(略)既ニ瓦解ノ衰況ニモ至リ可申ニ付、更ニ一層ノ保護ヲ加エ、勸業掛ノ手ニ附シ愈殖産ノ実効相立候様、兼テ商社ノ者ヘモ申諭置候処、廢県ト相成候、依テ諸般ノ事業確定候迄ハ一般人民ノ為厚御引立方御取計有之度候事

(略)

入社金員三百円以上ノ者エ勸奨ノ為メ、元県庁限等外ノ処遇申付有之候事

小田県殖産商社設立の目的は、小田県管内の「物産繁殖」と「金貨流通」であったとしている。

また、小田県庁は、三百円以上出資した者については、「勸奨ノ為メ、元県庁限等外ノ処遇」を申し付けている。

ちなみに、小田県殖産商社の大頭取の一人である延藤友三郎(府中)は、「県庁限特例を以等外一等之取扱申付」<sup>16)</sup>られている。

これまで考察したとおり、小田県は、富裕層から資金を出させ、財閥に匹敵するような「会社」を設立し、殖産興業しようとする者に対し、融資をすることにより、(応分の利子は取るが)小田県内の産業を振興(インフラ整備も含む)させようとする目的をもって、小田県殖産商社を設立しようとしたと考えられる。小田県殖産商社は、小田県が企画し設立を主導した、金融を通して地域の総合開発を図ることを目的とした会社であったと言える。

### 三 小田県殖産商社設立までの経緯

#### (1) 県民の反応

小田県による小田県殖産商社設立の勧誘を県民はどのように受け止めたのだろうか。

明治五年七月、小田県は次のような通達を出している。<sup>17)</sup>

### 【史料5】

今般当県下産物取扱為替会社組建ニ付テハ、備後管内ノ実綿ヲ笠岡ニ

運輸シ西洋器械ヲ以繰綿ニ致候杯、昨今種々ノ流言ヲ唱へ庶民ノ疑惑ヲ醸候趣モ有之哉ニ相聞候処、右ハ全ク一時無根ノ妄説ニテ、繰綿ノ儀ハ、福山・府中・柳津・靱津ニ於テ従前ノ通改会所ヲ設ケ一切取扱候条、小前末々迄心得違無之様篤ク説諭可致候此段内意触達モノ也

小田県殖産商社の設立をめぐるは、備後管内の実綿を笠岡へ集め、西洋器械を使って繰綿にするための会社を設立するものであるなどという種々の流言が県民の間に出回っている。人々は期待と不安をもって小田県殖産商社の設立を待っていたのである。

## (2) 小田県会社規則

明治五年十月には、小田県殖産商社の規則である「小田県会社規則」が制定された。<sup>18)</sup> その主要な条項を抜粋すると、次のとおりである。

### 【史料6】

#### 第一則

一 社入金百円以上幾万円に至るとも百円一株と定め、一株ごとに証券一枚渡すへし、尤数名組合百円一名にて入社するも妨げなき事  
但、証券一枚に付、一ヶ年利足金九円六拾銭つゝ可相渡、其余社益金ハ株数に応し公平分配之事

#### 第三則

一 社中分業之義ハ、貸附・商業・殖産と三途に區別し、各座資本之義ハ、貸附座より相渡し主管の者請払勘定を検査し、乱雑なきを要すへき事

#### 第四則

一 社金ハ惣て大頭取にて惣轄致し、一年にて出納し、監社之を検査する事

#### 第六則

一 分社五ヶ所出張貸附所二十五ヶ所取扱ケ、各社専務ハ別紙概表之通相定メ候事

#### 第八則

一 年中惣勘定之義ハ、二月・八月両度ニ相定メ、預り金利足ハ勿論社費一切を除くの外、全益之内二歩通りハ会社積金に取計ひ、其余ハ入社株数に應し公平に可割渡事

附り、右積金ハ支干何の年分金員何程と財本簿へ記載し置、会社非常窮民撫育并ニ道堤修復等の手当てに致し置候事

#### 第十則

一 元社ハ勿論分社・出張所に至る迄て、月々金銭受払・物品仕入渡辻有高等、各種明細に區別を立て、西の内紙一葉へ表を作り、翌月五日限り御県庁へ差出し検査を受、対客の間へ張出し可申、且年中惣社総計表ハ翌年正月中前同断取計、猶社中一同へも可報知事

#### 第十六則

一 貸附金・質物之義ハ、各所掛り役員見改めの認印と正副戸長の役印を目的とする事

#### 第十七則

一 大頭取以下諸掛り役員、三ヶ年を限り惣社中更に人選入札致し、御県庁へ届出候事

#### 概表（抜粋）

元社	笠岡
分社	玉島
分社	倉敷
分社	高梁
分社	福山
分社	靱津

「小田県会社規則」には、①一株百円で資本金を集めること、②貸附・商業・殖産の三部門に分けて営業すること、③元社を笠岡に、分社を玉島・倉敷・高梁・福山・鞆津の五ヶ所、出張貸附所を二十五ヶ所に置くこと等が取り決められている。

### (3) 商社起業願

明治六年一月に、「商社起業願」が小田県を経由して大蔵省に提出された。<sup>19)</sup>

社中惣代として、平田嘉平(出身・笠岡)、藤川銀蔵(笠岡)、生長彦太郎(笠岡)、明石幸吉(笠岡)、真鍋安太郎(笠岡カ)、美沢讓三郎(川上)、渡邊磊三(成羽)、伊庭和平太(玉島カ)、高艸蕃郎(矢掛)、延藤友三郎(府中)の十名の名が挙がっている。また社員予定者は二十人を超えたことを明らかにしている。

### (4) 大蔵省の指令

「商社起業願」に対し、大蔵省から明治六年二月十日付けの指令が出された。<sup>20)</sup>

第一に、「本局ハ金銀貸借全ク銀行同様之取扱、商業座ハ品物売買、殖産座ハ工職営業之方法」と見受けられるが、「一商社ニ而事多端ニ相渉リ候而者、却而瓦解之基」となると思われるので、貸付商社、商業商社、殖産商社のどれか一つに全力を傾注する方がよいのではないか、第二に、社員二千余人、資本金六五万円の大会社であるので、雛形(渋沢栄一の『立会略則』)に照らし合わせ、今一度精細な検討をするようにというものであった。

### (5) 山田方谷へ協力要請

矢野権令は、大蔵省の指令をクリアするため、旧備中松山藩において見事に藩政改革を成し遂げた山田方谷に協力を要請している。<sup>21)</sup>  
小田県殖産商社の「元社日誌」には、次の記述がある。

#### 【史料7】

一 明治六年四月十九日 谷様始メ大頭取外之取扱人六七名山田方谷翁為御迎出立

但シ此前森参事殿三浦大属殿御両所山田翁へ社事御依頼ニ御出相成候事

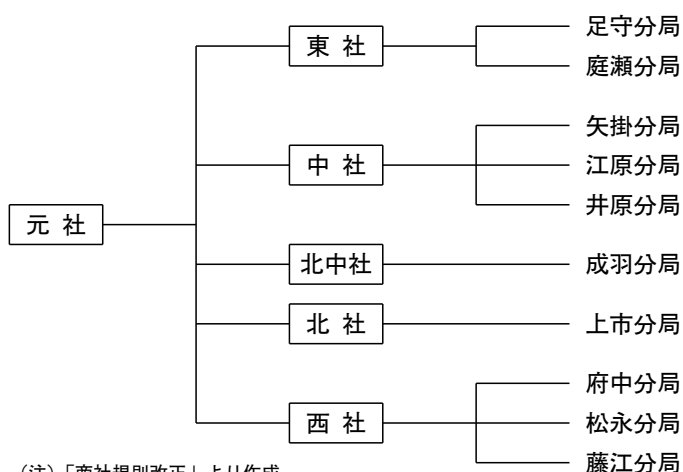
矢野権令の命を受け、森長義権参事と三浦義端大属(旧備中松山藩士で方谷の門弟、三浦仏蔵)が小阪部に寓居していた方谷を訪ね、協力を要請したことが分かる。

矢野の要請を受け入れた方谷は、笠岡に赴き、明治六年四月二十三日から五月三十一日まで滞在し、小田県殖産商社と関わっている。<sup>22)</sup>

### (6) 方谷による小田県殖産商社規則等の改定

山田方谷は、「方谷の神戸秋山への教示書」<sup>23)</sup>の中で、「コノ社ノ起リシヨリ其法稍備ルト雖モ、未其ノ善ヲ尽クサ、ルヲ憂ヒ、長官諸公及社中衆人ヨリ(略)頻リニ其法ヲ請ル、ニ依リ、(略)略其規則ヲ立ル」、「衰頹ノ甚シキ久シク留ルニ堪ヘス。因テ子ヲ招テ是ヲ導クノ任ニ当ラシメ」、「余カ定ムル処ノ規則」等と記しているとおろ、小田県殖産商社の規則等を改定している。改定後の会社規則は、「商社規則条例」と名付けられているが、その主要な改定点を挙げると、次のとおりである。<sup>24)</sup>

第一に、貸附業務について、小田県殖産商社は、小田県為替方となった



(注)「商社規則改正」より作成

図1 小田県殖産商社の組織

こととした。但し、「大商業大利之目的」のため一社では力が及ばない場合には、各社協議の上、協力してその業を営むことにしている。

さらに「属社」というものも認めている。<sup>28)</sup>これは、小田県内各地に設立される会社のうち殖産商社に支援を求める会社を「属社」とし、他県の会社と取引する場合、殖産商社が荷為替を代行したり、社名を貸すなどの便宜を与え、指導・援助しようとするものであった。

旧新見藩士の大橋鞠負、田

島田組と「為取替条約」を締結し、島田組が殖産商社の元社・分社所在地に貸附出張所を設置し、短期の貸附業務を除く為替・貸附業務を独占的に担当することにした。そして、元社・分社・分局は、資本金の三割を限度として短期の貸附業務に限ることとした。

第二に、入社納金について、「百円老株内七拾円貸戻」すことを改め、「三拾円老株ニ定メ貸戻」さないことにした。また、「数人合持」を改め、「老人老株持ニ不到者除社」することにした。さらに、「月八朱ノ利足(息)」を改め、「無利足(息)」としている。

第三に、会社の組織について、笠岡の「元社」の他に、備中東南三郡に「東社」、西南四郡に「中社」、備後六郡に「西社」、備中中北二郡に「北中社」、極北二郡に「北社」を設け、これら分社の下に分局を設けることとした。そして、五つの分社については、各社独立して営業・経営していく

中国蔵等が設立し、養蚕や蚕種の製造を行った「小田県物産会社新見支社」<sup>27)</sup>もこの属社に位置づけられたと考えられる。

又、山田方谷は、小田県殖産商社の役員について、地域バランスを考え、適任者を推薦している。

すなわち、小田県殖産商社の明治六年九月二十八日付けの「商社起業再願」にみえる役員には、小田県為替方の島田組から妻木芳兵衛と笠井亮五郎の二名、玉島の林元三郎と小野善太郎、高梁の中村源蔵、新見の矢吹久次郎、倉敷の水沢太郎、大橋平蔵と片山新吉、福山の藤井與策、鞆の山路右衛門七が新たに名を連ねている。<sup>28)</sup>このうち矢吹久次郎は方谷の門弟で親族、中村源蔵は方谷と交流があり、笠岡市所蔵の富岡阪本文書中の「山田先生御宿止御賄入費」の中に「玉島村広三郎殿迄夜中御用状持行」、「玉島迄御用状林庄兵衛殿迄持行」等の記述もあることから、方谷は、小田県殖産商社の役員について、知己の人物からの情報も得ながら、地域バランスを考え、適任者を推薦したと考えられる。

さらに、会社の全体を統括する「督社」という役職を設け、方谷の門弟で財務に通暁している神戸秋山を推薦している。<sup>29)</sup>

方谷は、小田県殖産商社の業務について、島田組に五万円の出資をさせ社員とするとともに、短期の貸附業務を除く為替・貸附業務を独占的に任せ、商業及び殖産業務に力点を置くことにしている。又、社員については、入社納金の持合いを認めず、利息も無利子にするなど、絞り込みを行い、会社の運営が安定的かつ効率的になるようにしたと考えられる。さらに、会社の役員についても、督社及び分社の大頭取に適任の人物を推薦し、強化を図っている。

### (7) 商社起業再願と大蔵省の認可

方谷による会社規則の改正等が行われたことを受け、小田県官吏が管内各地に出張し、社員に説明を行った。浅口郡の社員には、明治六年六月十

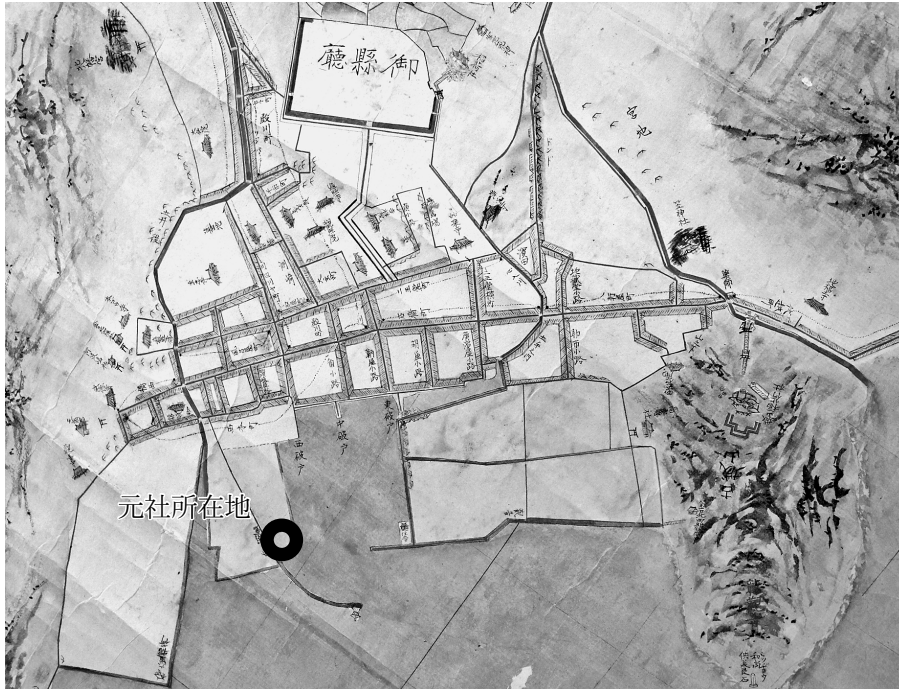


図2 小田県殖産商社元社の所在地（笠岡市所蔵『明治六年笠岡郵絵図』）

八日に、（玉島）長尾村小野善太郎宅において、小田県権大属の谷永祚が説明したが、会社規則の改正に出席者一同不承知であった。その後、小田県大属の林長興と小田県権中属の毛利元義による説得等が行われている。<sup>32)</sup> そうした中、明治六年九月二十八日付けで「商社起業再願」が、小田県を經由して大蔵省へ提出され、<sup>33)</sup> 同年十一月十二日には、小田県殖産商社は大蔵省の認可を受けた。<sup>34)</sup>

#### (8) 小田県殖産商社元社の所在地

小田県殖産商社の元社はどこに置かれたのだろうか。「元社日誌」には、明治七年九月十日の条に「西の浜新築地ニ堤ハラ附」という記述があり、明治八年一月二十六日の条には「元社普請落成ニ付引移り候事」、同年一月二十

八日の条には「商會元社家宅成功ニ付棟揚家移り」という記述がある。<sup>35)</sup> これら記述によれば、元社は、笠岡の西の濱（現在のJR笠岡駅の南西に位置し笠岡港に隣接）内に置かれたことが分かる。

それまでは、小田県殖産商社設立の発起人の店舗（又は貸家）を借りて、会社設立の準備を進めていたと考えられる。

#### (9) 小田県殖産商社の役員及び職員

小田県殖産商社の役員や職員の構成はどのようになっていたのだろうか。

「商社規則条例」によると、「社中役員は大頭取一名取扱無定員書記六名監察三名勘定方六名蔵番五名賄方六名」（第四章第一節）、職員には「手代以下小使等」（第四章第五節）が置かれることになっていた。<sup>36)</sup>

「元社日誌」には、役員や職員の名前が散見されるが、実際何名の職員がいたかは不明である。

#### 四 小田県の監督・関与

小田県は、小田県殖産商社に対し、どのように監督・関与しようとしたのだろうか。

明治五年十月十五日、小田県は、資金取扱業務を小田県殖産商社に命じている。<sup>37)</sup> 小田県は、当初、同社に資金の取扱もさせることにしていたのである。

また、明治六年一月の「商社起業願」に添付された「小田県会社規則」<sup>38)</sup>（明治五年十月作成）の中から、小田県の監督・関与に關係する条文を抜粋すると次のとおりである。

#### 【史料8】

第十則

一 元社は勿論分社・出張所に至る迄、月々金銭受払物品仕入渡有高等、各種明細に區別を立て、西の内紙一葉へ表を作り、翌月五日限り御県庁へ差出し検査を受け、対客の間へ張出し可申、且年中惣社総計表ハ翌年正月中前同断取計、猶社中一同へも可報知事  
第十七則

一 大頭取以下諸掛り役員、三ヶ年を限り惣社中更に人選入札致し、御県庁へ届出候事

第二十一則

一 証券盜賊に被奪候歟、自然紛失等の節ハ御県庁へ訴へ、御管内一般へ御布告、猶隣県へ御移合、右証券通用御禁止を可願事

第二十四則

一 規則改正ハ勿論、重大の事件ハ惣て御県庁御聞届之認印を仰キ、後來締り方の嚴肅を要する事

殖産座方法第二則

一 養蚕・牧牛・製茶等開業之義ハ、殖産之最モ専務ニ付、社中有志之もの等と衆議を遂げ、畜養・殖産等ハ其土地検査及ヒ正副戸長・地主・進退人等江懇ニ示談之上故障之有無等聞糺し、見込書相添へ御県庁江申立、指揮を受へく事

これら条文によると、小田県は、月々の金銭受払物品仕入渡有高等の明細の検査、大頭取等の役員の届出の受理、会社規則の改正等重要案件についての認可、養蚕・牧牛・製茶等の開業の指揮等を行うほか、小田県殖産商社が証券の盜難等にあつた際には、管内に布告するとともに、隣県にも通知し、当該証券の通用を禁止する保護措置を講じることになっていた。山田方谷による改定後の会社規則すなわち「商社規則条例」<sup>38)</sup>の中にある、小田県の監督・関与に係る条文は、次のとおりである。

## 【史料9】

### 第二章 株金売買社中加除之事

第一節 社中ノ者株金之証券ヲ売り退社申出候節ハ原情事故ヲ書出サセ衆議ノ上退社セシメ其旨御県庁へ御届可申尤株券ヲ以テ他へ質入等ハ一切不相成万一違背ノ者於有之ハ其質入ノ株券高ノ員数丈ケ過怠料可差出候事

第二節 社外ノ者株金ノ証券ヲ買ヒ入社申出候節ハ爾後社則ニ随從致スベキ請書ヲ取り入社セシメ其旨御県庁へ御届可申尤モ証券書換等手数料トシテ金高百分ノ一取立之事

### 第四章 役員公選並ニ給料之事

第三節 大頭取以下諸掛り役員三ヶ年ヲ限り（以下略）総社中更ニ人選入札致シ御県庁へ届出候事

### 第六章 商社諸勘定之事

第二節 本局ハ勿論分局ニ至ル迄月々金銭受払品目仕入渡有高等各種明細ニ區別ヲ立西ノ内紙一葉へ表ヲ作り翌月五日限り御県庁へ差出検査ヲ受ケ対客ノ間へ張出し可申且年中総計表ハ翌年一月前同断取計尚社中一同へモ可致報知事

### 第八章 御県庁ノ保護ヲ請フ事

第一節 証券盜賊ニ被奪候歟自然紛失等ノ節ハ御県庁へ御届致右証券通用禁止ノ義ハ新聞紙ニ記載シ一般へ報告スヘキ事

第二節 規則改正ハ勿論重大ノ事件ハ総テ県庁御聞届ノ認印ヲ仰キ又ハ御裁判ヲ請ヒ後年取締方之嚴肅ヲ願フヘキ事

改定後の会社規則においても、小田県は、同社の株券を売却し退社する者並びに株券を購入し入社する者の届出の受理、大頭取等の役員の届出の受理、月々の金銭受払物品仕入渡有高等の明細の検査、証券の盜難等にあつた際の届出の受理、会社規則の改正等重要案件について認可することになっていたことが分かる。



表3 小田県殖産商社西社府中分局の収支(明治7年3月~明治7年8月)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
社金納辻	1,480円	元社納金	296円
公金預り金	667円	為替貸付	2,246円50銭
借入金	2,954円	借入金返済	2,254円
綿座預り金	1円16銭 4厘5毛	仕切金残	110円 8銭 4厘
為替貸付利息	455円74銭 8厘6毛	欠綿代金	1円16銭 4厘5毛
綿座手数料	15円 9銭	公金預り金利息	33円35銭
蔵敷取立	16円22銭 4厘	借入金利息	79円32銭 6厘5毛
前期繰越金	43円97銭 4厘	綿座入金	10円94銭 4厘4毛
		綿見秤取賃	34銭
		綿売買口入賃	2円90銭 9厘
		分局家賃	30円
		諸入費	4円20銭 5厘7毛
		職員給与	27円
		前期分元社納金	8円75銭 8厘8毛
計	5,633円20銭 1厘1毛	計	5,104円58銭 2厘9毛
		収 益	528円61銭 8厘2毛

(注)延藤家文書「出納帳」より作成

「元小田県ヨリ岡山県エ商社演説書之写」<sup>40)</sup>に、「臨時大頭取共ノ内集議ヲ要スル時ハ、商社詰役員ノ内ヨリ掛官員エ申出、達方為取計候事」との記述もあり、役員による会議を開催する時は、小田県殖産商社の役員による小田県庁の掛官(勸業掛)に議案等についての説明が行われていた。小田県は、財務の検査をはじめ会社規則の改正等重要案件の認可等、小田県殖産商社の経営について、強力な指導・監督権限を持っていたのである。

さらに、前述したとおり、小田県殖産商社の大頭取等を小田県庁の勸業掛に任命し、県庁の勸業掛の監督下に置き、同社の経営への関与を強めていることも注目しておく必要がある。

## 五 小田県殖産商社の経営

大蔵省の認可を受け発足した小田県殖産商社であるが、それぞれの地域においてどのように活動したのだろうか。小田県殖産商社西社府中分局は、繰綿と短期貸附を主な事業

とし、表3のとおり明治七年三月から同年八月までの期間に五二八円六一銭八厘二毛の利益を上げている。<sup>41)</sup>

小田県殖産商社中社江原分局は、繰綿と貸附を中心に、明治八年九月から明治九年(一八七六)二月までの期間に七〇六円八銭八厘の利益を上げている。<sup>42)</sup>

小田県殖産商社北中社は、中村源蔵が中心となって、繭糸を製造した。山田方谷は、小田県殖産商社北社の大頭取となる矢吹久次郎に茶・綿等の売買を勧めている。<sup>43)</sup>

小田県殖産商社東社は、蘭草製品(花筵)の売買等を行っていた。<sup>44)</sup> 開業当時の小田県殖産商社は、利益を上げていたのである。

## 六 小田県殖産商社解散までの経緯

### (1) 島田組の閉店

明治七年十二月、小田県殖産商社発足わずか一年で不運な事態が発生する。明治政府が突如「公金預かり高に対する抵当増額令」を発令し、為替方の担保制度が強化されたことを受け、小田県の為替方で殖産商社の資金の三割を占める大口出資者でもあった島田組が、取扱い官金相当額の抵当が差し出せず、閉店(倒産)してしまう。

島田組の閉店(倒産)は、殖産商社の経営に多大な影響を与えた。殖産商社への資金融通が途絶え、五万円の出資金についても島田組が小田県に抵当に差し入れていたため、後に(明治十年四月)訴訟にもつれ込んだ。<sup>45)</sup>

明治八年六月、殖産商社中社江原分局は、資本金の二割と社益二割を元に差し出しては分局の経営が困難なので、島田組出資の五万円の封印を解き、この利子と資本金の二割の利子で元社は経営してもらいたいとの建言書を元社に提出している。<sup>46)</sup>

## (2) 小田県の廃止

明治八年十二月、第二の不運が小田県殖産商社を襲う。小田県が、同月十日に岡山県に併合され、翌年四月十八日に備後の旧福山県の区域は広島県に併合されたのである。

これを受け、小田県殖産商社の元社は、笠岡から岡山へ移転し、東社を併合したが、備後と備中の管轄の違いから「社用不便ヲ生ジ」、備後を管轄する西社と「社事分離」することになった。<sup>48)</sup>

## (3) 商社休業状態と退社並びに株金取戻し訴訟

明治九年六月に延藤友三郎らは、社員から苦情を申立てられ、「募金(入社納金)」も思うにまかせず、西社・府中分局の解散と大頭取辞職を歎願した。<sup>49)</sup> このような内紛の中で、同年六月以降、小田県殖産商社は休業状態に陥っている。

殖産商社中社江原分局の「旧殖産商社残務係共有為取換証」には、「明治九年(元社が)岡山県ニ転シ、官許調ハス社法自ラ崩レ、遂ニ同年六月瓦解トナリ五拾五名ノ社員(江原分局関係)過半脱社返金セリ」(カッコ書きは筆者)とある。<sup>50)</sup>

明治十年(一八七七)四月には、浅口郡内の社員から退社の訴訟が提起され、五万円の株券を小田県へ抵当に差し入れていた島田組からも退社並びに株金取戻し訴訟が提起された。<sup>51)</sup> 島田組との訴訟は、島田組が小田県に五万円の株券を抵当に差し入れたことが、小田県殖産商社の規則第二章第一節の「株券ヲ以テ他へ質入書入等ハ一切不相成、万一違背ノ者於有之ハ其質入ノ株券高ノ員数丈ヶ過怠料可差出候事」の規定に抵触するかどうか<sup>52)</sup>が争われたものである。

小田県殖産商社は、島田組と預金差引残金取戻し訴訟でも争っている。<sup>53)</sup> この訴訟は、小田県殖産商社が請求する為替貸附方への加入金三万円の元

利は、島田組へ返済する一万六千円の元利と相殺すべきものか、あるいは島田組の入社金五万円と相殺すべきものかが争われたものである。

島田組との訴訟について委任を受け対応した大橋友蔵とその他の大頭取との間でも、訴訟費用について争いが起こっている。<sup>54)</sup>

明治十年以降、小田県殖産商社の役員は、これら訴訟の対応に追われている。

## (4) 商社の解散

明治二十一年(一八八八)一月に、岡山県収税課長野崎万三郎が「旧小田県殖産商社取調委員長」に就任し、小田県殖産商社について調査を開始した。<sup>55)</sup>

そして岡山県の指導を受け、同年十二月、旧小田県殖産商社社員と戸長が連署した「商社解散願」が岡山県知事宛に提出された。<sup>56)</sup>

「商社解散願」の中では、①小田県殖産商社は旧小田県庁の「勧誘」により結社されたこと、②県庁の監督を受け、督社・大頭取以下の役員を置いて営業してきたこと、③「業務失敗多ク、随テ会計上紊乱錯雑ヲ極メ」、さらに「社中紛議」を生じたこと、④明治八・九年以後は休業の状態を呈した<sup>57)</sup>こと、⑤商社・分社・分局等は解散の手続をとらなかつたため、「種々之出入」を生じたこと、⑥「役員ハ専ラ訴訟事件ニノミ奔走」し、その費用を「社員一同負債弁償之責ヲ荷ヒ、意外之請求」を受け「不幸ニ陥」つたこと、⑦岡山県が会社開設時に遡り詳細に取調べ、訴訟事件は仲裁により落着いたこと、⑧役員の中には死亡した者もあり、諸帳簿・書類も所在不明・紛失等によって決算をすることは極めて困難であることなどが、説明されている。

十二月二十一日付けで願が聞き届けられ、同月二十七日付けで「殖産商社解散告示」がなされた。<sup>58)</sup> その中では、「社中種々ノ紛議ヲ生シ役員以下相互ニ出入訴訟ヲ起シ其末一般ノ社員ニ対シ陸続入費ヲ請求スル等社員一

同困難ヲ極メ」たことが記されている。

## おわりに

最後に、小田県殖産商社について評価してみたい。

第一に、小田県殖産商社は、養蚕や鉄等の産業振興のみならず、道路や河川改修といったインフラ整備も企図した、「総合的な地域振興・開発」を目的としていることに特色がある。管見では、明治初期において、殖産興業に加え地域開発を目的とする小田県殖産商社のような会社は見い出せない。

京都府の勸業政策の一環として創立された京都物産引立惣会社には、管内の豪商や豪農が参加し、南三郡茶商社は、南山城郡の有力な茶の商人達が参加しているが、小田県殖産商社のようにインフラ整備（地域開発）までは事業の目的としていない。

吉永昭氏は、松代商法会社について、「幕末期に村落支配者層を主体に再編成された専売制度（産物会所組織）を基礎にこの封建的統制機構の維持のうえに結成された」とされているが、小田県殖産商社は、そうではなく、新たな組織として設立されたのである。

第二に、小田県殖産商社は、土族授産の目的で設立されたものでも、藩立のものではない。明治初期に土族授産を目的として設立された会社としては、岡山県内には岡山の篤好社や有恒社等があるが、小田県殖産商社は、これら会社と設立目的を異にする。なお、小田県は、土族授産を目的として、明治七年四月、島田組に笠岡製糸場を建設させていることは、周知のとおりである。

第三に、小田県殖産商社は、地域における殖産興業のパイロット的役割を果たしたと言える。小田県は、養蚕の振興を図っているが、小田県殖産商社は、明治八年五月、京都府博覧会へ県産品を出品するなど、その推進に力を貸したと考えられる。明治十年東京で開催された第一回内国勸業博

覧会で「殖産商社」（笠岡村）の生糸が鳳紋賞牌褒状を受けるなど、地域の製糸・紡績業の発展につながっているのである。

小田県は、明治五年十月の道路改修に関する論告の中で、次のような考え方を示している。<sup>(61)</sup>

「抑西洋各国ノ開拓殖産ニ志アル者、或ハ広漠無人ノ境ニ渡リ地形ヲ探リ、人種ヲ移シ、将来ノ繁栄ヲ開カントスレハ、必ス先ツ会社ヲ企テ、鉄路ヲ舗キ、運輸ヲ開クヲ以テ基業創立ノ第一着手トス。」

小田県は、西洋各国の開拓殖産の例を参考に、地域振興・開発のため、管下の資産家に会社の設立を勧奨し、小田県殖産商社が設立されたのである。

小田県殖産商社は、大蔵省の認可を受け、山田方谷の支援策に従い運営を始め、開業当初は利益を上げていたが、島田組の閉店そして小田県の廃止という予期せぬ事態が発生し、解散に至った。

しかし、小田県殖産商社の解散後も地域の製糸・紡績業や花筵業等の発展が見られる。

僅かな期間の取組ではあったが、小田県が企図した地域振興・開発の一助となったことは間違いないだろう。

## 〈注〉

(1) 矢野光儀（一八二二～一八八〇）は、元豊後佐伯藩士で、江戸で塩谷岩陰に儒学を学び、藩の郡代や町奉行等を勤めた。ギリシアの歴史を題材とした政治小説『経国美談』の著者矢野龍溪の父である。

(2) 『広島県史 近代1』（一九八〇年）、『新修倉敷市史 第五卷』（二〇〇二年）、『井原市史Ⅱ』（二〇〇五年）、抽稿「山田方谷と小田県殖産商社」（方谷研究会『方谷ゼミナールVol.7』所収、二〇一九年）

(3) 明治文献資料刊行会『明治前期産業発達史資料』（一九五九年）所収

(4) 内閣官報局『明治三年法令全書』（一八八七年）三六一～三六三頁

- (5) 板倉勝高「明治7年府県物産表の地域的分析」(『信州大学教育学部研究論集』第一八号、一九六六年)
- (6) 『貨政考要』下編二六・二七頁
- (7) 『貨政考要』下編二六・二七頁
- (8) 国立公文書館所蔵『岡山県史料 小田県歴史 五十二』、岡山県立記録資料館編『岡山県記録資料叢書4 岡山県史料四(小田県史・上)』(二〇〇九年)四八頁
- (9) 倉敷市所蔵、大橋紀寛家文書「元社日誌」
- (10) 井原市所蔵、山成聰家文書「小田県会社諸用留」
- (11) 岡山県立記録資料館所蔵、明治前期岡山県史野崎家資料「故小田県権大属谷永祚口達書」
- (12) 倉敷市所蔵、大橋家文書「殖産商社起業願書手続之写」
- (13) 岡山県立記録資料館所蔵、二〇〇三年度収集資料「小田県会社規則」
- (14) 大橋家文書「旧小田県ヨリ大蔵省エ商社添書之写」
- (15) 大橋家文書「元小田県ヨリ岡山県エ商社演説書之写」
- (16) 広島県立文書館所蔵、延藤家文書「延藤友三郎勸業掛任命状」
- (17) 岡山県立記録資料館編『岡山県記録資料叢書4 岡山県史料四(小田県史・上)』(二〇〇九年)四七・四八頁
- (18) 岡山県立記録資料館所蔵、二〇〇三年度収集資料「小田県会社規則」
- (19) 大橋家文書「殖産商社起業願書手続之写」
- (20) 大橋家文書「大蔵省ヨリ御指令之写」
- (21) 大橋紀寛家文書「元社日誌」
- (22) 大橋紀寛家文書「元社日誌」には、「四月廿三日高梁ヨリ谷様御帰り、山田翁御出笠、富岡村坂本宅へ御止宿」、「五月三十一日山田翁坂本ヲ罷出森参事公御宅江御止宿」、「同日(六月一日)山田翁御帰村」との記述がある。
- (23) 岡山大学所蔵、野崎家文書「山田方谷翁ヨリ示神戸子書」
- (24) 広島県立文書館所蔵、延藤家文書「商社規則改正」、明治前期岡山県史野崎家資料「商社規則条例」
- (25) 延藤家文書・大橋紀寛家文書「為取替条約」
- (26) 延藤家文書「商社分局ヲ設クル規則書」、「属社規則」
- (27) 大日本蚕糸会岡山支会『岡山県蚕業沿革史』(一九三〇年)七三・七四頁
- (28) 大橋家文書・延藤家文書・井原市所蔵、久我琢志家文書「商社起業再願」
- (29) 笠岡市所蔵、富岡阪本文書「山田先生御宿止御賄入費」
- (30) 神戸秋山(一八二三〜一八七九)は、元備中松山藩士で、山田方谷に才能を見込まれ、代官や吟味役、元締役となった。第八十六国立銀行(中国銀行の前身)の初代頭取となる予定であったが、開業前に急逝している。
- (31) 広島県立文書館所蔵、延藤家文書「明治八年五月十一日付け、水沢太郎他六名の山田方谷宛書簡」に、「一昨年会社規則御改正被遂其上神戸秋山殿御選挙被下難有奉存候」の記述がある。
- (32) 倉敷市所蔵、滝澤家文書「会社概略手続書」
- (33) 大橋家文書・延藤家文書・久我琢志家文書「商社起業再願」
- (34) 大橋家文書「大蔵卿ヨリ御指令之写」
- (35) 大橋紀寛家文書「元社日誌」
- (36) 岡山県立記録資料館所蔵、明治前期岡山県史野崎家資料「商社規則条例」
- (37) 大橋紀寛家文書「元社日誌」。小田県の貢金取扱事務については、明治六年(一八七三)五月十日に小田県殖産商社は島田組へ引渡している(『元社日誌』)。
- (38) 岡山県立記録資料館所蔵、二〇〇三年度収集資料「小田県会社規則」
- (39) 明治前期岡山県史野崎家資料「商社規則条例」
- (40) 大橋家文書「元小田県ヨリ岡山県エ商社演説書之写」
- (41) 延藤家文書「繰綿為替通」、「出納帳」
- (42) 山成聰家文書「江原分局統計表」
- (43) 三島中洲撰「月台中村君彰功碑」(高梁市上谷町)に「会小田県令募民資。創立殖産会社。以君為高梁支社長。製繭糸。無何本社敗。支社不支。君自投資償募金。部民為之免損害。」との字句がある。
- (44) 明治七年(一八七四)六月二〇日付け山田方谷の矢吹久次郎宛書簡「矢吹邦彦家文書」に、「茶綿等買入何卒御始メ可然」、「茶ハ高梁と組合候ハ、大分之高ニ可相成候」の字句が見える。
- (45) 大橋紀寛家文書「明治六年九月ヨリ同八年八月迄 毎月出納勘定帳 東社」
- (46) 大橋紀寛家文書「岡山神戸裁判所 退社并株金取戻事件書類入」
- (47) 山成聰家文書「元社エ建言書扣」
- (48) 延藤家文書「旧東社ヲ元社ヘ合併之節引渡受取書之写」、「分離条約之事」
- (49) 延藤家文書「殖産商社総代ノ名削除被成下度御願」

- (50) 山成聰家文書「旧殖産商社残務係共有為取換証」
- (51) 滝澤家文書「会社概略手続書」
- (52) 大橋紀寛家文書「岡山神戸裁判所 退社并株金取戻事件書類入」
- (53) 大橋紀寛家文書「大審院 預ケ金一件書類」
- (54) 明治前期岡山県吏野崎家資料「殖産商社成立並ニ該元社ト嶋田組トノ事件ニ付大頭取中ヨリ大橋友藏ヘ委任シタル原由手続書」
- (55) 岡山大学所蔵、野崎家文書「殖産商社取調ニ付心得方見込之条項伺」
- (56) 明治前期岡山県吏野崎家資料・延藤家文書・倉敷市所蔵、大原家文書「商社解散之儀ニ付願」
- (57) 延藤家文書「岡山県告示第百三十六号」
- (58) 吉永昭「松代商法會社の研究」(『社会経済史学』第二三卷第三号、一九五七年)八九頁
- (59) 大橋紀寛家文書「元社日誌」
- (60) 国立公文書館所蔵『岡山県史料六 勸業一』、岡山県立記録資料館編『岡山県記録資料叢書10岡山県明治前期資料一(九・十年)』(二〇一五年)一四七・一四八・一五二頁
- (61) 岡山県地方史研究連絡協議会『岡山県史稿本』(一九六七年)一四五頁、『旧小田県歴史四』一二三頁

〈付記〉

本稿の執筆に当たり、御教示をいただいた岡山県立記録資料館館長定兼学氏並びに史料調査に協力いただいた関係機関の各位に対し、謝意を表します。

(やまもと くにお 岡山県立記録資料館利用者)

## 蒜山原陸軍演習場と地域社会——語りで描く実像

前原 茂雄

### はじめに

戦争は、歴史を通じ、絶えず繰り返されてきた人間集団同士の敵対行為である。ほとんどの場合、経済的・政治的権益をめぐる対立に起因し、殺戮を随伴する。加害者や被害者は、戦闘行為に参加する兵士のみならず、直接的・間接的を問わず、広範囲に及ぶ。また、その影響は経済的・政治的要素だけでなく、肉体的・精神的、さらには文化的要素にさえ及び、後世まで続く。結果として、個人から社会・国家に至るまで、その存在形態を大きく負の方向に変容させてしまう。戦争に利点はひとつもない。歴史的に積み重ねられてきた経験は、人類が進むべき方向性を選択する上で、大きな判断材料となるはずである。もとより、戦争による悲劇から学び、その克服を目指し、平和を希求する人類の叡智は重ねられている。しかるに、一方で、戦闘行為は世界各地で繰り返され、現在も進行中である。

日本社会においては、古代国家成立以前から多くの戦闘行為が行われてきた。全国的かつ大規模な戦争の最初となったのは、平安末期の治承・寿永の内乱かもしれない。以降、幾つかの大規模な内乱と対外戦争を経験してきた。近代社会が成立した明治以降、帝国主義化が進み、軍事力の増強と、その結果としての対外戦争が重ねられた。

さて、ここで話題とする蒜山地域は、岡山県最北部にある小さな里である。真庭市に合併されるまでは、真庭郡川上村・八束村・中和村で構成されていた。厳密に言えば、蒜山盆地の中に所在する川上村・八束村のこと

である。その蒜山地域が近代日本社会において、とくに軍事的な側面における重要な歴史を歩んできたことは、案外知られていない。前史としては、明治三十五年（一九〇二）から大正六年（一九一七）まで設置されていた陸軍軍馬育成場がある。そして、より本格的な歴史としては、昭和十年（一九三五）から同二十年（一九四五）まで設置されていた蒜山原陸軍演習場の時代がある。前者は日清・日露戦争と深く関係し、後者は日中戦争から太平洋戦争である。ここで多くふれるのは、蒜山原陸軍演習場となるだろう。蒜山原陸軍演習場は、当時の規模では日本一の広さであった。

蒜山地域の人々による、戦争への捉え方は複雑である。演習場が身近にあった事実は、それに随伴する悲劇がある一方、結果として、戦争に積極的に協力した面も否めない。蒜山の人々自身、演習場時代のことを語るのには、長らくタブー視してきた。戦後、開拓事業や観光産業が進展し、高原野菜の名産地やリゾート地としての性格が加わった。そこに、あえて負のイメージを持ち出したいくない心性があった。何より、演習場に協力した人々やその家族・末裔たちが、現在そのまま、この地での暮らしを続けている。後ろめたさがあったことは想像に難くない。一方、客観的で冷静な記録と叙述が求められるべき自治体史においても、戦争や演習場の該当部分は、驚くほど禁欲的で淡々としている。これには事情がある。編纂時、中心的に関係した人物のうち、戦時中に自治体の幹部や業者として陸軍や演習場と深く関わっていた人たちがいた。当然、当時の状況は熟知しているにも関わらず、あえて叙述を避けている。与えられた紙幅も少なく、戦争の叙

述が意図的に縮小されている感は否めない。一部、基礎的な資料の掲載はあるが、必ずしも戦争の項目での掲出ではなく、充分な評価もされていない。つまり、蒜山地域においては、戦争の問題、演習場の実態については、「知ってはいるが、ふれてはならない話題」「あえてふれない話題」なのであった。言わば、封印された歴史となってしまったのである。

しかし、こうした姿勢が改められるべきであることは言うまでもない。蒜山地域が経験した戦争とは何だったのか。地域や演習場の実態、そこに生きる人々の関わり方はどうだったのか。現在や未来の若者、子どもたちに、地域の中から学びとるべき戦争や平和の問題を素通りさせてはならない。ましてや、戦後七五年を迎えようとするこの時代、戦争の実態を語る経験者の激減とともに、その歴史が風化され、戦争を肯定・美化する歴史修正主義や復古主義に基づく言論・行動が増えている。こうした同時代の状況を鑑みても、改めて、戦争の問題を考え、歴史の教訓として捉えなおすべき時期であることを痛感させられる。

まず、事実を掘り起こしていく作業が必要となる。その方法論としては、何より歴史資料の博搜が必要となる。文献資料・オーラルヒストリー・モノ資料・史跡などが対象である。加えて、当時の報道資料がある。もちろん、報道資料については、多くの場合、事実が隠蔽され、改変されていることが想定される。さまざまな資料との相互比較による検証が必要となる。また、戦争の問題を明らかにする上で、とくにオーラルヒストリーは重要である。戦争時代を生きた人々は高齢であり、聞き取り調査における証言の集積は喫緊の課題である。高齢化だけでなく、核家族化により、今後の情報継承が困難になる時期が到来している。必ずしも自らの歴史を文字として残すことに長けた人ばかりではない。記憶の中にしか残されていない歴史を証言の形で集積することが求められる。蒜山地域では、すでに述べたような事情があり、証言の集積もほとんどなされてこなかった。当時の状況を、同時代人として生きた人々の言葉で描写するためには、最後の時期が訪れている。とりわけ、演習場やその訓練の実態については、公

的記録も少なく、ましてや現地側の文献資料はほとんどない。昭和二十年八月十五日、敗戦の日から、演習場では、書類を焼却する煙が三日間にわたって上がり続けたと記憶されている。その意味でも、古老たちの証言は、知られざる実態を解明するためには、きわめて重要な要素となりうる。

本講演では、さまざまな歴史資料を用いて、蒜山地域に住む人々が経験した、もっとも困難な時代を冷静に見つめる。これは、たんに一地域の問題ではない。現代や未来を生きるすべての人々の問題である。歴史的事実の解明と評価を通じ、そこから何を感じ、考え、受け継いでいくのか。その命題を成立させるための、基礎的な材料を提示したい。なお、歴史資料の収集や分析は、まだ途中である。それゆえ、ここでの評価はあくまで現段階の見解であることをお断りしておく。

## 一 軍馬育成場と蒜山

蒜山地域に陸軍軍馬育成場が設置された経緯を概略すると以下の通りである。明治二十七年・二十八年（一八九四・一八九五）の日清戦争の経験が発端である。広い中国大陸での陸上戦で、とくに移動しながらの戦闘行為において、馬の活用が有効な手段として認識された。前近代の国内戦争で、馬がその手段として大きな存在であったことは言うまでもない。しかし、長距離・長時間・大人数の戦闘行為を前提としたものではなかった。戦場を大陸に求めた結果、多くの兵力を派遣することになり、移動の広域化とともに、鍛錬を重ねた軍用馬の必要性が高まったのである。

全国に軍馬の育成場が設置される中で、蒜山地域には、明治三十五年（一九〇二）に設置された。正式な名称は軍馬補充部大山支部旭川出張所である。日露戦争へと至る国際的な緊張関係の中で、軍馬の数を急増させる目的があったのだろう。本部は蒜山上長田の宮城地区に置かれた。現在は草地となっているが、古老の証言によると、以前は、施設の屋根を葺い

ていた瓦片が数多く見られたという。本部は旧倉吉往還に接し、周囲には、鳥取県との境界である犬狹峠に至る松並木が残されている。これは、豪雪地域の蒜山において、積雪時であっても本部までの道を明確に認識できるようにするため植えられたものであった。もちろん、本部にとっては防風林の意味もある。現在においても、百年を超す松が並ぶすばらしい景観を残すが、こうした経緯から、これは戦争史跡のひとつと考えることもできよう。一方、馬が草地から脱走しないように、総延長約六〇キロメートルにわたって土塁が築かれた。地域では、「土塀（どべい・どへい）」と呼ばれる。傾斜がきつく、馬が脱走できない場所には設置されていない。現在でも、形状変更などはあるものの、約四〇キロメートルにわたって残存しているとされている。

蒜山地域の郷土史家である徳山鏡也（蒜天）が『蒜山土塁記』という小冊子を作成している。古老の記憶と、自身の調査の成果を記している。徳山によると、軍馬育成場では、十一月から十二月に秋田県や石川県から二歳の仔馬を受け入れた。牡馬の場合、翌三月に去勢したという。育成場の広大な草地を五ヶ所に分けて放牧し、五歳になったら全国各地の部隊に分配した。蒜山には、常時約二百頭が飼育されていたという。育成場は、大正六年（一九一七）に廃止された。第一次世界大戦などを画期に、戦車や連射式機関銃の導入が増加し、軍馬の役割が激減したことが理由だった。その後、残された馬の大部分が、地元蒜山の農家に払い下げられ、農耕用の生産手段として利用・改良されていった。

軍馬育成場の設定は、地元の採草地の減少を意味する。草地は、農牛の飼料や堆肥作りにとって重要であった。とりわけ、火山性土壌で酸性度が高い蒜山地域の耕地は、生産性が低い。大量の堆肥を投入し、土壌改良を行うには、広範囲の草地が必要なのであった。草地に依存していた地元にとっては痛手であったが、のちの演習場のように、全面的に封鎖され使用が禁止されていたのとは異なり、五ヶ所のブロック以外は採草地として利用可能だった。また、より重要な点は、土塁の築造作業や軍馬の飼育など

に、地元蒜山の人々の労働力が多く用いられていたことである。一年かかったという土塁築造には多くの農家も協力した。将校の威嚇による動員も一部には見られたが、多くは希望者であり、正当に労賃が支払われた。長さ二間の築造が一人役で、日当は一円であった。一円はかなりの高給である。米や野菜・葉タバコや木炭の生産に依拠していた農家にとって、手早く現金収入を得る利点があった。また、零細農家の次男・三男などにとっては、自立していくための有力な雇用先ともなりえた。のちの演習場の設置については、軍馬育成場以上の地元による反発があったという。しかし、誘致賛成の人々も多かった。軍事施設を受容することによる経済的な利点を、育成場によって、すでに経験していたのである。蒜山がより深く戦争に関わっていくための不幸な条件は、すでに整い始めていた。

## 二 軍事演習場と蒜山

### (1) 演習場の設置

軍馬育成場の廃止後、土塁は解体されずにそのまま残されたが、草地そのものは地元払い下げられた。従前と変わらぬ暮らしが蒜山地域の人々に戻ってきたのである。もともと、広大な草地とともに、秀麗な山容を誇る蒜山三座、奥に聳える大山の威容は、すばらしい景観として注目されていた。それを総体として捉え、高く評価していく動きは、日本初の国立公園指定構想という形で進んでいく。地元にも、観光地化を見据えた動きが出てくる。現在、湯原温泉ミュージアムが所蔵する一幅の絵画がある。製作者は不明ながら、内容から考えて大正末から昭和初年の作画と推定される。そこには、観光地化が完成したのちの、蒜山地域のリゾート構想が描かれている。もちろん、作画時点では実現はしておらず、あくまで予想図・未来図に過ぎない。そこには、倉吉（鳥取県）から勝山（岡山県）までをつなぐ鉄道である勝倉線（南勝線）の建設計画が記載されている。山陽・



山陰からの観光客のアクセスを想定したものである。他に、広大な草地の中にゴルフ場、中蒜山山頂にホテルとロープウェイ、上蒜山山麓にスキー場、蒜山山麓（旧育成場）に牛の放牧場やドライブ道路、茅部野地区（蒜山西茅部・東茅部）に競馬場などが描かれている。蒜山地域は、軍事色から離れて、自然景観を活かした観光地化へと舵を切りつつあった。「関西の軽井沢」という表現が見られるのもこの頃からである。昭和七年（一九三二）、蒜山地域は、大山とともに日本初の国立公園に指定されることが内定し、新聞報道もされた（同年十月二日付『大阪朝日新聞』）。ただし、まったく軍事色が排除されたわけではない。同年には、陸軍による小規模な演習が行われており、飛行機が茅部野地区の広大な草地に飛来・着陸したこともあった。

事態が急変したのは、昭和十年（一九三五）のことである。中国大陸での戦闘行為が拡大する中、陸軍は国内の軍事演習場を再整備する必要性に迫られていた。岡山県内では、既存の施設であった日本原演習場を拡張することに対応しようとした。同年六月の段階では、拡張計画が新聞報道されている（同年六月十七日付『山陽新報』）。しかし、これは頓挫した。周辺集落の集団移転が困難なことに加え、敷地内を県道（現国道五三号線）が縦断していること、何より、拡張計画地をブローカーが事前購入し、陸軍に高値で売却する動きが出てきたことである。移転者への代替地の設定や保証、用地買収費用の高騰、契約までの長期化が懸念される状況が生じていた（同年十一月十七日付『山陽新報』）。陸軍にとって、日本原拡張計画は行き詰っていたのである。

そうした状況下、蒜山の広大な草地を利用した、陸軍による大規模な軍事演習が実施される。同年九月末であった。審判官に賀陽宮恒憲王を迎えての演習で、花園集落（蒜山上長田）の元庄屋・小谷徳右衛門家では、豪華な別棟を建てて歓待した。蒜山の生徒たちは道路に整列し、賀陽宮の到来を迎えた。演習は、姫路第十師団の旅団対抗戦であった。野砲隊も到来し、その列が途切れることはなかったと伝える。一方、兵士たちは汗まみ

れで無口であり、両側から肩を貸されて歩くほど疲労困憊している者もいたという。旅団は東西に分かれて重機関銃・迫撃砲などを発射し、八日市飛行隊五機も飛来し地上部隊を攻撃した。古老の中には、「飛行機が来て下・中・上と順に蒜山に爆弾を落とす」と伝える人もいる。この証言内容の時期は不明である。しかし、それ以降、日本軍による爆弾投下の証言は得られていないので、場合によっては、この時の軍事演習の話かもしれない。何れにせよ、軍事演習は大成功に終わり、新聞でも大々的に報道された（同年九月二十九日付『山陽新報』）。

この時の成功に意を強くしたのが、演習を指揮した姫路第十師団の師団長・建川美次であった。日本原演習場の拡張計画が困難になっていた折、その代替地として白羽の矢が当たったのが蒜山地域である。蒜山三座の麓に広がる土地を「蒜山原」と呼んでいた。蒜山原は人工的な構造物がなく草地が中心であると同時に、それなりに起伏に富み、中国大陸を想定した実践的な演習地としては最適と考えられた。しかも、九月段階で大規模な演習は経験済みであり、その成功も設置方針に拍車をかけた。

急転直下、演習場の設置計画が加速する。買収価格も相場より比較的高めであった。蒜山の人々は、草地について、農牛の飼料と堆肥作りの場、もしくは山菜の採集地としか価値を認めていなかったこともあり、それが現金化され、しかも高額であることに驚いた。陸軍が提案した額で用地買収は進んだ。もとより、地権者や宅地移転者を中心に反対者も少なくなかった。しかし、草地利用の既得権を温存したり、墓地と生活の安寧を保証したりするなど、陸軍は比較的柔軟な条件を提示した。また、地元有力者による斡旋や下交渉も精神的な圧力になった。地元と陸軍の間で交わされた契約には、住民を安心させるために軍事演習の内容も明記され、演習場廃止後は地元住民が優先的に買収価格内で買い戻すことができる特約も付けられた（『八束村史』所収「村会ニ関スル文書編冊」）。そうした動きの中で、用地買収は、たった二ヶ月で完了する。十一月末には、建川自身が出席して地鎮祭まで挙行している。地鎮祭を記念して建立された記念碑は現存し

(蒜山中学校の西側)、碑が建つ周辺の地名は「建川台」と改名された。

設置に反対する人々がいる一方で、期待する地元の人々も多かった。これまで厳しい気候・土壌条件下で零細な農業経営を行ってきた蒜山の人々にとって、演習場に物資を納入したり、労働力として雇用されたりするなど、経済上の好転を期待する声が起こっていた。また、計画がありながら、進捗が停滞している南勝線敷設への期待も大きかった。観光を目的とした期待より、むしろ、兵士や物資の輸送を前提とした期待の方が現実的で進捗が早いと考えたのである。

陸軍と自治体執行部との合意は早い段階でなされていたらしい。協定が成立後、新聞発表がなされた。さらにその後には議会による議決がなされている。議会では、陸軍に抵抗した形跡なく、議事進行は順調に終わっている。古老の証言によると、明文化されてはいないが、地域内の道路の拡張や、暗渠排水の整備による乾田化なども約束されたという。蒜山盆地は、地殻変動により長く湖だった時期があった。歴史を通じて旭川も河道を大きく変化させ、多くの旧河道が生じた。そのため、耕地化されたのちも強湿田が多く、火山性土壌も相俟って、耕作には大きな困難さがあった。とくに強湿田が集中していた八日市集落(蒜山下福田)の場合は深刻であったが、演習場が設置されて間もなく、陸軍によって暗渠排水が設置され、湿田のあり方も幾分緩和された。そのことを感謝している古老も現存する。一方、道路の拡張や新設工事も進んだ。集落の中を縫うように所在する里道では、戦車が走行しにくい。とくに、急な曲がり角がある場合、射撃砲の長さが支障になり、進行できない場合もあった。そこで、円滑な走行の便宜を図るため、里道とは別に、六・五メートル幅の直線道路を新設した。現在の蒜山地域に直線道路は多いが、これは国道による整備ではなく、陸軍によるものなのである。その意味では、戦争史跡でもある。直線道路の工事は、協力が得られやすかった八束村側から進み、川上村側まで達する。草地とは異なり、農地を壊して道路化するため、地元住民の反発は大きかった。当時の村最上層であった丸山宗重の回想(『かんてらの灯』)によれば、

反対住民への説得は村の有力者が行い、かなりの精神的圧迫を加えていたことがわかる。地縁や血縁関係を駆使して、軍に協力する体制が整えられていた。

陸軍演習場の核となる廠舎(兵舎)の建設も進んだ。八束廠舎(現勝山高校蒜山校地)と川上廠舎(現川上小学校)が大規模なものである。八束は兵舎・厩舎・弾薬庫・練兵場などがあり、川上には兵舎や上級士官の一戸建住宅などがあった。他に茅部廠舎(現・平成の森ドーム付近、元茅部小学校)もあったとされるが、実態はよくわかっていない。昭和二十二年(一九四七)のアメリカ軍撮影の航空写真によれば、八束廠舎は草地側を除く三方(東・南・西)が樹木で覆われていた。演習場の目隠しのために、あえて植栽したものであろう。古老の一人は、子ども頃、奉仕作業として松の苗木を植えた経験を記憶している。とはいえず、苗木もあったかもしれないが、当時の演習場内部の写真を見る限り、すでに成長している樹木も確認できるので、目隠しとしてある程度即応できる大きさに育っているもの

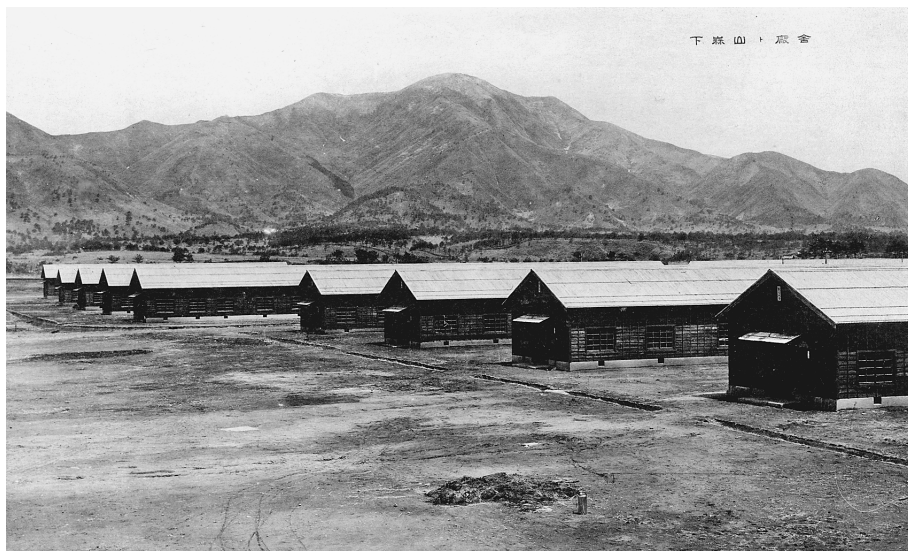


写真1 八束廠舎の全景(絵葉書・個人蔵)

を植えた可能性も高い。

兵舎は各地の演習場と共通した形状で、とくに蒜山独特のものではない。戦後、兵舎を移築して牛舎に改良した人によると、梁が太くて丈夫、しかも重層的で、豪雪地域である蒜山にとっては、屋根を支える意味でも好都合だったという。厩舎は長屋状で、周囲が吹き抜けとなっていた。八束廠舎の南東部分に建てられていた。東側にあった弾薬庫について、詳細を記憶している古老はいない。しかし、演習場の絵葉書が残っており、それによると、兵舎や厩舎がある敷地からは離れた場所に建設されている。不慮の爆発事故による被害を最小限に抑える意味であろう。また、周囲を鉄条網で封鎖している。侵入者対策である。また弾薬庫の屋根には避雷針が設置されている。落雷による火災・爆発を防止する手段も講じられていた。

その他、士官たちの一戸建て住宅は、広くはないものの、兵舎に比べてやや瀟洒な雰囲気を漂わせている。一部が現存している。廠舎に水を配分するために、コンクリート製の貯水施設も作られた。方形の遺構が一部現存している。また、廠舎には幾つかの通用門があり、通行には衛視兵による尋問と持ち物検査を経る必要があった。門柱は、河原石をコンクリートで固めて積み上げていく形式であり、他の演習場のものと共通する。門の傍らには、衛視兵が立つための、小さな建物があつた。一方、演習場と民間地との境界は、樹木以外に明確な仕切りは作られなかった。とくに草地部分は曖昧である。そこで、「軍用地」と書かれた標柱を大量に製作し、象徴的な場所に設置した。その他、射撃訓練や陣地構築に必要なトーチカも作られた。古老の記憶では、三基か四基所在していたという。そのうち、一基が現存している。野砲の着弾を確認するための監的硝も作られた。トーチカ・監的硝ともに、コンクリート製である。

## (2) 演習場の訓練内容

演習に参加する兵士は、当初は入隊後経験を積んだ人々だったと伝わる。

どの部隊が来訪したか、正確な記録は発見されていない。姫路や鳥取を中心とした部隊が多かったと伝わるが、四国や九州からの部隊が来たことを記憶している古老もいる。「久留米から戦車隊が連なってきた」との証言もある。他の演習場と異なり、中国大陸を想定した実践的な演習が行われることもあり、とくに東西軍・紅白軍に分かれた模擬戦争の訓練が多かったと伝わる。とはいえ、日常的な訓練、とくに行軍などは頻繁に行われていた。

行軍は演習場内だけでなく、蒜山地域内を巡回するため、多くの地域住民が目にした。休憩場所などには事前に連絡が入り、その集落の人々が水や茶を出して接待する決まりになっていた。子どもたちにとっては、憧れの兵士たちを間近に見ることができると好機であり、「あんな兵隊さんになりたい」という思いを醸成していった。子どもたちが黒山の人だかりとなって行軍を見つめている古写真が、地元に残されている。兵士たちは三挺の銃を交差して組み、休息していたという。遠くから軍歌が聴こえてきたら、家から出て、兵士

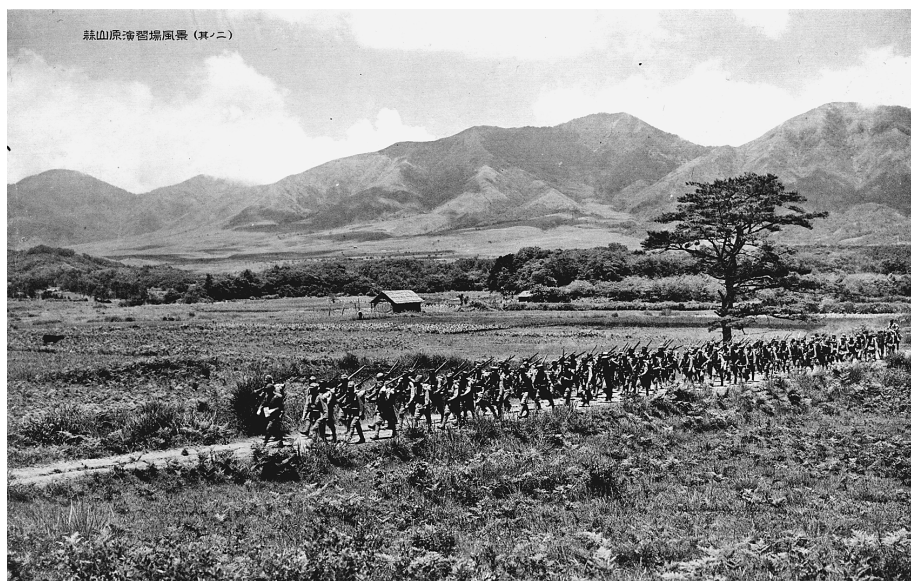


写真2 茅部野での行軍訓練 (絵葉書・個人蔵)

たちを迎えた。行軍は昼夜関係なく行われていた。昼間は軍歌を歌いながらだった。先頭を歩く上官が曲の歌い出しを歌い、それに続いて、後続の兵士たちが歌った。炎天下に軍服を着て、重い銃を抱えて長距離を歩くのは大変厳しい訓練だったようで、脱落していく兵士や、それを厳しく咎める上官の罵声や暴力を見聞いた古老は多い。野砲を台車に載せ、六頭立ての馬に牽かせていく行軍も多かった。騎乗の兵士は一人につき二頭を担当し、二頭を並べて片方の馬に騎乗していた。野砲を載せた台車の後ろには、砲弾を入れた木箱を載せた台車も続いた。いつまでも続く馬の蹄の音や、兵士たちの軍靴の音は強く印象に残っているようで、古老たちは「忘れられない」と口々に言う。夜の行軍は、軍歌がない代わりに、蹄や軍靴の暗く延々と続く音だけが聴こえ、不気味だったという。

射撃訓練は、小銃や野砲ともに行われた。小銃は、演習場内では実弾を用いた。葉莖や実弾が多く散乱し、戦後は地表面や土中で多く発見され、ペンダントに加工する子どももいた。人間の上半身を模した金属製の目標板も作られ、それを目掛けて射撃した。その板は現在まで伝来されている。演習場内には、地面に半径約一・五メートルの穴が散在しており、兵士たちはそこに飛び込んで顔だけ出して射撃し、また身を隠す訓練もしていた。戦後、それらの穴は子ども遊び場になったり、ゴミ置き場になったりした。現在は、土で埋められており、現存しているものはないとされる。また、射撃訓練は演習場外でも所かまわず行われた。葉タバコ畑で摘み取りの作業中、背後の草むらから急に兵士たちが飛び出し、空砲を鳴らし続けるのに遭遇した古老もいる。あまりの驚きに腰を抜かしてしまったという。演習場外で実弾が用いられることはなかった。一方、野砲は蒜山三座の中腹に向けて遠慮なく射撃された。目標点や、着弾を確認する監的硝もあった。監的硝のひとつは、現在も残っている。野砲の発射・着弾訓練は昼夜行われ、着弾する大きな音が蒜山盆地に響き渡っていた。夜は砲弾の軌道が火花を散らしながら明るい光のラインとなり、大変美しく感じたとも伝わる。着弾してもうまく破裂しない砲弾も多く、少なからぬ数の不発弾が

演習場内や山中に残された。そのため、戦後、演習場跡地に開拓者が入植し、耕地化していく上での大きな脅威・障害になっていった。子ども同士が不発弾の危険性を認識せずに用いて遊んだために、不慮の爆発を起こしてしまい、亡くなってしまおうという悲劇さえ起こった。

陣地を基点とした訓練も行われた。常設施設を用いる場合と、新設する場合があった。前者の場合は、トーチカと壕である。演習場内の草地を移動しながら射撃訓練をし、時としてトーチカに立て籠もり、見え隠れしながら射撃を行う。壕は、現在のところ、一ヶ所しか見つかっていないが、古老の証言では複数あったとのことである。現存する壕は地下に潜る形式のもので、入口は狭いものの、中は一・五坪ほどの広さ、一間ほどの高さがある。上部はコンクリート製で、石垣を積んで壁面としている。野砲の着弾実験場にも近いが、地下であり、着弾を確認する窓などは見られない。模擬演習の移動の際、指揮官や兵士たちが一時的に在陣・滞在するための施設ではなからうか。一方、演習場外では、新しい陣地の構築訓練も行われていた。砦となる人工島の構築である。蒜山盆地を流れる旭川に、石を投入し人工島を新造した。古老の証言によると、兵士たちがそれぞれ重い河原石を運び、急流部分に無造作に投げ込んでいたのを見たという。人工島は大きなものではなかったが、それを砦として認識し、完成



写真3 現存するトーチカ

後は、その上から川に飛び込んだり、岸から川を泳いで渡り島に上陸したりするような訓練をしていた。

蒜山原陸軍演習場の特徴は、その広大な景観から、集団模擬戦争の適地として認識されていたことにある。既述の通り、演習場設置の大きな契機もそこにあった。模擬戦争の場合、東西両軍はそれぞれ蒜山から大きく離れた場所から進発した。鳥取県の江尾駅（江府町）や、中国勝山駅（真庭市）などが進発の基点となった。あらかじめ集合の期日と時刻が設定されており、蒜山原で一堂に会するのである。蒜山への経路はその都度異なっていたようで、通常の道路を進む場合もあれば、あえて山を越えて進む場合もあったという。兵士だけでなく、戦車も参加し、藤森（旧湯原町）から蒜山に向けて、戦車が五〇台ほど連なって進んでいるのを見た古老もいる。ところで、演習場内には、模擬戦争に用いる指令塔も建設されていた。陸軍演習場の絵葉書にも記載されており、実際に、戦後すぐ（一九五〇年ごろ）までは現存していたとの証言もある。指令塔の高さは不明ながら、木製であったという。梯子を上っていくと、鉄製の壁に覆われた小さな指令室があり、そこには小さな窓があり、手を伸ばして旗を振り、指示を与えていたという。流れ弾が当たる危険性を回避するために、鉄製の壁になっていた。模擬戦争については、あらかじめ兵士たちには演習場内の地図が配布されていた。必ずしも指揮官や上官だけでなく、一般の兵士にも配布されていたようで、陣取りや進行方向、時刻などが書き込まれた地図が残されている。

一方、空からの訓練もあったという。とはいえ、証言者は一人だけであり、他に証言者がいない。したがって、実否には注意を要するが、この証言者は、戦時中にはある程度成人していたことから、かなり確かな記憶であることは間違いない。その証言によると、戦闘機からの爆弾投下訓練だったという。下蒜山から西に向けて、中蒜山・上蒜山と、順次、その麓へ投下していった。「訓練をしたのは一機で、その一回だけ」と証言していることから、恒常的な訓練ではなく、大規模な演習時のデモン

トレーシヨンの行動であった可能性がある。断定的に評価はできないが、既述の通り、昭和十年（一九三五）九月の姫路第十師団演習時の場面であったのかもしれない。

演習場の訓練内容のうち、もっとも多くの証言が得られたのは、戦車への特攻訓練である。これは戦争末期のことであったという。戦争末期には、国内外で行われる実際の戦闘行為が中心となり、もはや演習をしている場合ではなかった。演習に訪れる部隊数も激減し、最末期には兵士たちはほとんどいなかったという。そうした状況下で行われていたのが戦車への突入作戦であった。演習に参加した古老によると、手榴弾を持って戦車に突撃する訓練で、もとより実際に爆発させるのではなく、その真似をするのであった。この訓練を目撃した古老たちは、当時は子どもであったものの、演習場最盛期の訓練における威容と比較して、戦争末期のあまりにも元気がない兵士たちの姿に不安を覚えたという。

### （3）毒ガス実験

陸軍と地元との契約が成立した翌年の昭和十一年（一九三六）段階で、契約書の訓練内容の記載には、「此ノ演習場テハ色々ノ演習ヲナシ訓練スルノテアルカ、其ノ一部ニハ実弾射撃ノ演習モアレハ瓦斯演習等モアル」と記載されていた（『川上村史』所収「蒜山原演習場ノ地役権ニ就テ」）。地元の多くの人々は、実弾射撃については承知し、目撃もしていたが、ガス演習については秘匿され、ほとんど知ることがなかった。ここに記載されているガス演習とは、すなわち毒ガスを用いた実験・訓練のことである。設置初期の契約書に記載されているということは、当初から毒ガス実験は織り込み済みの計画だったことになる。広大な蒜山の草地景観は、兵士による戦闘行為の演習だけでなく、普段は誰もおらず、大自然のままであるという特徴を活かして、野砲の着弾や毒ガス実験など、人間に直接影響が及ばない危険な演習も行いやすかったのである。毒ガス実験・演習につい

ては、これまでまったく知られていなかったが、新たに資料や証言が得られ、一部を復元することが可能になった。

注目すべき資料がある。日本軍が毒ガスを製造していたことで知られる広島県の大久野島（竹原市）の元技師・服部忠による手記である（『秘録大久野島の記』。「あか筒」（くしゃみを引き起こす毒ガス弾）の着火・発煙実験を行うため、大久野島を出発し、蒜山原陸軍演習場を訪問した際の回想が記載されている。昭和二十年（一九四五）四月上旬のことであった。手記には、次のように書かれている（前後略、原文通り）。

翌朝、演習場に着いて見ると、既に馬車が待っていた。雨上がりの悪路を資材を積んだ馬車と一緒に五キロメートル以上も北進した。途中、戦車の轍に馬車が落ちて困った。曇天を心配しながら現場に着いたが、空腹が我慢できずさっそく弁当に手を付けた。風向風力計に依ると、中蒜山頂上に向かって吹く西風が理想的であった。一点点火して煙の方向を確認したが、好条件であった。いつか試験途中で風向きが変わり、付近の小学校方面に流れ、生徒達が軽度のクサミ臭を感じた事故があったので慎重を期した。試験の終わり頃、曇に見舞われたがかまわず実施した。白い毒煙が曇に濡れた山肌を這って、頂上へ登る様は理想的な気流であった。

これによると、演習場から五キロメートル北進とあり、実験は中蒜山にかなり近い場所で行われたことになる。点火実験は順調に終了したようである。注目されるのは、「いつか試験途中で風向きが変わり、付近の小学校方面に流れ、生徒達が軽度のクサミ臭を感じた事故があった」という部分であろう。この表現は、まずは、演習場設置以降、すでに何度も実験が重ねられていたことを示すものである。このことは、同じ大久野島で毒ガスや兵器の在庫管理を担当していた筆生の北川智の証言でも裏付けられる。北川によると、昭和十七年（一九四二）、蒜山や日本原に毒ガスが送付さ

れたことがあるという（『一人ひとりの大久野島』）。また、昭和二十四年四月とは、すでに日本の敗色が濃厚であり、大陸や島嶼部での反攻もまならず、度重なる本土への空襲で、むしろ本土決戦が現実味を帯びていた時期である。その段階で毒ガス実験を行っていることは、場合によっては本土決戦で使用することを前提としていたのかもしれない。二点目の注目点は、小学校での「事故」の部分である。じつは、これについては、当時の小学生であった古老二人からの証言が得られている。小学校とは、福田国民学校（蒜山下福田、現在の八束公民館・蒜山郷土館付近、蒜山中学校の南）である。一人は校舎外の運動場にいた。朝礼の途中であったという。突然、激しい嘔吐に襲われた。そのうち、涙や鼻水が止まらなくなった。自分だけかと思ったが、周囲の児童も同様の症状であり、大騒ぎとなった。また、もう一人は教室内で授業を受けていた。やはり同様に、嘔吐・涙・鼻水の症状があり、教室中が大混乱となった。原因がまったくわからないものの、教師はとりあえず鼻を押さえるように指示し、その後防空頭巾を被るよう言われ、校舎の外に出された。どこに逃げてよいかわからず、周囲の山林に逃げるため斜面を登ろうとしたという。両者の証言には、「事故」の発生場面において、食い違いがある。「朝礼」であるか、「授業中」であるかの差である。両者は学年が異なるので、状況の違いはある程度首肯できる面もある。聞き取り調査の際、話者である古老に突然質問したにも関わらず、七五年前のことではあるものの、思い出された証言は、かなり具体的な描写であった。共通して判断できることは、症状から考えて、用いられた毒ガスが糜爛性のものであったのだろう。福田国民学校は中蒜山の真南にあり、手記が記した「事故」はこの時のことであったと判断して、まず間違いない。

また、毒ガス実験は、点火・発煙だけではなかった。古老は、兵士が毒ガス散布の状況下で行動する訓練の様子を目撃している。演習場に近い場所で暮らしていた古老は、子ども時代、時折、仲間と連れ立って、演習場内を「冒険」していた。いつもと同様に、無邪気に小川沿いに進入してい

たところ、兵士たちが白い袋に入った粉や煙のようなものを撒いているのを見かけた。一方、近い場所にいる兵士は防毒マスクを付けて、その中を移動していた。不思議に思っただけの光景を眺めているうち、子どもたちに突如として嘔吐・涙・鼻水・よだれの症状が起こった。混乱して騒いでいると、兵士に見つかってしまい、「すぐに出ていけ」と一喝された。怖くなった子どもたちは一目散に元の道を走り逃げたが、その間も、吐き気や涙・よだれが止まらなかったという。古老は「その時はすぐには意味がわからなかったが、のちに考えたら、毒ガスを散布し、その中で活動する訓練をしていたのではないか」と思うようになったという。

毒ガスを吸引した当時の子どもたちは、古老となった現在においても、幸いそのことに起因する肉体的な障害は見られていない。元々軽度の被害で済んだであろう。毒ガスは気体であるがゆえに、事情を知らない演習場内外の人々にとっては、目に見えない恐怖となりえた。実際、小学校で被害を受けた古老二人は、現在まで毒ガスによる被害であったことを自覚していなかった。「突如として生じた不思議な体験」として、長年認識してきたのだという。陸軍と契約を結んだ地域の有力者たちが、どこまで毒ガス実験のことを認識していたのかは不明である。しかし、一般住民にまでこのような被害が及ぶことは想定していなかったのかもしれない。一方の陸軍は、自らはよく承知しながら、契約を結んでいたのである。蒜山での毒ガス実験のことは、技師や筆生の手記以外に文献資料が残されていない。既述の通り、演習場関係の書類は、敗戦と同時に焼却された。実態は完全に秘匿されてしまった。地元にも上記の証言以外には伝わっていない。とはいえ、敗戦直後、兵士たちがいなくなった八束廠舎を訪れた人々は、建物の中に、数多くの防毒マスクが散乱していたことをよく覚えていた。フィルター部分が木炭だけであり、その粗末な作りに驚いたという記憶が残されている。

#### (4) 多発した兵士の逃亡と自殺

演習場内部にはどのような規律があったのか。演習場で訓練をした経験がある古老は、「とにかく上官への絶対服従」であったと伝える。その生活は、訓練の他に自炊や雑用があり、あまり休息できなかったという。訓練があまりに厳しいため、肉体的・精神的な疲労が大きかった。とくに、重い小銃を抱えたり、野砲を牽き・押ししたりして長距離を移動する行軍は厳しく、激しい疲れを伴ったという。蒜山ならではの高低差の大きさや行動範囲の広さがその原因であった。一方、演習場周辺の人々は、兵士たちが上官からの激しい叱責・暴行を受けている現場をよく見かけていた。子どもたちは兵士に憧れる一方で、厳しい体罰を見て怖れを抱いていたという。

実際、訓練や上官の暴力に耐えきれず、演習場から逃亡する兵士も少なくなかった。夜陰に紛れて演習場を抜け出すのである。逃亡先は、八束や川上の廠舎が所在する旭川左岸ではなく、旭川を渡った右岸側にある栗住(蒜山東茅部)方面から二川(旧湯原町)へのルートが多かった。犬狹峠(蒜山上長田)や江尾・湯原方面は、部隊が蒜山に入ってくる恒常的なルートであり、人目につきやすかったと思われる。栗住方面から二川についても、部隊の通過ルートとはいえ、旭川を越えた地域であり、演習場から離れて素早く山間部に入るには最適だったのであろう。もちろん、逃亡兵は、演習場にいる兵士たちによって集団で搜索され、発見された場合、連れ戻された。逃亡兵を探す「おーい、おーい」という大勢の声が、二川へとつながる間谷・黒岩・栗住の各集落に響き渡っていた。その声を聞いた経験がある古老は、恐ろしく感じるとともに、「またか」とも思ったという。逃亡は一度や二度ではなく、何度も繰り返されていたと証言する。逃亡兵が発見され、大声を上げて泣きながら連れ戻されていく姿を見かけたこともあった。「連れ戻されたら、拷問を受けるのではないか」と家族や近所で密やかに話し合ったという。民家に逃げ込み、「助けて下さい。匿って

ほしい」と懇願する逃亡兵もいた。演習場に連れ戻された場合の悲惨さが予想されるだけに、気の毒に思い、危険を承知で納屋に匿った人もいたという。

また、兵士の自殺もあった。自殺理由は不明であるが、上官によるいじめや訓練の厳しさによる精神的な苦痛が原因だろうと噂されていた。実際、深夜、演習場の裏口から戸板に載せられ、密かに出される兵士の遺体を見た古老もいる。遺体を運び出している人は、兵士ではなく、兵士の遺族らしかったとの証言がある。兵士の自殺は内密に処理され、後日、「戦病死扱いになった」との噂を聞いたとのことであった。

「皇軍兵士」として活躍するべく、華々しく出征したものの、現実には、天皇や国家、地域や家族のために戦う以前に、演習場の段階で絶望し、逃亡や自殺を余儀なくされた数多くの兵士たちがいたことを忘れるべきではない。「戦病死」として表向きの体裁は整えられたのかもしれないが、現実に存在していたのは、本人と家族の悲劇だけだった。これが、軍隊の現実であった。軍隊内における訓練の厳しさや人間関係に基づく精神的疲弊については、古今東西・諸外国の例のみならず、現在の自衛隊などにも見られる普遍的な特徴である。蒜山原陸軍演習場の場合も、決して例外ではなかった。

### 三 蒜山の人々と戦争——支えた人々、巻き込まれた人々

#### (1) 演習場と地域社会

陸軍軍事演習場は、軍隊でのみ成立したわけではない。もとより、地域の人々や行政による支援が基礎にあった。戦時下にさまざまな経済統制がなされる中、物資の流通を岡山県内に限定する政策も行われた。地勢的に岡山県よりは鳥取県との経済的・人的交流が深い蒜山地域にとっては、日常生活における物資の調達に不便を生じる事態となっていたのである。と

はいえ、既述の丸山宗重による回想によると、軍事物資という名目で調達・納入される場合は、例外的に鳥取県側との経済的交流が許諾・緩和されていたという。演習場と関係することは、従来の経済的・人的ネットワークを維持する役割も果たしていた。山陰地方に依存している蒜山地域にとつては、危機を回避する方便としても、演習場との関係は必要不可欠だったのである。既述の通り、演習場への物資を調達・納入する窓口には地元の人々が当たった。供給部の人員は地元採用でもあった。演習場内の食事は基本的に兵士たちの自炊であったが、野菜や米などの納入は地元の業者であった。うどんや餅・菓子・豆腐なども地元蒜山から調達された。軍隊相手の納入業者は、安定的な収入が見込まれることもあって、それなりに羽振りがよかったと伝わる。また、上級将校が視察や演習のために宿泊する施設も設定された。規模が大きな大前旅館は師団長専用の宿として、その他の幹部将校は近隣の武蔵屋旅館、旅館龍泉閣に宿泊することになっていた。龍泉閣には昭和十八年（一九四三）の宿帳が残されており、将校たちが頻繁に宿泊していたことがわかる。宴会も開催されていた。日本滞在中の愛新覚羅溥儀が演習場視察に訪問したことがある。当時、武蔵屋の養女であった古老は、同旅館での宴席上、揮毫を依頼された溥儀の横で、硯で墨を摺った経験を語っている。地元の宿泊施設も、陸軍指定旅館となることで、収益を上げていた。また、廠舎や戦車用道路の建設・拡張工事には、土地買収に際して、行政が積極的に関与し、実際の工事は地元の人々が担った。いったん演習場が設置されると、蒜山の人々は本格的に支える側に回ったのである。

一方、地域社会の人々にとって、利害を超えたところでも演習場との結び付きは生じていた。子どもにとって、日常的かつ身近に軍隊や兵器・上級将校を目にすることは、蒜山ならではの経験だった。兵士たちは子どもたちを大変かわいがったという。菓子を与えてくれることもあった。子どもを見ると近寄って来て、頭を撫ぜながら、「親孝行しろよ。勉強しろよ。故郷を大切にしろよ」と言いながら、涙ぐんでいたという。郷里に残した



自らの子どもの姿と、重ね合わせたのであろうか。子どもたちは、演習場外の行軍や射撃訓練にも憧れた。実数や割合については、今後充分な検討を必要とするが、蒜山には「演習場があって兵隊に憧れたから、他地域と比べて、蒜山の若者には志願兵となる者が多かった。そのため戦死者も多い」との俗説が伝わっている。また、若者、とくに少年たちにとっては、郷里の先輩が飛行隊として出撃し戦死したという経験が、「蒜山の二少年」という物語にまとめられ、美談に仕立て上げられたことも精神的に影響を与えていた。「蒜山原の二少年」は児童文学作家による執筆で、昭和十八年十月の『少年倶楽部』（三〇巻一〇号）に発表された。若くして戦死した福田尋常小学校出身の地元兵士を賛美する内容で、同時に家族の気丈さ、蒜山の風土・教育環境について、国家の思想方針に沿った表現で肯定的に記載されている。当時、全国的な人気雑誌であった『少年倶楽部』に掲載されることは、蒜山の子どもたちにとっても「誇り」であり、目標とすべき先輩の「勇猛さ」に連なる希望を抱かせたのである。さらに、子どもたちは、わらびや薬草・薪炭などの調達を、学校による勤労奉仕の一環として行っていた。それらを学校単位で集めて、演習場に無償で提供するのである（『八束村史』所収「福田小学校沿革誌」）。子どもたちも演習場を支えていた。

若い男性は、青年訓練所や青年学校で、在郷軍人の指導により、入隊するまでの基礎的な知識と技術を学んだ。一方、若い女性は、処女会に入会し、国防婦人会などと共同して奉仕活動や千人針の作成などに協力した。出征者の留守宅における家政や養育全般の補助を託された。また、蒜山地域独特の盆踊りである大宮踊の演習場への慰問も、おもに女性が担った。地元銃後奉公会から大宮踊保存会に対する、八束・川上廠舎への慰問依頼状が残されている。奉公会は保存会に対して、踊り手は若い女性に限定してほしいとの注文を付けている。大宮踊の踊り手には老若男女がおり、本来、若い女性に限られた踊りではない。この要求は、演習場には若い男性が多いために、若い女性が慰問に行くことが喜ばれると考えたためのもの

であろう。若い兵士が多いということは、地元の女性との恋愛関係が生じる可能性が高いことも意味する。女性も若い兵士に憧れが強かった。擬似的な恋愛に留まる者が多い中、兵士の子を宿すも、その後兵士に妻子がいることがわかり、独りで育てていく決意をした女性もいた。

ところで、演習場が近くにあることは、子どもばかりでなく、大人にとっても、天皇や国家・軍に対する忠誠心をより掻き立てた。蒜山では、木材や金属の供出にも協力的だったと伝わる。中には、先祖伝来である広大な山林の樹木をすべて伐採し、供出した男性もいた。返礼として軍事国債が送られてきたが、敗戦後、それは紙切れとなってしまった。男性はあまりにも悔しく、自らの戒名を「敗戦残念居士」と名付け、家族や住職の説得も無視して翻意することはなかった。

一方、戦争末期になってくると、演習場を支えていた地域社会も疲弊してくる。配給も少なくなり困窮状態が続いた。そうであるにも関わらず、自家米の供出が強く求められ、夜ごと開かれる常会では厳しい議論があったという。隠し米を調べに来た役人に対して、鎌を振り上げて抵抗した農民もいた。食糧の調達もままならず、日常利用する山だけでなく、奥山にまで踏み分けて、一日中山菜採りに出かけたり、うどんやパンの粉に珪藻土を混ぜ増量して凌いだりした。蒜山地域では珪藻土が豊富に採取できるのである。

そんな中、空腹に耐えかねた演習場の兵士たちが、演習場周辺の民家に押しかけ、食事を求める事態が頻発していた。戦争末期になると、地域の人々自身が疲弊していることもあり、演習場への物資納入量は激減していた。兵士自身は演習場内の広い草地で山菜を採集し、名ばかりの薄い味噌汁の具にして食べるのみであった。山菜も採り尽してしまったので集まらず、具として成り立たない。そのため、兵士の中では、「これでは蒜山原ではなく『汁千腹（しるせんぱら）だ』と自嘲気味に力なく冗談を言う者もいたという。演習場内の食糧事情が悪化していくとともに、周辺民家への訪問も増えていった。兵士たちは民家に押しかけ、「休憩時間が三〇

分しかない。金は出すので、三〇分の間にご飯を炊いて、握り飯にしてほしい」と無理な注文をした。求められた民家の者は、ポロポロになった兵士の軍服を見て歎きながら、何とか時間内に間に合わせて要求に応えたと伝わる。兵士に対応した経験を有する古老は、自分の家も米の供出で困ってはいたが、「お国のために頑張って下さっているのだから」という思いと、あまりにも汚くなった姿を見て「かわいそう」という思いが重なり、無理をしても応えたのだと語る。謝礼の金は受け取らなかった。一方、兵士側も感激していた。戦後四四年経った平成元年（一九八九）に、当時の経験を思い出し、食事を与えてくれたことへの感謝が忘れられず、蒜山を再訪した元兵士がいる。この男性は、記憶が曖昧になっていたこともあり、現地蒜山に来て、世話になった民家を覚えていなかった。当時の八束村役場に行って事情を話したが、特定には至らなかった。そこで演習場跡地のすぐ近くにある家々を訪ね、問い合わせたのであった。演習場周辺の家では、どの家にも、いろいろな兵士に食事を提供した経験があった。したがって、男性が目的とした家はとうとうわからなかった。しかし、捜索に丁寧に対応してくれた家に対して、代表して感謝の気持ちを手紙に託してきたのであった。その手紙には、次のように書かれていた（前後略、括弧内を含め原文通り）。

当時のいやしいようなことで恐縮ですが、食事情は何かと言えば減食か絶食という訓練の連続で、正直なところ、腹が減ってもそんなことでへこたれるような自分ではないと自分を励まし、私には少食粗食に耐えることが他の人よりできました。みんながミカンの皮を拾って食べため処分（それだけで重謹慎、地方で言うブタバコに入れられ絶食）されましたが、私だけは行かなかったのがれました。思い出の話は長い長い話になります。しかし、部落に竹か何かを調達に出かけた数人の一人となり民家（当時の用語）に立ち寄った際、おなががすいていることもさることながら、優しい言葉と励ましの言葉がしみ

込んだ白飯をご馳走になったときの人柄が、私には永久に忘れることのない「人の道」でした。本当に感謝以外、何もありません。

戦後四四年を経ても「永久に忘れることはない」と記す元兵士の感謝の思いが痛切に感じられる。おそらくは、世話になった多くの兵士たちがそう思っていたことであろう。ミカンの皮を拾って食べなければならなかった空腹状況はあまりにも悲惨である。食糧調達ができない演習場側の責任があるにも関わらず、「減食か絶食という訓練」にすり替えていたことも姑息ながら、さらに重謹慎という「処分」を科す冷酷さが際立っている。こうした兵士たちの厳しい状況を見聞していた演習場周辺の人々の中には、日本の敗戦がそう遠くないことを予感している人もいたという。しかし、陸軍演習場では、年に一度、「軍旗祭」という地域住民との交流会を開催していた。その時には、お茶や菓子などが振る舞われ、参加者は「いつもと違って随分羽振りがいい」と感じたという。陸軍は地域社会に対して、あくまで見栄を張り続けていたのである。

戦争は地域の伝統文化をも変容させた。大宮踊は、「まねき」という踊りの中で、異形の踊り手が子孫繁栄を直接的に示すエロティックな所作を行う。思想統制によって、この部分を省略するよう警察署から指導があった。また、踊り手や伝統紙細工・シリゲ制作者の出征により、担い手が不足し、踊り会場も激減してしまった。加えて、近世初期以来、製作が続けられてきた漆器業・郷原塗も、漆が統制品に指定され調達できないことや、木地師・塗師といった製作者の出征による人手不足により、終戦を画期として廃絶してしまった。その後、新しく工夫を加えた上で郷原漆器として復活を遂げるには、四〇年以上の歳月を要したのである。蒜山が経験した戦争の影響は、肉体的・精神的・経済的なものばかりでなく、文化的な面にも及んでいたのである。

## (2) 演習場の地・蒜山を襲った空襲

知られていないことだが、演習場が所在した蒜山には、美作地方唯一の空襲があった。これまで、岡山県南はともかく、美作地方に空襲はなかったとするのが通説であった。しかし、昭和十九年（一九四四）八月十一日の午前一時ごろ、大栃峠（蒜山下長田）の大岩付近にアメリカ軍飛行機により爆弾が投下されている。「福田小学校沿革誌」によると、B29による投下とするが、実際の機種については不明である。「呉海軍警備隊戦時日誌」によれば（資料所在については、工藤美知尋氏のご教示による）、同日同時刻、米子上空を東進している不明機が存在が報告されている。この不明機が投下したと考えるのが自然であろう。この投下に関しては、地元では、中国大陸に戻る際の燃料節約のため、特定の場所を狙うことなく爆弾を投下する、いわゆる「盲爆」ではないかと考えられてきた。しかし、投下された場所は、八束廠舎から僅か五キロメートルほどしか離れていない。しかも、米子から「東進」しているのであり、帰路とは逆方向である。「盲爆」というよりも、演習場は目標点であったにも関わらず、深夜でもあり、うまく定めることができなかつたために若干のずれが生じたと考えられることもできるのではなからうか。

なお、この空襲については、地元蒜山では長く語り継がれてきたにも関わらず、ほとんど外部に知られていない理由のひとつに、当時の報道のあり方が関係していた。翌十二日付の『合同新聞』では、「自若たり・八束村民」と題して報道が行われているが、あくまで「空襲警報」が発令されたことへの対応だけが記載されている。混乱を意図的に隠蔽する虚偽報道であった。実際には空襲があった。子どもは雷と錯覚し、蚊帳の中で朝まで震えていた。母親は家の外に出て、空の状況を確認していた。父親は自警団に合流し、どこかに出かけて行ったという。村中大混乱で、とても「自若たり」という状態ではなかった。それ以降、蒜山の地でも空襲警報が頻繁に発せられるようになる。人々は「蒜山には演習場があるから、空

襲に遭う可能性が高い」と信じ、警戒していた。投下目標の真偽はともかく、すでに空襲を経験しているがゆえに、人々にとって、その考えには信憑性があった。演習場の存在が、自らの郷里や生活を脅かす可能性になりうることを認識し始めていたのである。空襲の脅威は、蒜山の人々だけが感じた思いではなかった。津山在住の安黒一枝の日記（資料所在については、行田裕美氏のご教示による）には、この空襲について、「作州ノ山奥ニ在リテモ、イヨイヨ油断ノナラヌ戦局トナリヌ」と記載されている。その脅威は、もはや蒜山を超えて、美作地方の広範囲に拡大しつつあった。

### むすびにかえて——未来に受け継ぐ人はいるか？

敗戦を迎えた日から、八束廠舎では機密文書などを焼却する煙が上がり続けた。その後、演習場には瞬く間に人の気配がなくなったという。演習場跡地は、設置当初の契約とは異なり、地元に戻還されることはなく、国営の開拓地に指定された。岡山県が主導し、農耕地とすべく再出発する。開拓の進展に伴い、トーチカや地下壕・指令塔などの施設は順次壊されていった。廠舎は、一時期、入植者たちの宿舎として利用されるが、その後解体され、一部は民家などに移築された。とはいえ、移築建物を改装して使用している家は少なからず所在している。その建築材を再利用して建てた家や施設も残っている。その後、八束廠舎の跡地は学校用地として利用される。川上廠舎の跡地も、同様に川上小学校となった。当初の川上小学校は、廠舎の建物をそのまま利用していた。

一方、野砲の射撃実験が多く行われていたため、不発弾の発見も多かった。開拓地の耕作中に、鋤先に当たることもしばしばで、大事には至らなかったものの、危険と隣り合わせの作業となった。子どもが遊んでいる際に爆発し、不幸な死傷者が出たことは既述の通りである。

また、戦時中に村や各地域団体の上層部として陸軍と密接な関係を築いていた人々も、時間が経つにつれ、徐々に復権を遂げていき、名士として

の地位を再び獲得した。加えて、昭和三十年代（一九五五年ごろ）から、蒜山は観光地として大々的に進展していく。平和で穏やかなリゾート地としてのイメージが前面に押し出された。戦争に関する事実や情報が表に出にくくなる時代が始まったのである。それは、ごく近年まで続いていた。とはいえ、現在の蒜山には、陸軍時代の史跡が一部残されている。軍馬育成場時代の土塁は、総延長約六〇キロメートルのうち、約四〇キロメートルが残存している。昭和三十年代後半（一九六〇年ごろ）までは、放置された戦車も残っていた。



写真4 移築された八束廠舎の建造物（一部改装）

戦車用として整備された直線道路は、石が多く、一般の利用には不向きであったが、のちに整備され、国道三三三・四八二号線となっている。戦時中の幅が維持されている場所もあるものの、多くはその後拡幅工事が重ねられた。数は少ないが、トーチカ・監的硝・貯水槽・地下壕なども残っている。また、建川台の演習場地鎮祭記念碑、八束廠舎の建設記念碑及び東門門柱（西側）は、当時のまま現存している。

さて、近代社会を迎えて以降の、蒜山地域における軍事と地域社会の関係を観てきた。語りが閉ざされてきた期間が長いだけに、その復元に

は困難さを随伴する。軍事施設の解体や自治体合併に伴う公文書の散逸なども相俟って、文献資料で裏付けられる部分は少なくなってしまう。その意味では、本講演も、聞き書きや文芸・自治体史所収資料など、偏向した残存資料に依拠した歴史叙述であるという点で、大きな限界を有している。新しい資料の博搜が急務である。その成果次第によっては、既述の評価についても再考する可能性があるだろう。

最後に、今後の実態解明に資するべく、幾つかの課題を提示しておこう。蒜山地域では、演習場だけでなく、戦争体験そのものの記録化を進めている。戦場だけでなく、家庭や学校・職場で同時代を過ごした人々の記録も重要と考えている。文字化された情報だけでなく、聞き取り調査時の音声や映像記録も残そうとしている。また、可能な人には自分史などの執筆を促す活動もしており、可能でない場合は、俳句や短歌といった文芸の中でその回想を反映してもらおうよう計らっている。困難ながらも、広範で緊急な聞き取り調査と記録化が求められている。

一方、戦争資料の保護も急務である。銃弾・砲弾や軍隊関係の品、文献、戦時下の暮らしを示す品など、さまざまな資料が散逸や廃棄の危機に瀕している。所在が明らかになったものから、所有者と交渉し、調査・記録化した上で、所有者の意向が許せば、博物館などの収蔵施設に移管し、分析・研究を進めている。とはいえ、膨大な資料の一端に過ぎず、広く告知した上で、所有者に情報提供と保護を依頼する必要がある。多くの歴史資料がそうであるように、高齢化や過疎化・核家族化によって、資料は散逸と廃棄の危機に晒されている。とりわけ戦争資料は、民俗資料と同様に、聞き書きと結び付くことによって理解される部分も少なくない。聞き取り調査も同時並行して行われるべきであろう。さらに、蒜山地域特有の事象として、戦争史跡の保護が課題として挙げられるであろう。石碑はともかく、土塁や旧廠舎を再利用した木造建築物などは、すでに朽ち損じて状態の悪いものが多い。また、コンクリート製のトーチカ・監的硝・貯水槽も経年劣化し、大きく損傷している。これらの史跡を、指定文化財として、また

は戦争・平和学習の教材として、保護・整備しながら活かしていく必要がある。語りだけでなく、実際に目に見えるモノ資料として残っていることの意義は計り知れない。

加えて重要なことは、戦争体験の継承である。文字化・映像化された記録とともに、戦争経験者が自身の言葉をもって若い世代の人々に語り継いでいくことも重要である。古老が小学校などに出向き、自らの体験を語る授業も行われつつある。また、困難な場合は、その継承者が学校や地域集會に出向き、児童・生徒や保護者、地域の人々に戦争の経験を語る機会も設けられている。幸い、諸機関が積極的かつ好意的に受け入れる土壌は生まれつつある。

既述の通り、蒜山地域は戦争に巻き込まれただけでなく、積極的に支えた面も有する。たんに演習場の実像を明らかにするのみならず、地域や人々との関係の中に位置付けていく視座が必要である。蒜山原陸軍演習場は、岡山県はおろか、日本を代表する戦争史跡と位置付けてよい。戦争の実像を知り、普遍的平和を希求するモデルとなるべき材料でもある。その歴史的意味を深く理解する必要がある。本講演で述べたことは、個別的・特殊的な地域の事象ではなく、普遍的な世界史・人類史の問題と捉えるべきである。蒜山地域が経験した戦争の歴史を、どのように未来に活かすことができるのか。その方法を不断に問い続ける営みこそ、人類の叡智となりうる。

#### 〈参考文献〉

- 丸山宗重『かんでらの灯』私家版、一九五五年  
八束村史編纂委員会『八束村史』八束村、一九七七年  
川上村史編纂委員会『川上村史』川上村、一九八〇年  
田村恵『田村真一歌集』私家版、二〇〇三年  
『記録にない島 毒ガス島歴史研究所会報』五・六号、二〇〇〇年

徳山鍬也（蒜天）『蒜山土壘記』私家版、二〇〇八年

行武正刀『一人ひとりの大久野島』ドメス出版、二〇一二年

坂根嘉弘『西の軍隊と軍港都市』吉川弘文館、二〇一四年

前原茂雄『よみがえる蒜山の原風景』真庭市教育委員会、二〇一八年

#### 〔附記〕

本稿は、二〇一九年七月七日に、岡山県立記録資料館で開催された、「語りで描く蒜山原陸軍演習場の実像」と題する講演会の内容を、後日の研究成果を加えた上で再構成し、新たに書き起こしたものである。それに伴い、改題し、大幅に加除補筆した。したがって、当日話した内容そのものではないことをお断りしておく。

（まえばら しげお 真庭市蒜山郷土博物館）

## 【資料紹介】

# 中川横太郎の演説筆記二篇

定兼学

中川横太郎は、岡山の明治を語るとき、どうしても欠くことができない人物である。<sup>①</sup>その略歴は後の表1を参照されたい。世間では好意を込めて

「奇人」と称している。それは行動の傑物ぶりではなく、「無学文盲眼中一丁字なき」ところにも拠るだろう。岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫には中川横太郎の建白書にも「文盲愚昧にして」<sup>②</sup>とか、「今代筆を以て其嚴要たるものを写添へ」<sup>③</sup>とある。しかし、全く文字を読んだり書いたりできなかったのかといえば、そうではない。当館所蔵中川横太郎関係資料には大部分がひらがなの横太郎宛書状が多く存在する。また明治三十二年（一八九九）六四歳頃のものとして推定できる「いけだ家にくわんするけんぱく書」<sup>④</sup>と記した建白書は横太郎の筆跡（写真）と考えられる。



写真 中川横太郎自筆建白書

今日残る横太郎の発言がわかるものは池田家文庫には前掲の他に一つの建白書<sup>⑤</sup>、岡山大学附属図書館所蔵野崎家文書には演説一つが残る<sup>⑥</sup>。さらに当館所蔵中川家資料には前掲建白書のほかに四篇の演説筆記がある<sup>⑦</sup>。演説こそが、彼をして岡山の人びとの記憶に残る「奇人」評判の根拠といえよう。肉声や、息

吹を感じながら読み、横太郎の姿を思い浮かべていただきたいと思います。今回は次の二篇から彼の訾咳に接してみよう。

なお、翻刻にあたり、適宜句読点を付し、改行を行った。当て字や送り仮名表記は原文のまま。原文に付しているルビは（ ）内に入れた。

### 【資料1】 「中川横太郎講話速記録」（中川横太郎関係資料B101-14）

この演説は、明治十七年大日本私立衛生会岡山支会設立前後のものとして推定したい。その前年講師の免許状を得て、横太郎は大声で路傍演説をした。話はあちらこちらに飛び、衛生問題だけではなく、友人釈日正を応援し、日蓮宗不受不施派信仰についても言及する。

速記者が「中川用紙」と記した罫紙に筆写している。

### 【資料2】 「中川横太郎君演述 横井玄昌筆記」

（中川横太郎関係資料B101-12）

この演説は、明治二十三年の頃であろう。冒頭の杉山君とは弟岩三郎のことで、この年ドイツから帰国した。資料1と同様なかなか演説の趣旨は読み取れないが、孔子やベンサム、管仲など東西偉人の言葉を織り込んで話し、聞く人の関心を引いている。朱書で校訂加筆しているので、刊行を準備した原稿であろう。

## 〈注〉

- (1) 久米龍川『健忘齋逸話集』、昭和十二年、岡山県人社
- (2) 西穀一「中川横太郎君略歴 明治三十六年四月十九日謹撰」(前掲『健忘齋逸話集』所収)
- (3) 池田家文庫※S3-151「騎馬隊設立ニ付建白書」、慶応二年)
- (4) 池田家文庫S3-9「中川横太郎乱世治術建白書」明治二年)
- (5) 当館所蔵中川横太郎関係資料B101-11「いけだ家にくわんするけんばく書」
- (6) 池田家文庫S3-143「国立銀行創立ニ付建白書」、同文写しが当館所蔵花房端連・義質関係資料A5-1990にある。
- (7) 太田健一「中川横太郎の演説『支離滅裂』の紹介―明治32年『生葬礼』の背景―」(『上代淑研究創刊号』一九九六年)に全文紹介されている。
- (8) 今回紹介していない演説は、B101-13「中川横太郎談話速記録」とB101-15「医薬分業ノ事ニ付医薬予備学校生徒諸子ニ対シ中川横太郎演説略筆記」である。後日を期したい。

## 【資料1】「中川横太郎講話速記録」

私が今夕御話致しますことハ、吾人生活上に於て寸時も欠ぐべからざる、則衛生のことに就て御話いたしますが、其衛生と申すことハ漠とした言葉であるが、凡てのもの何も関係する。凡てのもの何も関係すると云ふが、則経済の大原理たる処を有して居ると云ふことである。

そこで先づ体育と夫から金と、此二つのことハ世人が近頃知って居る。併しながら則精神上のことに就て尤も大関係のある衛生：其衛生と申すものと精神上と申すものとの関係を緻密に説明かすと云ふものハ余り聞きませぬ。併しながら凡てのことハ考より起ると云ふことハ、今更喋々私の弁を復たずして諸君の己に知らるゝ処でありませう。

そこで先づ其考と云ふものハどふ云ふものに依て起るか云へば、決し

て何も無しにハ起らぬ。花の美しきを見れば花の美しき考が起る。又美人の面(つら)を見れば、あれハ立派な面であると云ふ考が起る。是の如くすべて其物に依て考の起ることハ是ハ弁を復たぬことであります。

そこで諸君の知らるゝ通り、此考ハ必要であるが、扱方今世人ハ多くどふ云ふことを考て居るか云へば、一も二もなく欧羅巴々々と云ふことを考て居て、我大日本帝国に就ての考が薄いやふに想はれます。則是が衛生を論ずる処に至りて、其事に注意せぬが欠点のことを思ふ。併しながら、或場合にハあるか知りませぬ。そこで其考を惹起す。其考を養成すると云ふことハ何に依て養成せられてあるかと考まするに、是ハ中等以上の人ハ哲学或ハすべて文学等に依て能く養成されて居るであります。併しながら其以下の人に至りてハ少ない。

そこで国に取っての衛生は抑何に在るか云へば、葡萄の一本なり、茄子の一つなり、或ハ芋の一つなり、作るに在つて決してステッキを提げて喋々演説し、胸に金時計を光らして以て弁論して居るにハない。若し左様なことのみをして居てハ決して国の基ハ立ちませぬ。宜しく馬の糞のト握りなり拾って米の一ト握りなり作るが国に取って力あることと思ひます。其力ある考を惹起すにハどふ云ふものが・・・どふ云ふものが必要であるかと云へば、宗教であると思ひます。

然る処宗教と申すものにハ中にハ嘘ッハが多いと諸君も言はれませうが、私もそふ想ひます。併しながら此事を考まするに、彼医者が使ふ処の薬と云ふものハ果してどふで御座りませうか、抑々薬ハ人の為になるか、将た又為めになるかと云へば申す迄もない。是を沢山飲めば毒となる・・・死ぬる。併しながら医者病を治するハ其毒を適度に用ゐるからである。

諸君の知らるゝが如く名僧知識が説法をするにも多少の嘘を言ふ。併しながら其嘘なるものハ恰度医者が毒を飲まして病人を助けるが如くなのである。外科医が人を切つて其病を治するが如く、坊主が嘘を言つて無いことを有るやふに云つて人の悪心を翻へさして善心に立復へらせる。そこで私ハ想ひます。人の心、人の思ひを生ずる処のものを造り出すにハ宗教

に若くはないと。

併しながら其宗教なるものハ下等社会のものばかりが味ふものかと云へば、否な随分上等社会の人が味ふても味ひ尽し得られぬ程の妙味がありまする。併しながら坊主の不品行、其働きのない処から其妙味をして人に知らせ得ることが出来ぬやふになって来た。啻に之が妙味をして人に知らせることが出来ぬのみならず、終に人に利用されて仕舞った。

今日政治家の宗教を利用して居ることハ世界各国一般である、宗教の宗教たる之が力の全く知れませぬハ坊主が、夫を政治家に利用されたが為である。利用されたが為に宗教の宗教たる其立派なる所を説明かし得られないのである。

例へば歐羅巴で在任を捕へ貴様何宗であるかと尋る。尤も英吉利が多いさふで、其時私ハ無宗教であると云へば直に其者を調べずして須らく牢内に置く。此時に方り宗教を以て口を糊（ぬら）して居る坊主等の考はどふであるかと云へば、政治ハ多く宗教を助けて呉れて有難いと。斯様な考と共に宗教の考が薄くなるのであります。

例へて申しますれば、英吉利の女王の所に或者が往って、此国ハ能く治つて居ります。大変金があるが為でありますか。どふ云ふものが国を治めるでありますかと云ふ。処で女王ハ御机の上を御示しになって、是があるからと仰ふせがある。何かと云へば一部のバイブル：唯一部のバイブルがあるのみである。私ハ参つて見ませぬから本統か嘘か知りませぬが、そう承りました。

そこで其時に此宗教を商売に致し口を糊して居る坊主等の考ハどうであるかと云へば、我女王が斯く迄宗教を信して下たさるハ有難いものであると。此僧ハ随分立派なる僧である。そこで全くそう云ふ考を起すと同時に宗教の力が薄くなるのであります。

又最う一つハ英吉利のパーリヤメントでメンバーが寄合ひまして政治の事を議しまするに、先づ神に祈祷をする。是ハ全くあることであります。神に祈祷をして而て後に法律を組むと云ふことを承つて居ります。併しな

がら其メンバーが、果して全く神がある、神ハ恐しいものであると云ふことを直に承知して居るや否や。若し果して直に神のあると云ふことを承知して居るならば、只今の印度の如き有様ハありますまい。

印度から阿片を造らして支那に多く売つて居ります。よし又神があるとしたならば神ハ斯様な不公平なことハ承知しますまい。固より代議士となるものハ其位のことハ弁へて居ると思ひます。然るに其処に阿片を売らせる。是則神ハ吾々の恐るべからざるもの：、否な無いとして居るからであります。併しながら神ハ神として置き、又吾々の自由にし得らるゝものとして此二つに、則神を利用（かり）て多くの人を憑着して居るのであります。此憑着をするが為に神と云ふものが明に其処に顕はれぬことになる。又神の力が減したのであります。

先づ耶蘇教の方ハそふいふ風であります。扨顧て我日本ハどふかと申しますれば、日本も全くそふ云ふ有様をなして居る。彼釈迦が経を説かれた。大変経を説かれてあるに、後世のものが唯其文字に拘泥し、其字句に拘泥して、為に其経から全く示してある処の妙法：真理を合ツ点し得ませぬ。例へて云へば今人に眼鏡を与ふるとせば、各其人の眼の度に適（あ）はして之が眼鏡を宛てがはなければならぬ。然るに其度を測らず皆同一の眼鏡を以て本統のものとし、何人にも宛てかふたならば、啻に向ふものが見へ得ぬのみならず、終にハ人をして厭はしめることになる。坊主も是と齊しく、則同一の眼鏡を以て何人にも宛てがふたならば、幾ら宗教の衰へざらんことを欲しても夫ハ難い。処で従来同一の眼鏡を以て、是を宗旨の本体とし何人にも宛てがふた。夫故向ふが見へぬ。抑々是が一の誤り、其誤りハ宗教の衰へた一因となつた。是ハ恰度先刻言つた、則医師が毒なる処の薬を病人に与へるに、患者其者の身体に依て之が匙加減が違ふと同じやふにしなければならぬ。然るに夫を知らず無字なる患夫愚婦に向つて話すことをも、賢者に向つて話す。話したから賢者ハそんなことハ信ぜぬ、従つて輕蔑する。其輕蔑をされたが、則宗教の衰へた本である。

又居士になると坊主が喜ぶが、居士と云ふ居士が果してどうかと云へば、



居士が私の方へも参りまするが、大變の嘘ツ吐(つ)き、又不品行である。或ハ居士が宿屋に泊っても宿錢も払はぬ。此方から泊らせ、酒を飲せれば、未だ女郎買迄して帰る。そう云ふ居士がある、そう云ふ居士があるから日本の宗教が振ひませぬ。

そこで彼釈迦ハ四十九年一事不説と云ふことを云はれてある。其四十九年一事不説と云ふことハ四十九年の間段々人に話をなされた処で人が其話にからまされて、其話の初めから示してある実物の真理を合ツ点し得ぬ。夫故釈迦が、私ハ四十九年の間一つの事も説かぬ、私ハ何も話をしたことハないぞよと云はれたのである。

処で其後達磨等が又不立文字と云ふことを云つて、文字ハ對手にせぬと云つて一の法が出来た。其の方ハ今ハ敢て申しませぬ。そこで又日蓮が釈迦の説かれた経に在る粹の粹なる所を抜きまして、四十四年末眞実と云ふことを云つた。則四十四年の間に説いたことハ嘘である。是丈が本統であると云ふことを日蓮が言ふた。処で当時其日蓮の言ふた御経文を多分の坊主が飯種(めしだね)にして多くの人を憑着する。是に於てか日蓮が復た釈迦の言つたことを考へ、どふ云ふことを日蓮が考たかと云へば、天上天下唯我独尊と釈迦が言はれし、其ことを、是ハどふ云ふ心持で釈迦が話されたかと日蓮が考へますに、釈迦の思ひハ世の中凡ての事ハ我心より生ずる、則俗に言ふ地獄極楽ハ畢竟我心から生ずるから、心程大切なものハない、人ハ恐るに足らぬが、心程恐しきものハないと云ふ意味を以て居るが、則唯我独尊であると。

今日尚分り能く云へば、只今獄屋がある、獄屋があるが、此獄屋ハ抑も泥棒があるから獄屋があるか、將た獄屋があるから泥棒があるかと云へば、無論泥棒の出来ない前きに獄屋がある筈がない。泥棒が出来て仕様がなから、そこで初めて其奴を引ッ捕へて入れる。入れる其処を獄屋と云ふ。処で全体其泥棒なるものハ、人が泥棒せいと云つてなつて居るのかと云へば、決して然ふでない。則泥棒其者の心から泥棒することになつたのである。

畢竟ハ色々心の迷ひから起つた。色々心の迷ひから起るでありますから、そこでそふ云ふことのない中に、釈迦が天上天下唯我独尊と云はれ、達磨ハ心外無別法：心の外に法ハないと云つて居る。又日蓮ハ不受不施と云つた、不受不施ハ日蓮宗に限らず、何宗に限らず、仮令無宗教者に拘らず大切なことである。日蓮ハ不受不施：受けず施さずと云ふことを云つたが、釈迦ハ天上天下唯我独尊、達磨ハ心外無別法と云ふことを云はれましたが、何分此言葉ハ簡短にして中々人に分り難い。

そこで日蓮が言はれました不受不施と云ふことを：受けず施さずと云ふことハ、どう云うことかと云へば、物ハ他より宛てがふものではない。極楽も地獄も我心より生ずるものである、夫故心より貴い有難いものハない。ないが一朝考が違ふと心程恐ろしいものハない。実に我心から極楽も造れば地獄も造る。地獄も極楽も我心の中に在ると云ふことを説示すが為に不受不施と云ふことを云はれましたのであります。

然る処当時売僧(まやす)坊主等が寄合ひました、其時にどんなことを云ふたかと云へば、自身に飯を食ふ種が上がりかけると、其種に其時の役人に云ふた、釈迦の経文の中にハ隋邦毘尼(ビニ)と云ふことがある。是ハ第一国法に従つて、第二に法を説くのである。然るに夫に拘らず彼日蓮ハ国法輕んじ己れ自身に法を説く。実に彼ハ不埒ことを言つて居る。貴公(あなた)を輕んじて居ると、売僧坊主、或ハ売神神主が言つたに就き、人の氣ハ妙なもので、是程良い法なるにも拘らず、終に日蓮を攻め、日蓮を攻めるものが陸續出来て来た。

併しながら日蓮の考ハ凡ての物自然の理、則天地自然の其理に則り成立つた法に従つて、之が法を説くと云ふので、例へば御互に身体が無ければ言(もの)を云はふと云つて言ふことが出来ぬ。身体があるから言(もの)が云へる。此身体に従つて法を説くから身体ハ大事にしなければならぬ。身体を籠末にしてハ何するにも出来ぬ。又人を助けるにしろ金が無ければ出来ぬ。其金も身体がなければ出来ぬ。凡ての物、何物であれ自分の身体、心から：自身の心から働きも出来れば金も出来る。

日蓮の言った法ハ自然天地間に行はれて居る処の法に依て、其法を説くと云ふやうな意味なのであります。然るに夫を売僧坊主が経文にハ隋邦ビニと云ふことがある。隋邦ビニと云ふことがあるにも拘らず、日蓮ハ夫に拠らずして己の勝手次第なことを言ったと云つて、其経文に依て段々人を惑はず弊が出来て来た。そこで日蓮ハ其釈迦が四十九年一事不説と言はれた意味から、去曆昨食ト云ふことを己の弟子に向つて説き、貴様等如何に難儀をすると云つても、此天地間に行はるゝ法を詐ること勿れ。人ハ其天地間に行はるゝ法に依て成立たなければ成立たぬ。其法が大事である。其法を成立たす為にハ仮令此身体ハ粉末微塵にされても構はぬ。去年使つた曆ハ今年の役に立たぬ。昨日食つた飯ハ今日ハ用をなさぬ。今年ハ今年の曆。今日ハ今日ノ飯でなければ往けぬ。役に立たぬと斯様に日蓮も申しましたから、そう云ふ処を翫味して見ますれば、不受不施と云ふことも能く分りまするが、前申しました此衛生と云ふことに就てハ、此宗教と云ふものにどふ云ふ関係があるかと云へば、宗教ハ人の心に就て尤も関係がある、宗教ハどふ云ふことが云つてあるかと云へば、只今申しました通り、自身の心から地獄にも往かれゝば極楽にも往かれる。

されば心を大事にしなければならぬ。其心に従つて働く。働いて往かねばならぬと云ふのである。則其自身の力一杯、力に出来能ふ丈け、則百姓ハ百姓、大工ハ大工、御役人ハ御役人と余念無く其自分の力に出来能ふ丈け働くのであります。

彼熊沢蕃山ハ恥を知ると云ふことを申しました。是ハ簡短であるが、どう云ふことかと云へば、雲雀ハ雲雀で天然の俣で、朝早くから飛んで囀る。人ハ人で何業を問はず出来能ふ丈け働く。此雲雀が唯朝早くから飛んで囀るも、人が業を勤めるも、各其己の力一杯の事をやれば宜いと云ふことなのである。

然るに、人が此事を何時間すると何程の銭になる。銭に対して仕事をすると云ふ工合になると、銭を沢山取る人ハ尊く、取らぬ人ハ卑しいと云ふ心になる。其考と共に卑屈になり、銭を沢山取らぬものハ最早詰らぬと云

ふ卑屈魂情になる。が決してそふ云ふものでない。乃ち己の力に応じ、力一杯のことをやれば宜いのであります。恥を知るとハ其ことなので、蕃山が其ことを言ったのあります。

又此事ハ荘子も言つて居る。則大鵬の一ト翼に千里飛ぶも、鷦鷯が僅か二三間飛び溝をつゝいて居るも、其分を尽すに至りてハ皆同じである。各其自分の力一杯のことをすれば宜しいと云ふことを簡短に説明かして居ります。

例へば彼ガリレオはどふであります。彼ハ自分の尽し得られる丈ハ働いた。けれども其自分の働きの為に終に彼ハ首を切られた。併しながら是ハ価が無いかと云へば決して価の無いことハありません。如何なる学者も皆価のあることハ承知して居る。そこで私ハ物を知らぬで言ひ損ひもありませんが、大体宗教と云ふものと、衛生と云ふものに就て、そう云ふ関係があるかと云へば、尤も体育知育の教育もありますが、心の上の教導と云ふものが大事である。其心の上の教導に就て宗教が尤も必要である。

処で目今其宗教が詰らぬやふになつたのであります。売僧坊主の戒の悪い処からなつたのでありますから、売僧坊主に頓着せずして宗教の宗教たる所を味ひ、不受不施と云ふことを知ることが必要である。実に此不受不施と云ふことハ禅宗にせよ、浄土宗にせよ必要である。此不受不施を説くに限つて居る。併しながら斯く申すも私ハ兎角坊主に従つて坊主の講釈を御聴きなされと云ふのでハありません。唯不受不施を明にしたいので、此不受不施を明にすると云ふことハ、人が各其分を尽すことなのであります。

例へば大学者ハ大学者の分を尽し、百姓ハ百姓の分を尽す。則其分を尽して努める。私が斯くやつて居りますのも、私が私の分を尽し努めるから斯ふなつたのである。決して人から貰つたものでない。又人の助けを得てなつたのではない。則私が此位の働きをするから此位なのである。私の働きが私を助ける。此働きが私を極楽に置く。

併しながら一朝難儀があれば忽ち地位を変へる。すべてそふ云ふことハ

私の心から起る。此事を知るが、尤も必要と思ひます。余り長く下手説法を致しましたが、是からまた学士方に御尋なさって、其人方から御聴きなされば心の上に就て御教へがあると思ひます。

心ハどふ云ふ風にして宜いか。哲学士、凡て学士と云ふやふな人ハ承知して居るから、世間にハそう云ふ学士と云ふ人よりハ馬鹿が多い。馬鹿に就て教へるにハどんな事が宜いかと云へば、宗教、其宗教ハどんなことを教へるが宜いか。云く不受不施、則不受不施を教へることが緊要である。其不受不施の何たることを知らぬ坊主が、未だ宗旨を売って飯を食って居る。實に是ハ慨はしきことである。

世人が此不受不施を知ることハ尤も必要である。先づ此位にして御免を被ります、そこで尚一寸申しますが、以上の如く述べましたが、私ハ決して此坊主の鼻屑をするものでハありませぬ。私ハ禪宗の坊主にも中の宜しいのがあり、又悪いのがあります。

此事に就き日蓮のことを申しましたが、私の宗旨ハ浄土宗でありますから一言其事を申上げて置きます。

## 【資料2】

(朱書校訂記入があり、抹消は二重線で、加筆はゴシック体で入れる)

一紙下げて書くべし 緒言(緒言は末尾に記述している)

中川横太郎君演述 横井玄昌 筆記

私の友達が来られまして、申されまことに、杉山君が帰られたに付き、定めし善き土産が有つたであろうと云はれました。付きまして、私に最も好き土産が有りましたから、聊か御分配申しますから、之を取つてお帰りなさるは貴君のお心にお任せ申します。

此土産を只今差し出すについて、私考へまするには、野人が芹を得て此上も無き味として其君に献じた事があると承りた事がありました。只今岩三郎の持帰つたる土産をは、野人が田の中の芹を此の上も無き味と

して献じたを同然に、横太郎が考へて居るかとの思召もあるかも知れぬが、此土産は野人独り考への野芹とハ事替り随分此土産にて一家を利し、一村を利し壺国を利し、遂に天下を利するに足ることは必然であります。其土産に曰く、第一注意、第二勉強、第三品行、第四経験、此四つノ語ナリであります。

此事を申せば、何乃公も其位の事は知って居る。古臭ひとと思ひあるかも知れぬが凡そ動物が此世に生れ出して食物、衣服、巢がいるは余程古臭ひ事と私は思ひますが、其古臭ひ事が立派に出来さへすれば結構と私は思ひますから、先つ注意と云ふことも私はお話し申ませう。跡のことは他日に譲ります。

其注意と申す事は、之を言へば長く、之を味えバ尽くすべからず。能くよく之を区分してお話し致しますれば、毎日一時間宛お話し致しましても遂に二、三年間の日子は掛らなくてはお話し致されませぬ位故、只ホンの大略をお話し致します。

此に比喩を引てお話し致しまするが、必ず此話をば能くお心を付け御注意あつてお聞取を願ひます。私幼少の時分に論語の講釈を聞いたことがあります。孔子様のお話に君子は争はず、争へば必ず射か揖讓して、上り下つて飲ましむ。其争也君子なりとの事がありました。君子でも弓を射て的中でごくを致し、中てた方は立つて酒を飲み、外づした方は坐つて酒を飲む。此れは中てごくして勝負したに相違なし。悪く云へば博奕、善く云へば競ひ。此競ふ事が所謂ル優勝劣敗、或ハ弱肉強食等言フ有様毛頭ハレ来り。又此ノ競フ中から世の中に文明が進むと思ひまして、

又私が幕府時分馬の稽古に東京へ参りました。其参りがけが寒中にありまして、其時に雲助が破れた単衣を体に引張り、蓬頭赤足で重たき荷を担ぎ、歌声勇ましく活発に道中して居りました。其雲助に拵てめえは寒くぬねいかと私が尋ねました。雲助申しまするに、ナニ檀那、顔に衣服を衣て居るものはない。からだ中顔だと思へば格別寒ひことは本小ありゃしないと云ひました。

又腹がニガリはせんかと尋ねましたら、折節腹は~~ニガリ~~ます~~ニガリ~~や  
す。其時分には、ナニ腹がニガルは人の腹だと思ふて我慢をすれば我慢が  
出来~~ます~~るのさ、と申しましたぞ。

ソコデ私が拵てめえは何が~~ニガリ~~かと尋ねましたら、左様さ、日本では  
雲助は侠客の内、ゴギな~~ニガリ~~があり~~ます~~や。御存じの通り薩摩では他  
所の者はヘーラセない（入らせない）規則であります、おいらは此長持  
を担ひでドツドと薩摩の国へ出入りします。其上草鞋掛け、~~ニガリ~~など振  
りマラで殿様の式台へドンドと上ります。其節時ハ役人等は上下ガケで  
坐つて居ます。其中を~~ニガリ~~を振つて威張るのが、此が一の~~ニガリ~~であります。

最一つは博奕は打つ事ならんと云ふ極りがあります。夫れでも私~~ニガリ~~お  
い共ハ宿へ着けば直に博奕を~~ニガリ~~ます。役人が能々叱りません。何故  
なれば役人が叱ると明日から長持は動かん。此れが私~~ニガリ~~おいらの生涯の~~ニガリ~~  
ありますと雲助が話しました。

君子も一つ争ふて楽しむことがあれば、雲助も人の出来な~~ニガリ~~いことをして見  
ようと云ふて争ふ処から、重い長持が動く~~ニガリ~~と云ふ利があります~~ニガリ~~はあ  
せんか。

其他日本でも、古来から弓を射つてはハズかけ、鉄砲打ては~~ニガリ~~燭かけ、  
皆博奕はならぬと云ひ乍ら、堂々たる士分が公然と~~ニガリ~~人稠坐の中で賭事するを許  
してありましたが、此れは賭けこは悪くても弓や鉄砲が競ひ~~ニガリ~~よつて上手  
になれば国の為になるからであります。

又馬を飛ばして賭けこがあります、此も馬の~~ニガリ~~の~~ニガリ~~馬逸物と乗~~ニガリ~~人  
ノ上手なのが出来る利があるから、博奕を細目で見てあるのと思はれます。  
此等の細目が国を富す事に付て、却て大なる注意と私は思ひます。

所謂のベンサムのユーチリデーと申すも、此等のことかと思ひます  
此事を考へますと、ココデ注意せぬとならぬのは、骨牌でも西洋人が  
頻にやる処から、日本でも物品を賭けてやることなら、骨牌遊びは構はな  
いと云ふ事になりました。物品と錢とは違ひは致しまするけれど、錢は物  
品の代理者にして物品が本であると思ひます。

又孟子の云ふて居ますのに、王何そ必ずしも利と云はん、亦仁義ある  
のみと申して居ますことがあります。此仁義は手段にて目的は国を我  
物にするのであると思ひます。此事に依つて考へますと、何でも角で  
も西洋人がする処から御免になり、西洋人の物ならば高ふ~~ニガリ~~売買しても善ひ  
と云ふことになりまると、人は西洋人になつきまして、西洋人と共に仕  
事をすれば、先づ叱られぬと云ふ思を起しませう。

尙とあれば、茲二証を挙げば、鶏あり、何なり角なり日本の物でも随分  
善きものがあります。然し日本の鶏の卵は一つを壺円で売ることが出来  
ない。西洋人の鶏の卵なら一つを五円にでも~~ニガリ~~売出来る。此等の事をして  
行くと、彼の孟子が云ふて居る、王何ぞ必ずしも利を云はん、亦仁義ある  
のみと云ふ事がありはせんかと私心配つて開巻に私利の原を塞いでおりますが、  
今又地底より其声を発するを聞くの思ひが致します。此が注意でありませう、  
馬鹿には注意してもわからないから、仕方がないが、貴君方がお尋ねだか  
ら注意したお話しを致します。

夫から又人を殺すのは悪ひと云ふ事は誰も知つて居ります。人殺をした  
人をば悪人と申しませう。夫れのに~~ニガリ~~爺婆までが御人善しの様二思ふて居る。孔  
子は小正卯を殺したの~~ニガリ~~此西觀の間に首足処を殊二してめちやめちやに殺して仕廻  
ました。ナゼ孔子を悪人と云はずして、孔子様孔子様と人が申しますか。  
此は彼のユーチリデー即便宜に依つてであります。

一人の小正卯を殺したが為に多くの人が助かったに依つて孔子を人が崇  
めるに間違なし。果して然らば、私が折々に鳥に喧嘩をさして見ますの  
を、貴君方がやれ博奕が出来るの~~ニガリ~~と云ふて御意見なさるが、博奕を  
打つか打たないかは知りませぬが、好し物品を賭けるとした処が一羽の喧  
嘩鳥をこしらへるには百疋羽位も~~ニガリ~~小正卯立て、逸群の中から選らな  
くては中々出来ませぬ。然らば百羽の内から一羽引去るときは、跡の九十  
九疋羽は食物となりませう。御存じの通り榮養不良の日本人に肉食をさす  
るならば余程の益がありませう。一羽標準なり、他ハ其れが為め二間接の飼養を  
持て悉く凶暴なるときハ、丁度孔子様が一人の人を殺して沢山な人をくつろ

がしたと同じ事で、一羽の物品賭ケ鳥が出来た為に、其外に国産となるべき物が沢山出来たら国を富すの仕事でありませう。

其他、人に毒を飲ましては、不可とありましても、其の事詠を能く知ゆれば固より成りませぬ。然るに之を善く用ゆる医者はモルヒネだの何だのと云ふ毒を人に飲ましなから、お医者様とか医学士とかドクトルとか人が持て難すは、場合と人とに依つて差引勘定の立つ処からでありませう。此等の事に能く注意しなくては国は富みません。国は盛になりません。此他注意に付ては此類の事が沢山ありますが、一朝一夕云ひ尽す訳に参りませぬゆえ、かひ摘んで其一端を一寸お話し致します。

聖人も云ふて居まする、水清ければ大魚なし。此語を能く能く注意して考へて貰ひたい。

重箱の隅の味噌を棒でコセクル様な事ではとても英雄豪傑は出来ぬ。都て注意ありたしと、或人に私、語りましたら、其人、笑ふて帰りました。其笑ふた事をば能く能く考へて注意してみますと、其笑ひに味があります。又味がないかも知れませぬ。ここは知る人ぞ知る。聞く人ぞ聞くと申すより外ありません。これ又御注意の御判断を願ひます。

### 緒言

逃れるに逃れられぬものは自然の理。悪き病毒に逢へば病を生ずるも自然の理。其病氣に罹りぬ内に能く注意して病毒を避けるべし。困窮者にはなやぬ内に管仲の言葉にも上医ハ国を医し、医は病を医すと。家の病ハ貧弱なり。国の病も貧弱なり。能く注意して病に罹らず、家を富し、国を富ませし。転ばぬ先の杖。衝く衝く思案を固めて世罹りの陰阻の道を歩み玉へ。穴賢穴賢

(左ノ文章ニハ適宜送り仮名、返り点ガアルガ略ス)

孔丘与雲助 阿月様鼈滅法差 博奕与闘鶏似処 素非無嫌疑 一入健翁  
健舌裏 談天 龍風雨馳 孔翁殺人 非悪 雲助裸暮有楽為 養鳥為国家  
岡目彼是不言宜 贏金貯錢億万々 注意勉強是吾師 此論全体道而解 一

声囉叭向風吹 恭而拜聽感服仕 奉贊妙々又奇々 吾雖讀書是素人 君雖  
非医 是上医 吾貧全從不注意 信心銘肝鼻水垂 欲評一言無言 草聊揮  
秃筆 向硯池 詩成僅々数十字 視人視兮知人知  
題中川君著書後 無名老子

(さだかね まなぶ 岡山県立記録資料館)

表1 中川横太郎略年表

(月記載がないものは、月不明)

年代	歳	おもな事績	おもな関係人物、事項	
1836	(天保7)	1	出生(父・亀之進)	
1852	(嘉永5)	17	初目見え 当時父は御城番、鉄砲方御用箱火事番	
1857	(安政4)	22	父、御城馬術心掛厚く出精ニ付小姓組馬役53歳	師・早川浅右衛門(馬術)
1858	(安政5)	23	父の供で江戸へ行く	
1859	(安政6)	24	弟、岩三郎、杉山家に養子	弟・杉山岩三郎(5歳年下)
1863	(文久3)	28	父58歳病死につき、相続90石	
1864	(元治元)	29	一宮馬市御用	
1865	(慶応元)	30	3月江戸詰め	藩主・池田茂政
1866	(慶応2)	31	5月帰国 6月横太郎と変名 このころ「騎馬隊設立建白書」	
1868	(明治元)	33	6月馬役御免 7月上京 9月東京	
1869	(明治2)	34	正月厩取締出精につき御賞賜 4月帰国 5月加増20石、執政に 6月6等席、陸軍主事支配厩牧幹事 8月御馬御用兼勤 「乱世治術建白書」 9月藩制改革につき知行75石に 10月蒸気船で東京へ 11月帰国	知藩事・池田章政
1870	(明治3)	35	10月判任小属、厩牧幹事、権大参事 閏10月75石から現石18石、小属に	弟杉山岩三郎、鹿児島で西郷隆盛と会談
1871	(明治4)	36	8月県大属 学務・衛生主任 県庁人事抗争にて9月免職 炭谷小梅を落籍し同居する	森下立太郎らと対立 11月杉山岩三郎岡山県に出仕 妾・炭谷小梅
1872	(明治5)	37	牝馬を42匹購入、5月には53匹を山田方谷の閑谷招聘に備中刑部行く。 国富荘太郎、国富大三郎らと社倉を発案、天瀬にできる。	9月杉山岩三郎、島根県権参事に、11月免官
1873	(明治6)	38	明智塾開設し総轄に、副総轄に国富荘太郎、建石万一郎 2月県権大属、3月県大属、5月美作血税一揆鎮撫に出張	西毅一も岡山県大属
1874	(明治7)	39	地租改正反対騒動に出張説得	
1875	(明治8)	40	アメリカ人医師ワース・テラーを岡山県病院に招へいを斡旋 10月県大属、11月県小属	県令・高崎五六 県参事・西毅一
1876	(明治9)	41	10月「国立銀行創立に付き建白書」	
1877	(明治10)	42	西毅一と東京、高知へ、勝海舟、福沢諭吉、板垣退助らを訪う 小梅、とよ出産	10月杉山別邸に閑谷分齋を開く
1878	(明治11)	43	新島襄を神戸から同行して岡山に、福沢より手紙来る 愛国社の植木枝盛ら岡山にて会う	10月士族授産の有恒社創設(杉山岩三郎)
1879	(明治12)	44	ベリーを伴って神戸より帰る このころ赤い靴を履く 板垣、片岡らと大阪で面会 路傍演説認可を得る 高粱の柴原宗助にベリーら紹介	招聘・ベリー 高粱で福西志計子 8月杉山ら篤行社創設
1880	(明治13)	45	金森通倫が来る。紙屋町の聖書頒布所設置を横太郎が斡旋 小梅、中川家を出る 士族授産の微力社を起し児島湾干拓を企画 微力社(社長西、副社長横太郎、取締役谷川達海)	微力社長・西毅一 岡山紡績所できる 岡山藩士族・谷川達海
1881	(明治14)	46	閑谷齋再興の保齋会発起 17年私立閑谷齋開校	花畑紡績所できる
1882	(明治15)	47	微力社が児島湾埋め立て断念し、有終社に	
1883	(明治16)	48	講談師の免許状を得る	
1884	(明治17)	49	大日本私立衛生会岡山支会設置に奔走 <b>資料1(この頃)</b>	岡山医学校長・菅之芳
1885	(明治18)	50	岡山東中山下の教会額に西毅一の書を、横太郎仲介 焼屍場設置を発起	
1886	(明治19)	51	2月女子原泉会を発起する。 9月山陽英和女学校発足支援 南方から北方に転居し牛乳渡世はじめる	10月杉山岩三郎、岡山放牛会社設立

(続く)

(続き)

年代	歳	おもな事績	おもな関係人物、事項	
1887	(明治20)	52	4月岡山で山口勝定らと岡山・広島・愛媛3県の鶯大会を開催 東中山下に薬学校設立(9月開校)に尽力 「医薬予備学校に関する演説」 7月牛乳販売 県病院入院患者の飲用勧める	杉山岩三郎(47歳)ドイツ旅行出発、3年後に帰国
1889	(明治22)	54	山陽英和女学校の幹事兼舎監に	
1890	(明治23)	55	御津郡と津高郡合併に反対し、関係者16人と貴衆両院議長に陳情 資料2(この頃)	衆議員・西毅一 11月篤行社解散
1892	(明治25)	57	4月杉山岩三郎と競馬会社設置発起	5月岡山電灯会社創立 11月岡山米取引所成る
1893	(明治26)	58	神戸遊学の娘とよから手紙来る 10月野崎武吉郎から借金	野崎武吉郎
1894	(明治27)	59	閑谷のために備中辺に行く 東京、大阪、広島に行く 東京では品川弥次郎に面会 「支離滅裂」演説	閑谷拡張尽力・西毅一
1895	(明治28)	60		岡山貯蓄銀行開業、中国銀行発起
1896	(明治29)	61		関西物産会社設立、御野銀行設立、赤十字支部に看護婦養成所設置
1897	(明治30)	62	「岡山県女学校拡張ノ意見」を作成して各地有志に配布募金活動をする	岡山銀行発起
1899	(明治32)	64	山陽女学校維持のため生葬式をする 「池田茂政墓所に関する建白書」	山陽女子・上代淑、義妹大西絹(舎監)
1900	(明治33)	65	山陽女学校の生徒に鯖鮓を喰わせる	
1902	(明治35)	67	福沢諭吉の幟をかかげて 「衛生演説」	
1903	(明治36)	68	4月15日大阪で死去 西毅一、中川横太郎君略歴を出版 ペテー追悼文	娘聳・青木要吉(六高教師、山陽女子校長)
1904	(明治37)		山陽女学校で追悼会	
1911	(明治44)		記念碑が東山に立つ → 現在は岡山城内堀ほとり	

・久米龍川『健忘齊逸話集』、記録資料館所蔵 中川横太郎関係資料 他より作成、歳は数え年

## 【資料紹介】

# 昭和三十九年度公害関係公文書

杉山一雄

## はじめに

公害には、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、悪臭など様々な種類があるが、いずれも人間による生産活動や経済活動などの営みの中で発生した災害であり、時代や地域に関わらず発生が知られている。

岡山県内でも製鉄、鉱山経営、備前焼生産などの活動により、燃料と資源獲得のために、土地改変、樹木伐採など古くから生活環境に大きな影響があったと考えられる。

例えば、江戸時代の公害の記録が残されている。県北部の中国山地では、たたら製鉄が盛んに行われ、製鉄原料の砂鉄を獲得するために、丘陵を切り崩した土を谷川などの自然流路の水流を利用して土と砂鉄に分ける鉄穴流しを行う際に、多量の土砂が河川に流れ込む。この土砂が近隣の田畑、用水や小河川を埋めて農作業や交通に支障を来してしまうだけでなく、濁水となって遠く離れた下流の地域にまで影響を及ぼして大きな問題となっていた。こういった公害の記録は、発生の原因と被害の規模を知れるだけでなく、当時の解決方法や対処方法も知ることができ、現代の公害対策を考える上で参考になる内容も含まれているはずであり、現在まで保管されている意義は大きい。

ここでは、岡山県立記録資料館が所蔵する公文書の中から戦後の公害に関する公文書を見ていく。

## 一 岡山県の公害対策

### (1) 戦後の岡山県行政

昭和二十六年（一九五二）五月に三木行治が知事となり、これまでの農業県から工業県岡山へと県政の舵を切り替え、瀬戸内海に面した倉敷市水島に水島臨海工業地帯を開発し、企業誘致を進めた。三十三年（一九五八）二月に三菱石油の誘致が決まって以降は、急速に誘致が進み、三十九年（一九六四）八月には二四の工場が立地するに至った。

三十九年九月、三木の急逝により加藤武徳が知事に就任し、交通・通信施設の整備に力を入れるとともに、新産業都市建設の促進、笠岡湾の干拓などを推進した。四十年（一九六五）に公害対策審議会が発足し、四十一年（一九六六）には公害防止条例を制定した。同年一月には、瀬戸大橋架設推進本部を設置してそれまで複数あったルートを一本化して瀬戸大橋架橋運動に注力した。

四十七年（一九七二）十月に就任した長野士郎は、平成八年（一九九六）まで県政を担った。人間尊重・福祉優先の施策の基本方針として「快適で健康な暮らし」「安全・便利な生活向上」などを目指し、交通網の整備とそれに隣接する工業団地の開発を進めた。昭和六十三年（一九八八）四月には瀬戸大橋が開通し、本州四国の交通の利便性が高まった。



表 公害対策関連略年表

年 月	出 来 事
昭和35年 7月 (1960)	公害対策調査会設置
8月	公害対策事務取扱要領制定
昭和40年 2月 (1965)	公害対策審議会設置
4月	企画課防災係を公害防災係に名称変更
11月	地域開発課・環境衛生課に公害係設置
昭和41年 4月 (1966)	公害対策連絡会議設置
10月	公害防止条例制定
昭和42年 1月 (1967)	企画部に公害課を新設
	公害審査会設置
8月	公害対策基本法制定
昭和43年 3月 (1968)	水島地区大気汚染防止基本計画策定
6月	大気汚染防止法、騒音規制法制定
昭和45年 6月 (1970)	公害紛争処理法制定
8月	公害対策本部を設置
11月	公害苦情相談員・公害監視員を設置
12月	水質汚濁防止法、海洋汚染防止法
昭和46年 4月 (1971)	環境部・公害研究所設置
6月	悪臭防止法制定
昭和47年 1月 (1972)	公害苦情処理局設置
6月	自然環境保全法制定
昭和48年 3月 (1973)	自然公園条例制定
8月	公害防止センターを開所

## (2) 公害対策の流れと体制づくり

戦後全国で工業団地が整備されていく中で、昭和三十一年（一九五六）に水俣病の発生が公表され、その後イタイイタイ病、四日市ぜんそくなど全国で多くの患者の報告が相次ぎ、公害に対する行政の対応への批判が高まってくる。

こういった全国状況や国の対応を受ける形で、岡山県では三十五年（一九六〇）七月に知事部局の各部長で構成する公害対策調査会を設置、八月には公害対策事務取扱要領を制定して関係部課の所掌を明確化し、各地から上がってくる苦情や公害相談への迅速な対応を図った。この頃の公害に関する苦情・相談の件数は、三十五年に七四件であったものが三十八年（一九六三）には一一四件までに増加しており、それらへの対応が急務であったことが窺える。四十年（一九六五）二月には、知事の直轄として

公害対策審議会を設置し、その中に大気部会、水質部会、騒音・振動部会を設けて三三名の委員を委嘱して、三月には第一回の会議を開催した。四月には企画課防災係を公害防災係と名称変更すると共に、十一月には地域開発課と環境衛生課に公害係を設置して公害への対応を明確にした。四十一年（一九六六）には国の公害対策基本法制定（昭和四十二年八月）前に公害防止条例を制定し、企画部に公害課を新設して対応の強化及び迅速化を図った。四十三年（一九六八）以降、大気汚染防止法、騒音規制法、公害紛争処理法、水質汚濁防止法など四十七年（一九七二）までに公害対策に関する法律が次々と制定される中、本県では四十六年（一九七一）に環境部と公害研究所を設置した。これはこれまでの公害防除対策だけでなく、自然保護の機能も強化する目的があり、四十七年の自然環境保全法制定に先立つ組織改編であり、新しい部の名称としては全国に先駆けたものであった。

以上のように、岡山県では、国の法整備などに前後して組織改編を行い、公害防除対策と苦情への対応を強化していったことがわかる。

## 二 公害関係の公文書

### (1) 資料の概要

岡山県立記録資料館には、約七万六千点の公文書を所蔵しており（二〇一九年三月三十一日現在）、このうち事案完結から三十年が経過した昭和六十三年度以前の公文書を公開している。この中で公害に関係する公文書は、昭和三十九年度から六十三年度までで約三〇〇点ある。本館では、一六項目の公文書等の収集選別基準を制定し公文書収集を行っているが、公害は特に重要な事案の一つとして継続的

に収集してきている。内容としては、訴訟、陳情、公害対策事業の策定・報告、公害防止事業の補助金事務、医療費支払関係など、公害及び自然保護を主管する課室において作成されたもののほか、公害対策調査会や公害対策審議会の資料などがある。

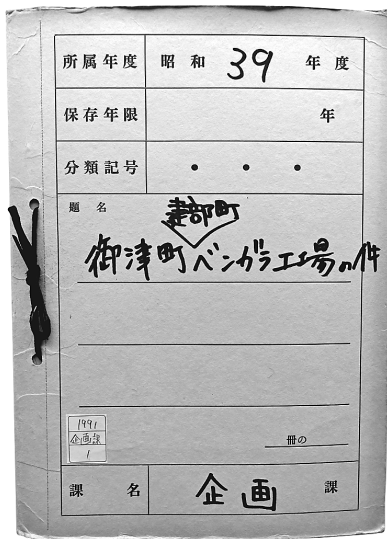
これらの中から、昭和三十九年度の公害対策行政に關係する公文書を紹介する。

## (2) 昭和三十九年度の公文書

### 【資料1】御津町建部町ベンガラ工場の件（一九九一／企画課／一）

企画課防災係が作成した綴りで、御津郡御津町（現岡山市）草生地区住民に発症した気管支障害に關連する対応経過をまとめている。

五月十九日付けの御津町長から岡山県知事職務代理者宛ての「公害に關する調査について（依頼）」の文書が岡山県岡山保健所長から進達された。その内容は、住民が突然失神状態に陥り入院したが、医師から亜硫酸ガスによる気管支障害との診断があり、地区住民に聞き取り調査を実施したところ、ほかにも多数の発症者があることが判明し、対岸のベンガラ工場からの排煙が原因と考えられるので「至急調査下さい」との依頼であった。



### 資料1

衛生部で現地調査を実施したところ、原因は工場の排煙と特定できたものの、御津町と隣接する建部町（現岡山市）にも健康被害が及んでおり、さらに農作物や養蚕業など多岐にわたって被害が確認された。この結果を受

けて、衛生部長から企画部長へ六月十日付で關係部署との連絡調整を依頼し、企画部長は翌十一日付けで環境衛生課、工業課、農産園芸課、普及教育課、岡山保健所及び津山保健所福渡支所の公害事務担当者に対して打合せ会に出席するよう要請した。

六月十八日の打合せ会では、工場に対する規制などの行政指導について協議されたが、まずは工業課で工場の実態調査を行うとともに、御津町に詳細な住民被害調査の実施を依頼し、それらの結果をもとに再度対策を考へることになった。

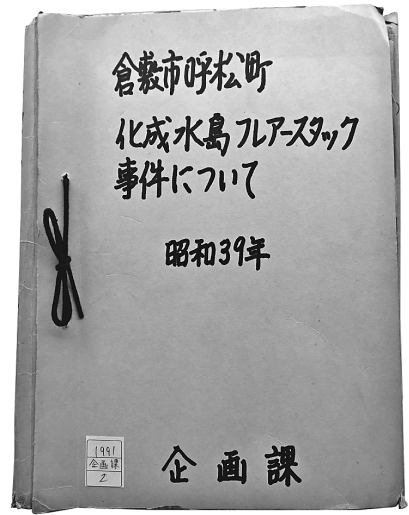
九月二十四日に調査結果の報告を受け二回目の打合せ会を行い、調査結果報告の公表、知事名での工場への改善勧告などの対応を検討しているが、住民と工場の間で保障などの話し合いが進んでいたことから、御津町の方針・態度の決定を待つこととし、引き続き衛生部が中心となって本件にあたっていくことが話し合われている。

### 【資料2】倉敷市呼松町化成水島フレアースタック事件について（一九九一／企画課／二）

企画課が作成した綴りで、昭和三十九年九月十日の「倉敷市呼松地区住民対化成水島間の紛争事件中無警告試験運転について」の話し合い解決覚書の調印までの経過をまとめている。

七月二日に化成水島の工場の試運転が始まり、呼松地区住民の間で吹き上がる炎の明滅、明るさ、悪臭及び発生音が問題となった。六日には倉敷市などが調査を行ったが、七日になって炎が消えた後に多量の白煙が立ち上ったことで一層騒ぎが大きくなった。この段階で、県は倉敷市と企業三社から聞き取り調査を行ったが、八日には新聞各社で騒動が報道されることとなった。

呼松地区の住民達は、七月十一日に呼松地区住民公害対策（反対）委員会設立の協議会を開催、翌日公害対策呼松町民大会を開催して宣言を決議し、十五日には代表者が県庁を訪問し陳情を行った。綴りには「公害対策呼松町民大会決議書・宣言書」と「公害対策呼松町民大会開催の趣意書」



資料2

が添付されている。その後、県と倉敷市は協議を重ねながら、知事と副知事が三菱本社を訪問して、善処するよう要求したり、県と市で共同して現地でアンケートなどの調査を実施したりして、二十二日には住民らに調査の間報告を行っている。二

十三日には県議会で解決措置についての意見聴取が行われ、紛争の仲介を県も取り組むことになり、八月十五日に企業側と相談し、二十七日に支持をしたことがわかる。この指示の後住民団と企業間で覚書の調印に至っている。

本件については、県は住民と企業が直接話し合っ解決する問題と考え、県は仲介人としての立場で臨んでいたことが覚書の署名からも読み取れる。

【資料3】倉敷市呼松町公害排除期成会（一九九一／企画課／四）

昭和三十九〜四十年間に企画課防災係が作成した綴りで、三つの案件が綴られている。

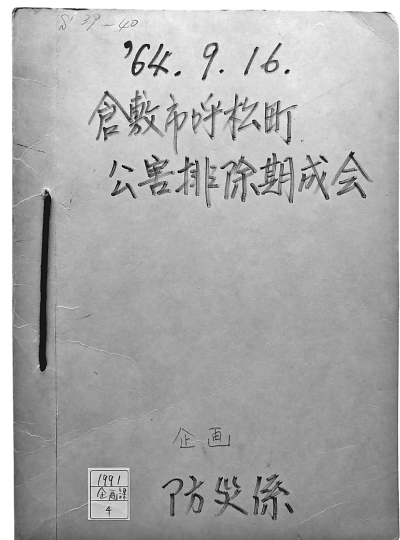
一件目は、昭和三十九年九月十七日に、呼松地区公害対策委員会代表が水島地区六工場に対して警告書等を手渡したことの対応記録である。書面を受け取った工場が倉敷市に地元代表との話し合いを設定してほしいと申し入れがあったことを県へ市から報告があった。これを受けて六社が受け取った警告書、要求書、申入書の写しを入手した後、県の担当者が各工場の対応方針の聞き取りをまとめて知事まで報告をあげている。工場側から九月二十九日開催の住民に対する工場説明会への県職員の出席を要望されたが「現段階で県が立会する要はない」として説明会を欠席した。

十月九日付けで倉敷市から公害対策説明会の内容報告がある。住民から

は、①なぜ会議に出席しなかったのか、②公害対策にもっと真剣に取り組んでほしい、③県衛生研究所が実施した水島地域の公害対策用の測定・調査結果の公表を要望するとの意見が出たとのことだが、県からの回答については不明である。

二件目は、十二月一日に呼松漁業協同組合長が、水島の工場に対して瀬戸内海への廃液の中止を申し入れたことについての対応記録である。四日に新聞に掲載されたことから県は工場担当者の聞き取りを行ったところ、工場としては自社だけが排水しているわけではなく、海水の汚染原因が特定できないことから、県と倉敷市での対応を要望している。同日、組合長から県庁で説明を受け、知事、企画部長、次長、開発課長及び水産課長が協議し、「まずは会社側が地元と折衝すること」との結論に至り、工場に伝えた。また、倉敷市民生部長には、会社と地元の折衝に主体的に配慮するように伝えていく。十日に漁業協同組合と工場、倉敷市、倉敷市議会議員とオブザーバーとして県職員が出席して調整会議が行われ方向性が見いだせたと記されているが、十四日付けで工場から知事宛に、「弊所排水について」として、県と倉敷市で解決を図るよう改めて文書で要望があがっている。

三件目は、昭和四十年四月十三日付けで倉敷市長から県企画部長に「関東電化工業（株）に隣接する集団の住宅移転問題について」第一回会合の概要として、住民は移転に同意しているとの報告があった。その後、倉敷市から提供があった「生計調査概要」「家屋調査・評価額」「土地調査・評



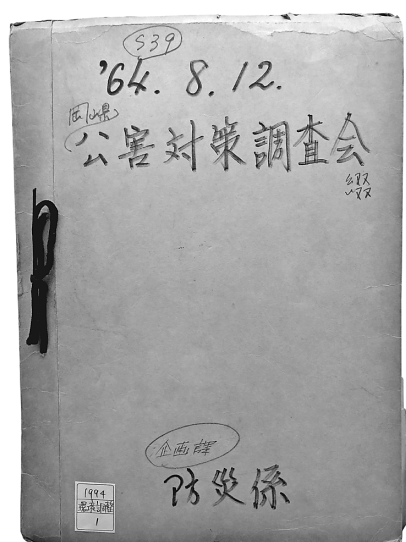
資料3

価額」「償却資産額」「周辺部の環境調査表」などの移転に関連する資料が綴られている。

【資料4】岡山県公害対策調査会綴（一九九四／環境調整課／一）  
企画課防災係が作成した綴りで、昭和三十九年八月十二日に開催した岡山県公害対策調査会の会議及び幹事会の配布資料集である。

議題は、一 最近の公害発生状況（呼松地区紛争事件の概要）、二 公害対策にかかる中央各省の最近の動き、三 公害対策にかかる県組織の整備、四 本県の公害防止基本対策の四つであった。委員は総務、企画、衛生、商工、農林、土木、民生労働の各部長七名、幹事は企画課、厚生課、環境衛生課、工業課、農産園芸課、畜産課、河川課、水産課、都市計画課の各課長九名で構成している。

議題一では、昭和三十九年七月十二日の呼松地区町民大会開催以降の経過をまとめた「呼松地区公害紛争事件の主な経過」を用いて協議している。議題二・三については添付資料がないため内容は不明である。議題四では公害対策審議会の設置を検討するために、①全国の設置状況、②審議会の所掌事項、③東京都・大阪府・神奈川県・静岡県・千葉県・新潟県・福島県の委員数とその中の構成（学識経験者・関係機関行政職員・当該団体職員・工場及び事業所の代表者・住民代表）④制定手続きの確認を行い、問題点として委員構成と



#### 資料4

所掌をあげている。また、規制条例の研究として、東京都・大阪府・神奈川県・千葉県・静岡県・新潟県・総社市の公害防止関係条例規定事項を①公害の定義、②規制方法、③調査の方法、④処理方法、⑤

罰則の有無の点に着目して比較している。この比較検討から、岡山県の公害防止条例を制定するにあたって、①工場の新増設、機械・装置の設置等を届け出させるか、②対象工場を限定すべきか、③公害発生時の措置命令をどこまで認めるか、④公害紛争が生じた場合の決定機関を設けるか、⑤立ち入り調査・検査の方法と程度などを問題点としてあげている。

ここで取り上げた昭和三十九年度の四点の公害対策行政に係った公文書について簡単にまとめる。資料1は、御津郡御津町で発生した大気汚染に関する文書、資料2・3・4は倉敷市水島地区で発生した大気汚染、水質汚濁等に関するものである。

資料1は、当初は衛生部において御津町からの文書を受取り、地元調査を行った。その結果、衛生部だけでなく他の部課にも関連する被害内容であったことから、昭和三十五年に設置した公害対策調査会の幹事会において協議が行われたことを示しており、本県における初期の公害対策行政の状況が窺える。

資料2・3は、昭和三十九年七月二日の工場試験運転によるフレアースタックの問題による呼松町民と工場との紛争が、その後水島工業地帯の他の工場との関連で広範囲の水質汚濁や大気汚染など複数の問題が短期間で表面化したことがわかる。そして、これらの紛争や公害問題に対する、県と倉敷市の考え方や対応の一端が見てとれる。

資料4では、公害対策調査会において呼松町の紛争を議題としているが、同時期の御津町の事案については資料が見られない。おそらく口頭での報告はあったかもしれないが、呼松町の事案が水島工業地帯に関連するものであり、今後の企業誘致や公害対策行政など県政に関わる重要事案と判断されたために議題にあげたと推察される。また、公害件数増加への対応や原因となる企業への指導・規制の困難さなどから、他の議題に上がっている公害対策審議会の設置、組織の整備、公害防止条例の制定の重要性及び緊急性を認識する上でも、呼松町の紛争を重要な事案ととらえていたこと

がわかる。

## おわりに

令和元年（二〇一九）十二月十三日から十五日にかけて、第七回公害資料館連携フォーラムが倉敷市で開催され、全国から一〇九名の資料館関係者、研究者、学生及び行政職員等の参加があり、活発な意見交換が行われた。本館も実行委員として参加し、資料分科会で発表する機会を得た。発表後の意見交換の場で、参加者から公文書館資料に期待することとして、行政が公害の発生から対策を講ずるまで、また公害対策事業等の策定から決定までの意思決定プロセスを公文書として収集・保管してもらいたいとの意見があった。

公文書綴りの中には、地元住民、企業及び地元自治体などから收受した文書に加えて、担当部署が行った行政活動の記録などが綴られている。しかし、公文書は行政が必要とする情報だけを切り取っていることから、公害の歴史のごく一部でしかない。したがって、歴史を後世に正しく伝えるためには、県・市町村の行政側の公文書だけではなく、被害にあった個人・集落などの地元資料、被害を出した企業・工場・団体等の資料をそれぞれの視点で収集・保存し、相互に比較することが重要である。収集・保存すべき資料は文書だけではなく、写真、映像、音声に加えて、治療や被害者の方が日常生活で使用していた道具、看板、チラシなどいわゆる民俗資料も将来に伝えるべき重要な資料である。

岡山県内には公害被災地がいくつもある。本稿で紹介した倉敷市水島地区に関連する資料は、みずしま財団が保管・継承活動を行っており、当館の所蔵資料と相互に補完しながら水島の公害の歴史を残していきたい。また、ほかの被災地についても、公害の歴史を風化させないよう地元の資料調査や連携を行っていきたい。

## 〈参考文献〉

- 安藤精一『近世公害史の研究』（一九九二年）
- 宮本憲一『戦後日本公害史論』（二〇一四年）
- 岡山県編『岡山県政史』昭和第三編（一九八八年）
- 岡山県編『岡山県政史』第四編（二〇一一年）

（すぎやま かずお 岡山県立記録資料館）

# 明治前期岡山県吏野崎家資料について

## はじめに

岡山県立記録資料館所蔵明治前期岡山県吏野崎家資料（本稿では以降当館所蔵野崎家資料と略称）は平成二十年十月に購入した総数二一六九点の資料群である。資料群名称は、岡山県吏野崎万三郎<sup>①</sup>に関するものが中心であることからそのように付与した。野崎万三郎に関する資料群は当該資料群の他に主なものに、岡山大学所蔵野崎家文書<sup>②</sup>、当館所蔵邑久郡西幸西村野崎家資料留帳類<sup>③</sup>、当館所蔵岡山県知事書簡<sup>④</sup>、公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会所蔵野崎万三郎資料<sup>⑤</sup>の四つがある。（下図参照）また、古書店に出廻っているのでさらに分散していることが考えられる。

岡山県立記録資料館では、二十一年度より古文書解読講座を受講した方々を中心に古文書目録整理ボランティア活動が開始した。当資料群は購入後、すぐにボランティアを中心に目録カード作成を進め、平成二十二年四月に作業を終了した。その後、目録カードのエクセルへのデータ入力、データの再チェックを行い、二十九年七月からホームページでの目録公開を行っている。

野崎万三郎が藩命をうけ岡山藩議院議頭となった明治二年の邑久郡議事院関係の資料にはじまり、県職を辞する明治二十六年までの県行政に関する資料と、明治十一年十月一日、岡山県庁で二等属となって以降の各郡長から万三郎によせられた書簡が中心である。

購入時点で行政資料と郡長書簡類はすでに仕分けされていたが、並び順

には特に意味があるようには見受けられなかった。行政資料は形態により「簿冊」、「綴」、「二紙物（断簡含む）」、「活版」、「公文書以外の一紙物」、「絵図」、「内容不明や断簡」の順に資料番号を付けていった。

郡長書簡類は、①野崎万三郎宛と②万三郎以外の人宛に分けて、差出人別に五十音順に並べ替え、行政資料に続けて、資料番号を付けた。

本稿では文章末に付した野崎万三郎の年譜をもとに当該資料群を八つの項目に分けてその概要をみていく。

## 一 岡山藩議院関係

明治二年（一八六九）二月に政府は詔勅および政府布告をもって、各藩に対して議事の体裁を取り定めることを通達した。それをうけて岡山藩に設置されたのが、岡山藩議院である。岡山

近藤萌美

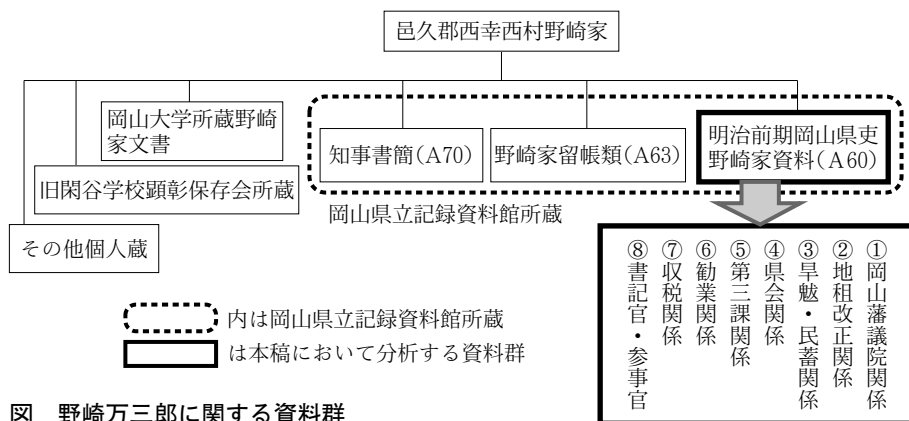


図 野崎万三郎に関する資料群

藩議院についてはこれまで太田健一氏が『岡山県史 近代Ⅰ』<sup>7)</sup>や、「野崎万三郎翁と初期岡山県政」<sup>8)</sup>において、岡山大学所蔵野崎家文書をもとに、明治三年四月に「岡山藩議院規則」<sup>9)</sup>が制定された以降の岡山藩議院について分析している。その後、『熊山町史 参考資料編』において定兼学氏が磐梨郡議院の記述した「議院御用留帳」を紹介し、あわせて太田氏が明らかにした藩議院の前身や、磐梨郡での議者任命などを明らかにした。<sup>10)</sup>

当館所蔵野崎家資料には、岡山藩議院議院を務めた野崎万三郎が作成した邑久郡議事院に関する帳面が一冊ある。特に二年七月から十二月までの邑久郡議事院の成立過程や、各村の議者が議案に対して提出した意見の詳細を見ることができ、議事院においてその意見をどのように集約していたのかなど具体的にわかる好資料である。

万三郎が明治二年七月に作成した「議事院録」冒頭の「御内意口上之覚」には邑久郡議事院の設立について以下のように述べられている。明治二年二月の明治政府の布告以降、岡山藩では郷市の代表である議頭・議頭補は任命されたものの、上院（士官の議院）が開かれることはなく、備中領や上道郡において下院（郷市の議事）が一、二開かれたのみであったが、このままでは御一新の時節柄、朝令暮改の形勢もあり、人々が時勢に委託し、議院を開かなければ、一言も発するものもなく、たまたま建白したとしても名利のみに走るため、形勢が返って逼塞し、下情が上へ通じないようになるのではと憂慮している。災厄を未然に防ぐには議院を開くことが急務であり、藩に対しては速やかに議院規則を作成し開議することを願うとともに、邑久郡ではそれに先立って「邑久郡議事院当時大略規則」を定め、郡中へ達し、八月五日より開議する内意であるとしている。これは岡山藩議院議長上島与惣兵衛に七月に提出されたものであるが、ここから邑久郡議事院が藩にさきがけて規則を制定し、始動した過程を読み取ることができる。

八月五日に開設した第一回の邑久郡議事院の議案は「貧民立行方」と「郷兵制度」であった。<sup>11)</sup>各村の議者八二名が各々の意見を提出したが、そ

の意見書を綴ったものが、「貧民立行方衆議書」<sup>12)</sup>「郷兵制度衆議書」<sup>13)</sup>である。綴られた意見書は議者が自らの意見を縦紙一枚程度に述べている。先ほど紹介した設立経緯のあとに記載されている邑久郡議事院規則「議院制」からは、議事院で各村の議者の意見をどのように集約していたのかがわかる。これによると邑久郡議事院は、毎月五日朝五ツ時から開催されるが、事前に出された議案について各自が自らの意見を書き出しておき、当日に持参する。各議員の衆議書が揃ったらそれを読誦し、当否を討論した上で、「可」「否」「未定」のどれに決意したのかを「書出」し、その多寡によって「決議」するとある。この規則からは議事院がこれらの過程をどのように進んでいるのかはわからないが、「貧民立行方衆議之内可否書出」<sup>14)</sup>「八月五日貧民立行方衆議決条書上」<sup>15)</sup>の帳面一冊によれば、「書出」と「決議」は第一回では行われず、翌月九月五日の第二回議事院で行われたことがわかる。第一回に討論して出された意見に対して各々が「可」「否」「未定」のどれに決定するかを考える時間が一か月間あったのである。<sup>16)</sup>また「決議」について記録している「八月五日貧民立行方衆議決条書上」によるとこの「決条書上」は議頭万三郎と議頭補射越村晋平より岡山藩議院議長上島与惣兵衛へ提出された。

九月五日の第二回議事院では第一回議事の「可」「否」「未定」の「書出」と「決議」を行い、次の議案「墮胎庄殺禁止」<sup>17)</sup>と「下方難渡事件」<sup>18)</sup>の衆議書を作成した。しかし、翌月の十月には第三回議事院は開かれず、翌月十一月十日に開かれ、第三回の議案である「未進片付仕法」「興文館及棄兒院之事」の衆議書を作成し、第二回議事の「墮胎庄殺衆議之内可否書出」<sup>19)</sup>がなされた。<sup>20)</sup>この第三回議事院では「墮胎庄殺禁止」の「決議」は行われなかった。十二月十四日作成の「邑久郡議事院會議書上」<sup>21)</sup>によると、第四回議事院が同日に行われ、「墮胎庄殺禁止」と「未進片付仕法」の「衆議之内會議決議」がされたが、「興文館及棄兒院之事」は時間がなく可否討論に至らなかった。これを最後に邑久郡議事院作成の帳面はなくなる。明治三年は四月の「新定岡山藩議院規則」<sup>22)</sup>、九月から翌四年二月までの岡山

藩議院の策問四点<sup>(25)</sup>、意見書三点<sup>(26)</sup>があるのみであり、万三郎が岡山藩議院に傾注していくとともに邑久郡議事院の運営がなくなっていくと考えられよう。

第四回議事院の「決議」を記述している「邑久郡議事院会議書上」<sup>(27)</sup>は岡山藩議院議長上島与惣兵衛に提出されたものであるが、万三郎はこの日の「墮胎圧殺禁止」と「未進片付仕法」の「決議」はどれも即時に採用できるものではないとしながら、この議案をまだこの時は実施されていない上院（藩議院）で再議したい旨申し出ている。邑久郡議事院では当時の深刻な社会問題である議案に対して、各村の議者から多種多様な意見が寄せられていたことが「衆議書」から伺える。万三郎が議事院に求めていたのは「下情」を上にも伝え、災厄を未然に防ぐことであり、地域の問題を藩全体で共有するためであった。同時代の他群での取組みについても検討は必要だが、万三郎の邑久郡議事院構想は、岡山藩議院を実現する誘発剤となつたといえよう。

邑久郡議事院ではこれまで見てきたように決められた議案を討議するとともに、自らの意見を上書としても提出できた。規則によると提出できるのは各村の議者に限られず、誰でも議事院が開かれる際に可能であった。内容は政治の是非や役人の曲直、上下の利害、民間の世情に至るまでである。明治二年八月、九月、十一月の三冊の「上書写」の帳面がある。<sup>(28)</sup>

## 二 地租改正関係

万三郎は明治三年八月九日に給禄二五俵の岡山藩郷佐役に抜擢され、土籍に列された。同年十一月に岡山藩の土地租税改革（いわゆる悪田畑改正）を建議し、藩庁に採用されたため、明治四年一月十三日より任務を遂行した。<sup>(29)</sup>当館所蔵野崎家資料には同時期の資料として明治四年三月から十一月まで各村々から郷佐役への内意書上を万三郎がまとめた「田畑御改正品々書類」<sup>(30)</sup>がある。田畑改正事業にあたって郷佐役らが各村とどのような折衝

をしていたのかを分析しうる好資料である。

十一月に改正作業を終えた後、万三郎は翌五年一月から四月に大蔵省租税寮に出仕、十一月十四日より岡山県租税課に属した。明治政府は明治六年七月地租改正条例を公布したが、岡山県では明治七年大蔵省の稟議を経て、「地租改正ニ付人民心得」を公布して実施を開始した。万三郎は明治六年三月十日より地券係を申付けられ、十月十九日より地券事務専任となった。当館所蔵野崎家資料には明治六年の地租改正に関する資料は六点、七年は七点、八年は二三点ある。六年は万三郎を含む地券掛が租税頭へ宛てた地所の名称区別についての伺や地租改正御達書の取り扱い上申書<sup>(31)</sup>など実施前の確認程度の内容であるが、七年からは三月に戸長から地券掛への指令願<sup>(32)</sup>、五月に大蔵卿大隈重信へ宛てた公有地・私有地の区別等に関する伺・指令願<sup>(33)</sup>、同月二十八日には万三郎と上司の地租改正掛小倉喜矩大属から県令石部誠中に宛てた地租改正着手に付郡村惣代人の人選や給料などについての伺<sup>(34)</sup>、十一月には県令石部より内務卿伊藤博文に宛てた地所名称区別御改定に付伺<sup>(35)</sup>というように月日を追うごとに照会内容が具体的になっていく。

明治八年は地租改正事務局総裁である内務卿大久保利通からの通達類が多いが、注目されるのは県と国との折衝が激しかった五月から十一月の間に作成された建白書<sup>(36)</sup>や照会書<sup>(37)</sup>が見られることである。

## 三 早魃・民蕃関係

明治八年十二月に第三課副課長に任命された万三郎は、主に財政会議及び市町村監督を担当した。九年七月二十八日県税取調掛となっているが、同年と翌年の十年岡山県は大早魃に見舞われた。県内全体で米作が約三割、畑作が七割減の被害となり、総額一五万円にのぼる地租延納を行い救済にあたった。当館所蔵野崎家資料にはこの早魃対応に関する資料が七点あり、その大部分を『岡山県記録資料叢書一〇岡山県明治前期資料一（九・十年）』



に掲載している。

#### 四 県会関係

明治十年二月二十日に万三郎は議事掛を任命され、五月十五日より議事規則取調を任せられる。十一年五月二十七日に府県会取調御用を拝命し、十二年三月に民撰の県会が開始されるにあたって、一月十四日から御用掛となり、翌十三年二月二日には県会議案草製委員を務めた。また十二年から十七年の通常県会まで毎度県令代理を拝命した。十二年二月から万三郎は後述の第三課に属しながら第一課（庶務課）の議事掛も兼務した。当館所蔵野崎家資料には県会に関する資料が散見するが、例をあげると、明治十一年二月十四日の議事掛から県令に宛てた「議事掛事務章程」、<sup>49</sup> 県令が達した布達を十三年九月二十日に万三郎が綴った「会議掛下達録」<sup>49</sup> などである。当館令和元年度企画展「時代をつなぐ―岡山のターニングポイント―」（公期令和元年十月二十三日～十一月二十四日）では野崎家資料の中から、<sup>49</sup> 県令高崎五六が第一回県会決議の可否を内務卿伊藤博文へ問い合わせた具状を展示した。

#### 五 第三課（租税課・地理課・土木課）関係

岡山県では明治九年一月に耕宅地の地租改正が終了し、六月から山林原野の地租改正と地籍編成調査が始まった。<sup>43</sup> 万三郎は明治八年十二月二十一日よりその業務を取り行う第三課の副課長を拝命した。明治九年十二月二十三日には第三課地理課兼地租課を申し付けられ、県内各地の土地調査を担った。

明治十三年七月十三日には地理課長となるが、地理課の業務を県令に年頭に報告した「明治十四年政始上申書」<sup>44</sup> からは地理課の人員や、職務内容がよくわかる。同資料によると地理課では地籍編成調査、山林原野地租改

正、官地拝借料・堤塘使用料の改正調査、郡村境界錯地飛地取調、児島湾測量、地価修正などを主な事業としていた。職員数一四八人（内訳県属五七人、雇九一人）、明治十三年から十四年の一年間で人民諸願稟の処分七五〇八件、官省諸局の往復文書の調製二一件、地所交換などの登記三万八九三筆、実測其他の地図調製二二九七枚、地所の紛議や苦情対応一〇〇〇有余件、東京出張三人、実地検査のため管内を巡回する者の延べ日数一万一四〇〇有余日であったことを報告している。卷末には地理課職員の一年間の出頭事務表が添付されており、職員の半数以上が県庁への平常出頭よりも県内各所への出張巡回の日数が多かったことも確認できる。

万三郎は明治十四年六月二十日より、前年七月十三日に地理課から独立分離していた土木課長を兼務した。<sup>45</sup> 当館所蔵野崎家資料には土木関係の資料も多いがその中でも注目されるのが、宇野円三郎が明治十五年四月六日に高崎県令に提出した「治水愚見建言」「土砂扞止実行意見書」<sup>46</sup> である。和気郡福田村（現備前市福田）において独自の方法で土砂流出防止に成功していた宇野が、明治十三年の大洪水で高梁川流域での悲惨な状況を受け建言し、治山治水の重要性を説いている。これをうけて明治十六年一月に岡山県は全国最初の砂防法である「岡山県砂防工程施工規則」を制定した。<sup>47</sup> 宇野は明治十五年十一月より岡山県土木雇（のち県属）として採用され、賀陽郡黒尾村池田村、津高郡建部、上房郡巨瀬をはじめ県内各地の治山治水事業の企画指導にあたった。

#### 六 勸業関係

万三郎は明治十五年三月一日勸業課長（土木課事務兼務）となるが、勸業課は同日より地理課を合併し、庶務掛、農商掛、地理掛、測量掛の四つの掛を創設した。<sup>48</sup> 万三郎は六月二十八日より児島湾開墾事務掛を申付けられるが、五でみたように地理課の明治十四年段階の主な事業の一つが児島湾の測量であり、勸業課での主務にも引き続き児島湾の開墾が含まれてい

たといえる。当館所蔵野崎家資料には明治十四年三月十九日「児島湾河川流出雨量調査のための出張令開申」や同年十一月十一日「児島湾開墾事件御稟議ニ付順序見込書」、明治十五年二月「微力社谷川達海児島湾開墾事業願書ニ付上申草稿」、明治十五年「干拓事業に伴う漁業対策についての草案」、明治十五年四月「児島湾海面泥濘において灰貝・牡蠣等の類時付営業人并沿海漁業人のいる村々への告示案」などがある。

## 七 収税関係

明治十七年五月二十六日に太政官より収税属となることを命ぜられた万三郎は、同年六月十八日岡山県収税長となる。大蔵卿から岡山県令高崎五六に宛てられた明治十七年五月二十二日「収税課に付内訓」によると、明治十六年第二十八号公達により、今般収税長、収税属が置かれ、これまで租税課としていた課名を収税課と改め、収税に関する一切の事務を行行い、経費は従前の国税徴収費をもって支弁し、課中事務規定は大蔵省の認可を経るようにとある。

明治十六年六月の「地租改正後の転職志願希望調査」によると、当時は地租改正事業の終了が真近く、それまで改正事業を担ってきた地租改正掛と御雇に対して、十五年三月に地租改正を主務としていた地理課を合併した勸業課長の万三郎と租税課長兼地租改正掛の藤村英輔が、郡区への就職斡旋を企図している。

明治十六年六月から十七年五月の間に地租改正事業終了後の県庁の再編が行われ、新設された収税課の長として万三郎が起用された。地租改正掛の斡旋を共に行った藤村英輔も明治十八年六月の「岡山県職員録」によると万三郎の部下として元租税課職員とともに名前が見える。また、明治十六年六月に専任で地租改正掛を務めていた六人の県属も収税属となっている。

万三郎は約五年間収税長を務めたが、その間に特筆すべきなのは、郡長

との書簡のやりとりが多いことである。明治十七年は一通だけであるが、十八年は五通、十九年は四通、二十年は一七通、二十一年は三一通、二十二年は三二通ある。主に各郡長からの人事の斡旋や、各地の土地調査の状況報告や伺い、職員の派遣依頼などが多い。二十一年十一月からは町村制実施準備景況視察についてのやりとりも増えている。

## 八 岡山県書記官・参事官関係

明治二十二年九月十三日より岡山県書記官に昇進し、同月十七日には第一部長に任ぜられる。この前後の資料は散発的にあるが、まとまっているのは明治二十三年に参事官と内務部第一課第二課長兼掌に任命された後の明治二十四年九月から十月にかけて各郡長からの感化院資本資金募集の進捗状況報告である。明治二十一年の創設以降、岡山感化院は幼年犯罪者の社会復帰に効果があった。そのため事業拡張の訓示が明治二十四年六月二十九日岡山県知事千坂高雅によって出されている。各郡への拡張に向けて参事官である万三郎が働きかけていたことがわかる。

また、明治二十五年七月は岡山県が豪雨による大水害に見舞われ、県内各所で甚大な被害がでた。当館所蔵野崎家資料には同時期の土木復旧工事に関するものが散見する。その内容は復旧工事の際に大小工区を定め工事を監督させるものである。万三郎が官を辞する際に開かれた慰労会に三村久吾が認めた慰労文の中に万三郎の功績を十一あげたものがあるが、その最後の十一番目に、この大小工区を設け方法規定を置いたのは万三郎の「設計」であると述べている。当館所蔵野崎家資料には万三郎作成で郡長・大工区長・出張所長・小工区主任に宛てた「直轄工事取扱及工場規定」や同じく万三郎が大工区長・出張所長・小工区主任に宛てた「土木復旧工事ノ為メ河川中ノ石材及土砂採取手続」、津山の第二大工区出張所長をしていた県属の明石静一郎が万三郎に宛てた「復旧工事村請困難の件に付意見書」などが見られ、万三郎が県職においてやり遂げた最後の大事な一端

をみることができる。

## おわりに

ここまで野崎万三郎の履歴をもとに当館所蔵の野崎家資料について八項目に分けて概略を見てきた。万三郎という人は大きな事業を起こし、人々をたばねていく方法を考えることに長けた人物であったのではないかと思う。本稿末に付した年譜によると、大事業の「取調掛」を一〇回拝命している。(明治九年県税取調掛、土族授産掛方法調べ、民蓄掛方法調べ、明治十年議事掛議事規則取調、明治十一年郡制復帰取調、府県会取調御用掛、明治十二年コレラ病予防方法・費用区分取調委員、明治十三年開墾取調掛、救荒取調掛、明治二十一年市町村制実施に付取調委員)特に取調掛と明記されていなくても、本稿で見えてきた地租改正事業・地籍編成事業・収税事業などは長期に渡る大事業といえ、明治初期の県庁組織の再編が繰り返される中で、事業の骨組みにあたる規則を「設計」し、人々を有機的に動かしていったことが推測される。その力は県属となる前の明治初期の邑久郡議事院構想にも遺憾なく発揮されていたことは本稿の一で見たところである。

長期間、多端に渡る業務に携わった万三郎がその業務の中で作成、または収集した資料であるので、一つずつ紐解いていくことにより、初期県政を県吏の視点から細かく見ていくことができる好資料群である。筆者の力量不足により拾いきれなかったテーマがまだまだあるだろう。しかし、県政の立役者として活躍した万三郎の足跡を知る一つの足がかりとなれば幸いである。

## 〈注〉

(1) 野崎万三郎は天保十年(一八三九) 邑久郡西幸西村(現岡山市東区西幸西)

に生まれ、安政五年(一八五八)から名主役、明治元年(一八六八)大庄屋役に就任した。二年より岡山藩議院の議頭職に就任、三年給禄二五俵の郷佐役を拝命し、岡山藩の独自の土地租税改革である悪田畑改正を建議、四年一月から十一月にかけ郷佐役の一員として事業を指揮した。(太田健一「明治四年岡山藩悪田畑改正の考察」谷口澄夫先生古稀記念事業会編『歴史と風土』福武書店一九八三) 廃藩置県後、岡山県庁に奉職し、明治二十六年(一八九三)の退官まで地租改正掛官員、収税長、書記官、参事官を歴任した。退官後は岡山貯蓄銀行、岡山県農工銀行、備作恵済会、岡山感化院保護員の設立に参画し、明治四十三(一九一〇)に七十一歳で死去した。(太田健一「野崎万三郎翁と初期岡山県政」『岡山県史研究』第八号、一九八五)

(2) 昭和五十四年(一九七九)に岡山大学に寄贈された二六〇六の資料群。その残余分がその後、他機関・個人へと分散。詳細は『岡山大学所蔵近世庶民史料目録 第4巻』岡山大学附属図書館、一九八五、解題参照のこと。

(3) 岡山県立記録資料館が平成二十一年(二〇〇九)十月に購入した一二五の資料群。資料は一括して木箱におさめられていた。木箱蓋には「留帳」と墨書。万三郎とその父喜太郎が名主在任中の嘉永三年(一八五〇)から明治四年(一八七一)までの留帳類。

(4) 岡山県立記録資料館が平成二十二年十二月に購入した三八点の資料群。明治十五年(三十一)年の岡山県令高崎五六、岡山県知事千坂高雅それぞれから野崎万三郎に宛てた書簡。

(5) 定兼学「野崎万三郎宛西毅一書簡(一)」(関谷学校研究第一九号、二〇一五)によると、同資料群には明治二六年から同三十七年までの西毅一書簡が七〇通ある。

(6) 児島湾干拓関係の野崎万三郎資料は改発邦彦氏が所蔵している。一部が明誠学院高等学校社会部『治水工師ムルデルと共に』吉備人出版、二〇一八)に翻刻されている。横山定氏解題参照。

(7) 『岡山県史近代Ⅰ』岡山県、一九八五、三三―三五頁。太田健一氏執筆。

(8) 『岡山県史研究』岡山県、一九八五

(9) 岡山大学付属図書館蔵「野崎家文書」

(10) 『熊山町史 参考資料編』熊山町、一九九五、五五九―五八四頁。熊山町域で

発見された明治二年正月から四年一月までの記述のある「議院御用留帳」（磐梨郡の議頭補森田格九郎が作成）を翻刻の上分析。氏もその中で述べているように、この御用留帳には「御用」の一切を記しているわけではなく、議事内容についての詳しい記事がない。

(11) A 60-1、明治二年七月、議頭野崎万三郎作成、豎一冊

(12) 明治元年七月岡山藩軍事御用掛、明治二年正月岡山藩議院議長、十月陸軍副主事兼務。（先祖并御奉公書上 上島惣衛）岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫D 3-435

(13) 以下、特に記述をしないものはA 60-1「議事院録」による。

(14) A 60-2、明治二年八月五日、邑久郡議事院作成、豎一冊

(15) A 60-6、明治二年八月五日、邑久郡議事院作成、豎一冊

(16) 半分程度の人もいれば二枚にかけて論じている人もある。

(17) A 60-10、明治二年九月、邑久郡議事院作成、豎一冊

(18) A 60-5、明治二年九月、上島与惣兵衛宛議頭補射越村晋平・議頭西幸西村野崎万三郎作成、豎一冊

(19) 「議院制」によると邑久郡議事院は毎月五日朝五ツ時から開催、遅刻は罰あり、不参の場合は名代を立てること、袴着用、弁当持参とある。

(20) A 60-9 「墮胎庄殺禁止衆議書」（明治二年九月、邑久郡議事院作成、豎一冊）

(21) 「下方難洪事件」の衆議書は当館所蔵野崎家資料に残されていない。

(22) 「下方難洪事件」については右同様「書出」帳面も残されていない。

(23) A 60-16 「邑久郡議事院会議書上」明治二年十二月十四日、議頭補射越村晋平・議頭西幸西村野崎万三郎作成、豎一冊

(24) A 60-18 「明治三年四月新定岡山藩議院規則」豎一冊

(25) A 60-1107 「策問（墮胎庄殺ニ付）」明治三年閏十月、野紙一枚、A 60-1108 「土着策問」明治三年十二月、野紙一枚、A 60-74 「土着施行案」明治四年二月十四日、豎一綴

(26) A 60-58 「御下問対策」明治三年十月七日、豎一冊（太田健一「野崎万三郎翁と初期岡山県政」前掲三四頁に紹介あり）、A 60-864 「藩士減禄ニ付意見書」明治三年十月十七日、豎一冊、（同上）、A 60-1109 「寺院隆替議」明治三年九月

十四日、一紙物一枚

(27) 前掲注20

(28) A 60-3 「上書写」明治二年八月五日、豎一冊、A 60-7 「上書写」明治二年九月、豎一冊、A 60-14 「上書并建議書写」明治二年十一月、邑久郡議事院作成、豎一冊

(29) 太田健一「野崎万三郎翁と初期岡山県政」

(30) A 60-23、明治四年三月、野崎作成、豎一冊。

(31) A 60-144 「取り調べニ付地所之名称区別及各種之地所処分之儀伺」明治六年四月、豎一冊

(32) A 60-471 「地租改正違書の取扱上申」明治六年八月二十四日、豎一冊

(33) A 60-101 「伺書」明治七年三月十日、豎一冊

(34) A 60-107 「地租改正地目区別并山林反別之儀ニ付伺」明治七年五月、豎一綴

(35) A 60-785 「地租改正着手ニ付条々伺出」明治七年五月二十八日、豎一冊

(36) A 60-168、郷村社、電信柱、寺院、潰渠堤防、溜池、塩田の敷地官民地扱い区分照会、これに対する明治八年六月四日内務卿大久保利通回答朱書。

(37) A 60-799 「地租改正建白」明治八年七月、野崎を含めた地租改正掛から石部誠中県令宛、豎一冊。『岡山県史 政治・社会』一〇九頁と同文。A 60-1006 は同上の下書。

(38) A 60-638 「地租改正調査立会照会」岡山県令より地租改正事務局桜井勉宛。

(39) 岡山県立記録資料館、二〇一五年発行。

(40) A 60-231 「議事掛事務章程」明治十一年二月十四日、豎一綴

(41) A 60-158 「会議掛下達録」明治十三年九月二十日、豎一冊

(42) A 60-327 「庶務第六十録号明治十二年度地方税ニ係ル県会決議可否ノ義ニ付具状（警察費減額に付）」明治十二年五月十日、野紙一綴

(43) 『岡山県政史 明治・大正編 昭和前期編』岡山県、一九六七、一三八頁。

(44) A 60-30 「明治十四年政始上申書」明治十四年一月四日、豎一冊

(45) 岡山県の分課変遷については『岡山県記録資料叢書一四 岡山県明治前期資料五（十八〜二十年）』岡山県立記録資料館、二〇一九、二四頁参照。

(46) A 60-32 「治水愚見建言」明治十五年四月六日、豎一冊、A 60-31 「土砂杆止実行意見書」明治十五年四月六日、豎一冊

(47) 『岡山県史 近代Ⅰ』岡山県、一九八五、六〇三頁。

(48) A 60-401 「十六年改始草案之内」明治十六年、竪一冊

(49) 以上、A 60-360 「児島湾河川流出雨量調査のための出張命令開申」明治十四年三月十九日、竪一冊、A 60-510 「児島湾開墾事件御稟議ニ付順序見込書」明治十四年十一月十一日、綴り一綴、A 60-508 「微力社谷川達海児島湾開墾事業願書ニ付上申草稿」明治十五年二月、竪一冊、A 60-504 「干拓事業に伴う漁業対策についての草案」明治十五年、野紙一枚、A 60-631 「児島湾海面泥濁において灰貝・牡蠣等の類時付営業人并沿海漁業人のいる村々への告示案」明治十五年四月、綴り一綴

(50) A 60-140 「収税課に付内訓」明治十七年五月二十二日、野紙一通

(51) A 60-137 「地租改正後の転職志願希望調査」明治十六年六月、切紙一通

(52) 『岡山県史 近代Ⅰ』二一八頁によると、山林原野の改租が完了したのは明治十四年三月とあるが、その後の事業の詳細には触れられていない。明治十六年六月の「岡山県職員録」(『岡山県記録資料叢書 一三 岡山県明治前期資料四 (十五〜十六)』一二二〜二四頁)には地租改正掛として三八人(兼任一三人、専任二五人)の職員名が見られるが、翌年度から地租改正掛の名前は見られなくなる。

(53) 『岡山県記録資料叢書 一四 岡山県明治前期資料五 (十八〜二十年)』二二頁。

(54) 明治十七年から二十二年まで万三郎に宛て書簡を作成した郡長名を以下列記。  
阿賀郡長土師国太郎、上道郡長礮所信篤、浅口郡長窪津義忠、小田郡長菊池良六、久米南条郡長田淵敬二、窪屋郡長三増和道、磐梨郡長佐々木黙三、都宇郡長橋本貞固、阿賀郡長松井良哉、賀陽郡長花房職居、津高郡長河合源五郎、勝北郡長新谷英太郎、久米北条郡長山省三、東北条郡長水野漸、西北条東南条郡長上村行業、西々条郡長小沢泰、浅口郡長加藤昌達、川上郡長菊池良六、下道郡長岸浄蔵、小田郡長関藤嶺太、小田郡長高戸源二郎、勝南郡長松山清心、大庭郡長三宅武彦、御野郡長浅井元、英田郡長池田長準、大庭郡長上村行業、和气郡長大森安太郎、津高郡長所信篤、哲多郡長高木正美、真島郡長武知高吉、西北条東南条郡長手代木勝任、児島郡長東馬安太、上房郡長時任義当、吉野郡長蜂谷熊男、後月郡長堀口章介、赤坂郡長水谷隆徳、勝北郡長三宅武彦、窪屋郡長森田佐平、邑久郡長和气辰包

(55) 参事官野崎万三郎宛書簡。吉野郡長、勝北郡長、窪屋郡長、真島郡長(二通)、西々条郡長、下道郡長、邑久郡長からの八通。

(56) A 60-172 「一般刑余依るべき所なき者の保護に関する訓示」明治二十四年六月二十九日、一紙物一通

(57) A 60-163 「岡山県告示第十号(非常水災土木復旧工事ニ付大小工区所轄区域設定)」竪一冊。

(58) 三村久吾(天保十五生、明治四十一年没)和气郡滝谷村(現備前市吉永)の名主の長男に生まれる。閑谷学校に学び、幕末・維新时期に名主を務める。明治五年岡山県に出仕、明治七年第四番会議所(邑久郡神崎村ほか四一村)副区長、次いで岡山県勸業掛兼地租改正掛となり、地租改正に活躍する。明治十二年二月初の県会議員に和气郡から当選。同年十二月国会開設建言書提出の備前代表として上京委員に公選され、翌十三年一月全国にさきがけて建言書を元老院に提出した。同年五月から二期二年県会副議長、明治十五年建議再選後、議長に就任するも明治十七年辞任。この間岡山市の第二十二国立銀行、岡山商法会議所の開設などに尽力、また明治十四年西穀一らと閑谷保費会を設立、幹事として明治十七年の閑谷鬻再興に奔走した。その後実業を志し、大阪に出るが、健康を害し帰郷、自適の晩年を送った。(『岡山県歴史人名辞典』山陽新聞社、一九九六)

(59) 岡山大学所蔵野崎家文書9-1(2)「父引退当時ノ会ニ関スル書類 三村久吾 慰労文」

(60) A 60-176 「直轄工事取扱及工場規定」明治二十六年二月十八日、竪半一冊

(61) A 60-137 「土木復旧工事ノ為メ河川中ノ石材及土砂採取手続」明治二十六年三月二十七日、竪半一冊

(62) A 60-176 「復旧工事村請困難の件に付意見書」明治二十六年四月二十二日、竪一綴

〈付記〉長年にわたり資料整理をしていただいたボランティアB班の方々、データ確認をしていただいた吉永英子氏に改めてお礼申し上げます。

(こんどうめぐみ 岡山県立記録資料館)

表 野崎万三郎年譜

項目	和 暦	西 暦	月 日	年齢	出 来 事
	天保10年	(1839)	1月11日	0	邑久郡西幸西村（現岡山市東区西幸西）に生まれる。
	安政5年	(1858)	12月	19	西幸西村の名主役となる。
	明治元年	(1868)	8月	29	大庄屋役に進む。
1	明治2年	(1869)	2月18日	30	岡山藩管内各郡に議事院を設けるにあたり、藩命をうけ議頭を兼ねる。
2	明治3年	(1870)	8月9日	31	給禄25俵の郷佐役に抜擢され、士籍に列せられる。
			11月		悪田畑改正の事を藩庁に建議。
	明治4年	(1871)	8月7日	32	岡山県史生に任ぜられ、農事掛となる。
			9月27日		東京出張申付けられる。
	明治5年	(1872)	1月24日	33	大蔵省租税寮12等出仕。（4月8日出仕差免）
			11月14日		岡山県等外一等申付けられ、租税課出仕。
	明治6年	(1873)	1月13日	34	岡山県史生に任ぜられ、旧のごとく租税課出仕。
			3月10日		地券係申付けられる。
	明治7年	(1874)	10月19日	35	岡山県権少属に任ぜられ、租税課出仕、地券事務専任。
			1月28日		東京出張申付けられる。
	明治8年	(1875)	7月8日	35	岡山県少属に任ぜられ、租税課出仕申付けられる。
			1月18日		租税課地租改正掛申付けられる。
5月3日			岡山県権中属に任ぜられる。		
9月30日			西権参事出京に随行		
10月14日			岡山県中属に任ぜられる。		
12月14日			事務受取のため小田県に出張。		
12月26日	第三課副課長に申付けられる。				
3	明治9年	(1876)	5月17日	36	県会幹事に申付けられる。
			6月26日		岡山市街一等道路修繕掛に申付けられる。
			7月28日		県税取調掛に申付けられる。
			9月28日		士族授産掛に申付けられ、方法取調べ。
			12月23日		第三課地理課兼地租課申付けられる。
			12月26日		民蓄掛申付けられ、将来維持の方法を研究。
4 / 5	明治10年	(1877)	1月22日	37	岡山県四等属に任ぜられる。
			2月20日		議事掛申付けらる。
			5月15日		内会議議事掛申付けられ、議事規則取調べ。
			6月27日		備中国山林等級定方会議議長申付けられる。
	明治11年	(1878)	8月3日	38	銀行掛申付けられる。（同年10月18日差免）
			2月16日		岡山県三等属に任ぜられる。
			3月7日		地方官会議へ大書記官出京に付随行。
			3月8日		第三課地租改正掛兼官地科民地科地券科収税科土木科編纂科に申付けられる。
			5月27日		郡制復帰取調と府県会の取調御用掛を申付けられる。
			10月1日		岡山県二等属に任ぜられる。

(次ページへ続く)

(前ページよりの続き)

項目	和 暦	西 暦	月 日	年齢	出 来 事
4 / 5	明治12年	(1879)	1月14日	39	本年3月県会開設に付御用掛申付けられる。
			2月7日		新設の租税課兼地理課長申付けられる。
			2月13日		兼庶務課会議掛事務を取扱う。
			3月12日		県会に付県令代理を申付けられる。
			10月13日		コレラ病予防方法、費用区分取調委員に申付けられる。
	明治13年	(1880)	2月2日	40	本年県会議案草製委員に申付けられる。
			5月12日		本年県会に付県令代理に申付けられる。
			6月30日		開墾取調掛に申付けられる。
			7月5日		救荒取調掛に申付けられる。
			7月8日		岡山県一等属に任ぜられる。
	明治14年	(1881)	7月13日	41	地理課長(庶務課会議課兼務)に申付けられる。兼租税課地方税掛地租改正掛事務取扱。
			12月3日		臨時県会開設に付長官代理に申付けられる。
1月18日			調査課兼務を申付けられる。		
4月20日			本年通常県会県令代理申付けられる。		
5月26日			租税課長兼務申付けられる。(同年6月20日差免)		
6月20日	土木課長兼務申付けられる。				
6	明治15年	(1882)	3月1日	42	勸業課長(土木課事務兼務)に申付けられる。
			3月20日		本年度通常県会開設に付県令代理申付けられる。
			4月1日		地価修正委員に申付けられる。
			6月28日		児島湾開墾事務掛に申付けられる。
			11月14日		臨時県会開設に付県令代理に申付けられる。
	明治16年	(1883)	2月22日	43	本年度通常県会開設に付県令代理申付けられる。
12月25日	農商務省勸業会開設に付出張申付けられる。				
明治17年	(1884)	3月6日	44	本年度通常県会開設に付県令代理申付けられる。	
7	明治18年	(1885)	5月26日	45	太政官より兼岡山県収税属を命じられる。
			6月18日		太政官より岡山県収税長に任ぜられる。
			4月28日		大蔵省において税務諮問会開設に付出京。
明治21年	(1888)	5月3日	48	市町村制実施に付取調委員を命ぜられる。	
8	明治22年	(1889)	9月13日	49	岡山県書記官に任ぜられる。
			9月17日		第一部長を命ぜられる。
			11月12日		岡山県文官普通試験委員長(26年4月10日差免)、官報報告主任を命ぜられる。
			12月26日		市町村制実施結了に付、取調委員を解かれる。
	明治23年	(1890)	9月27日	50	通信省会計主務官代理(同年10月15日差免)、内務省岡山県会計主務官代理(同年10月9日差免)、岡山県収入官吏(同年11月10日差免)を命ぜられる。
			10月11日		内務省より岡山県参事官に任ぜられる。
			11月8日		内務部第一課第二課長兼掌を命ぜられる。
	明治24年	(1891)	11月9日	51	臨時博覧会事務委員を命ぜられる。
明治26年	(1893)	8月1日	53	内務省より非職を命ぜられる。8月22日依願免本官。	

※岡山大学所蔵野崎家文書No.2「履歴書(岡山県士族野崎万三郎)」(明治3~30年、複製一冊)より作成。  
太田健一「野崎万三郎翁と初期岡山県政」などより補う。

# 平成のおかやま — 消えた県施設、オープンした県施設 —

片岡 進

## はじめに

岡山県立記録資料館では、所蔵資料展を年に三回開催している。このうち平成三十一年三月十二日から令和元年五月三十日まで「平成のおかやま」を開催した。

本稿では、この中で私が担当した平成の三〇年間に「消えた県施設」と「オープンした県施設」の二分野について報告をする。

また「平成のおかやま」を振り返るに当たり、平成の三〇年間に岡山県がどう変わったのかを、平成元年と平成三十年の統計数値を比較することにより調べてみた。九分野から二七項目を選び、それらをまとめた表「平成の初めと終わり―統計でみる岡山県の推移―」を次頁に掲載する。

## 一 概観

岡山県では、昭和六十三年（一九八八）四月十日に開通する瀬戸大橋の時代を迎えるに当たり、交通の拠点としての発展可能性を存分に生かした「新たな岡山県の創造」を指す各種大規模プロジェクト事業を、昭和の終わり頃から次々に計画した。

そしてそれらは平成に入って順次事業着手され、花開いていった。

その一方、平成初期から県債残高は急激に増加し、県財政は著しく悪化していった。これにバブル崩壊による日本の景気の低迷が重なり、県財政

はきわめて厳しい状況に置かれた。

そのため岡山県では、平成八年（一九九六）十二月（以下「平成」を略す。）に、危機的状況となっている県財政の非常事態宣言<sup>②</sup>を行い、九年十一月以降、極めて厳しい内容を盛り込んだ行財政改革大綱を四次にわたり策定し、抜本的な行財政改革に取り組んだ。それに伴い、多くの県施設が廃止・移管され、未着手のハード事業は中止・凍結されるに至った。

本所蔵資料展では、平成のおかやまを県政の視点から捉え、その間の状況を象徴的に表したのもとして、県財政が危機的状況に陥った平成中期に消えた県施設の中から三施設、県財政にまだ余裕があるとされていた平成前期にオープンした県施設の中から四施設をそれぞれ選んで展示した。

## 二 平成の三〇年間に消えた県施設

岡山県では、前述のとおり九年度以降、極めて厳しい行財政改革に取り組んだ。そして県施設についてもより効率的かつ効果的な運営を行うため、大胆な見直しを行い統廃合を進めていった。

その中から、昭和時代に設置され、平成時代に廃止された次の三施設について、設置の経緯、当時の活動状況、廃止の経緯等を公文書、行政刊行物及び写真等の資料から解説する。

なお公文書については、事案の完結後三〇年を経過して一般的に公開可能としており、今回の展示は昭和六十三年度以前完結の公文書に限っている。



表 平成の初めと終わり — 統計でみる岡山県の推移 —

分野名	項目名	時期	単位	平成元年 <A>	平成30年 <B>	指数 <B/A>	備 考	資 料	
気 象	岡山市の平均気温	年	℃	16.0	16.3	101.9	最高は10年の17.3度、最低は5年の15.3度。	気象庁	
	津山市の平均気温	年	℃	13.6	14.4	105.9	最高は10年の14.9度、最低は5年・7年の13.0度。		
人 口	人 口 (総数)	10月1日	人	1,931,449	1,899,739	98.4	国勢調査の最多は17年の1,957,264人。総務省統計局推計の最多は11年の1,959,159人。	県統計分析課	
	人 口 (男)	10月1日	人	930,970	913,024	98.1	最多は11年の941,132人。		
	人 口 (女)	10月1日	人	1,000,479	986,715	98.6	最多は17年の1,018,664人。	県長寿社会課	
	高齢化率 (65歳以上)	10月1日	%	14.3	30.0	209.8	毎年延びて15.7ポイントの上昇。		
	世帯数	10月1日	世帯	609,712	772,977	126.8	Aは2年、Bは27年。5年ごとの国勢調査では毎回増加。	国勢調査	
	在留外国人数	12月31日	人	10,321	28,158	272.8	Aは3月31日現在。元年は韓国・朝鮮人：85%、中国人：5%。30年は中国人：28%、ベトナム人：26%、韓国人：17%。		
	運 輸	平均寿命 (男)	年	歳	76.4	81.0	106.0	Bは27年。27年の全国平均は80.8歳、岡山県は全国13位。	厚生労働省
		平均寿命 (女)	年	歳	82.9	87.7	105.8	Bは27年。27年の全国平均は87.0歳、岡山県は全国2位。	
		自動車保有台数	3月末	台	1,009,100	1,538,421	152.5	期間中に529,321台の増加。	自動車検査登録情報協会
		岡山空港旅客数	年 度	人	405,721	1,577,653	388.9	不定期客を除く。元年度は国内線のみ、30年度は国内線：1,273,084人、国際線：304,569人。	
観 光	観光客数 (倉敷美観地区)	年	千人	4,865	3,123	64.2	元年の1位は倉敷美観地区、2位は鷺羽山、3位は高松稲荷・吉備津、4位は蒜山高原、5位は後楽園(岡山城を除く)。	県観光課	
	観光客数 (蒜山高原)	年	千人	1,599	2,055	128.5	30年の1位は倉敷美観地区、2位は蒜山高原、3位は玉野・渋川、4位は後楽園・岡山城周辺、5位は吉備路。		
県民所得	県民1人当たり県民所得	年 度	千円	2,556	2,732	106.9	Bは28年度。期間中に176千円の増加。	県統計分析課	
公 務 員	岡山県一般職員数	4月1日	人	5,799	3,899	67.2	期間中に1,900人の減少。	県人事課	
	岡山県教育関係職員数	4月1日	人	17,767	12,027	67.7	期間中に5,740人の減少。		
	岡山県警察関係職員数	4月1日	人	3,401	4,065	119.5	期間中に664人の増加。		
財 政	岡山県一般会計歳出予算	年 度	百万円	577,787	677,107	117.2	期間中に99,320百万円の増加。	県財政課	
	小学校数	5月1日	校	479	392	81.8	元年は国立1校、公立：477校、私立1校。30年は国立1校、公立387校、私立4校。		
教 育	中学校数	5月1日	校	186	164	88.2	元年は国立1校、公立：179校、私立6校。30年は国立1校、公立154校、私立9校。	県統計分析課	
	高等学校数	5月1日	校	107	86	80.4	元年は公立：84校、私立23校。30年は公立63校、私立23校。		
	中等教育学校数	5月1日	校	—	2	—	30年は公立1校、私立1校。		
	高等学校等進学率	3月卒業生	%	96.1	98.7	102.7	期間中に2.6ポイントの上昇。		
	大学等進学率	3月卒業生	%	38.7	51.0	131.8	期間中に12.3ポイントの上昇。		
事 故	人身交通事故発生件数	年	件	7,093	5,902	83.2	30年の人口千人当たりの件数は3.1件で、少ない方から全国30位。	県警 交通企画課	
	交通事故死傷者数	年	人	8,829	6,941	78.6	うち死者数は元年が218人、30年が68人。		

## (1) 岡山県立かしお園

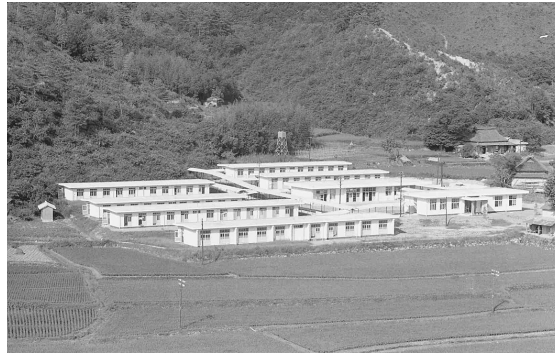
岡山県では全国に先駆けて昭和三十七年（一九六二）九月十二日に「岡山県福祉計画」を策定した。そしてその一環として、老人福祉の従来の諸施策をいっそう充実することとし、軽費老人ホーム<sup>(3)</sup>「岡山県立かしお園（以下「当園」という。）」を、昭和三十八年七月一日に吉備郡足守町大字粟井字柏尾に開園した。コンクリート・ブロック造り平屋建てで、総工費は三千二百万円であった。

当園の入所定員は七〇名で、六五歳以上の単身者が五〇名、夫婦者が一〇組であった。また職員は園長以下八名で、寮母、看護婦、栄養士、調理員等を配置した。

当園は、その後、県の管理運営のもと、「おとしよりのいこいの家」として、生きがいのある明るい生活の場を提供してきたが、九年（一九九七）十一月に策定された「岡山県行財政改革大綱」に基づき、民間活力を導入する観点から、十二年四月一日に社会福祉法人ももぞの学園（本部：岡山市粟井）へ管理運営を全面委託した。しかし、十七年三月三十一日に委託契約が終了したことにより、四一年余りにわたって果たしてきた県立施設としての役目を終了し、閉園した。

### 〔資料1〕「敬老の日」祝賀式及び開園二五周年記念式次第

当園では、毎年敬老の日に入所者の長寿をお祝いする「敬老の日」祝賀式を行ってきた。この文書は昭和六十三年九月十五日に開催した時の式次第であるが、昭和六十三年度は当園が開園して二五周年目に当たることから、「敬老の日」祝賀式に合わせて開園二五周年記念式も同時に開催した。



開園時の岡山県立かしお園全景

式次第には、園長及び岡山県民生労働部長の挨拶、来賓祝辞、謝辞とともに、「かしお園の歌」合唱がある。

## (2) 岡山県立内尾センター（県立の精神障害者社会復帰施設）

「岡山県立内尾センター（以下「当センター」という。）」は、精神障害者の社会復帰を促進する医療施設として昭和五十一年（一九七六）十一月一日に岡山市内尾に開所した。鉄筋コンクリート造り二階建てで、総工費は四億四千万円であった。

川崎市、東京都に次ぐ全国三番目の施設で、定員は通所部門が五〇名、宿泊部門が一〇名であった。

当センターは、地域社会の中に「社会復帰のための場」を提供し、保健所や精神衛生センター、精神病院等と密接な連



開所時の岡山県立内尾センター全景

昭和63年度「敬老の日」祝賀式及び 開園25周年記念式	
日時：昭和63年 9月15日（木）	場所：岡山県立かしお園
式次第（10:00～11:00）	
1. 開式	
1. 君が代斉唱	
1. 園長挨拶	
1. 岡山県民生労働部長挨拶	
1. 記念品贈呈	
1. 来賓祝辞	
1. 祝電披露	
1. 謝辞	
1. 「かしお園の歌」合唱	
1. 閉式	

資料1 式次第

携を保ちながら、家庭や職場での対人関係の改善、自主性・社会性の回復等の指導を積極的に行うなど、社会的自立への総合的援助を約三十年間にわたり行ってきた。

しかし十五年（二〇〇三）十一月に策定された「第三次岡山県行財政改革大綱」に基づき、社会経済情勢の変化を踏まえ、より効率的・効果的な出先機関の見直しを行う中で、当センターは十八年（二〇〇五）三月三十一日に廃止された。なお当センターが担っていた機能は基本的に継続され、同年四月一日に特定非営利活動法人岡山県精神障害者家族会連合会が運営する基幹型精神障害者地域生活支援センター「ゆう」に引き継がれた。

### （3）吉備高原ニューサイエンス館

岡山県と岡山県新技術振興財団は、吉備高原都市内の上房郡賀陽町吉川に「吉備高原ニューサイエンス館（以下「当館」という。）」を建設し、昭和六十年（一九八五）十月三十日に開館した。

当館は、高度な工業技術に関連した実証・展示、研修施設とバイオテクノロジー（生命工学）の研究開発を行うための中小企業への開放施設を併せ持った多機能の科学技術館であり、先端技術についての県民への知識の啓発と、中小企業の技術力向上を目指した施設であった。

建物は周囲の吉備高原の自然に調和した鉄筋コンクリート造り一部二階建てで、総工費は約四億円であった。

科学技術の専門家から子どもまでが、興味を持ち楽しむことができるよう多くの工夫がなされており、「見る」だけではなく、「触れて」、「考える」ことができるようになっていた。

以来、当館は二三年半にわたって運営されてきたが、二十年（二〇〇八）十二月に策定された「岡山県行財政構造改革大綱二〇〇八」に基づき、県施設としての設置意義等を検証する中で、二十一年三月三十一日に閉館した。

### 〔資料2〕開館一周年記念フェア開始式への小学生の参加要請の起案

この文書は、当館の開館一周年を記念してエレクトロニクスに関するフェアを計画したとき、地元の賀陽町立吉川小学校に一日の開始式への児童の参加要請を行った手書きの起案書である。

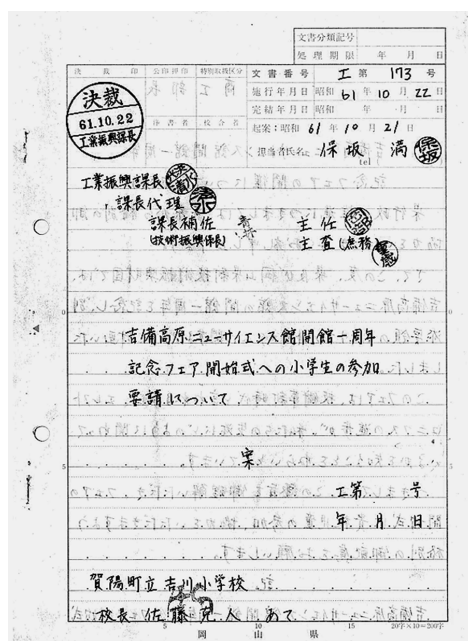
このフェアは、昭和六十一年（一九八六）十一月一日から三日間開催し、開始式は一日の一〇時三〇分から行った。二〇企業の協賛を得て、当時先端だったエレクトロニクス製品のうちテレビ電話、液晶カラーテレビ、大画面テレビ（三七インチ）、3Dビデオ、ワープロ等の二九品目を特別展示した。

### 三 平成の三〇年間にオープンした県施設

岡山県では、平成初期に県の将来の発展を担うさまざまな施設をオープンしたが、それらは昭和の終わり頃に構想が持ち上がり、具体的な計画が策定され、平成に入って建設工事を行ったものが多々あった。

その中の次の四施設について、公文書が公開されている昭和六十三年度までを中心に、当時の構想・計画の内容や、オープンまでの経緯等を解説する。

### （1）健康の森



資料2 小学生の参加要請を行った起案書

健康の森は、昭和六十一年三月二十七日に発表された建設基本構想により、阿新地域の恵まれた自然環境と整備された広域交通網という特性を十分踏まえ、活力のある地域づくりの核として計画した。

その基本方向は、①個性と特性を生かした地域の活性化、②健康を保持増進するための施策の展開、③知的障害者の自立促進とした。

次いで、昭和六十二年五月十九日に発表した健康の森基本計画概要により、健康の森は、新見市、神郷町、哲多町にまたがる約二五〇ヘクタールの広大な丘陵地に、段階的に整備することとした。整備に当たっては、①センターゾーン、②スポーツ・レクリエーションゾーン、③健康・レクリエーションゾーン、④健康の森学園ゾーン、⑤生産ゾーン、⑥精神修養ゾーン、⑦保全緑地ゾーンの七ゾーンに分けて進めることとした。

七ゾーンのトップを切って、元年度に健康の森学園ゾーンの建設工事が先行的に始まり、その中心施設として、知的障害児者の自立と社会参加を促進する「岡山県健康の森学園」が開園し、三年（一九九一）四月十七日に入園式を行った。

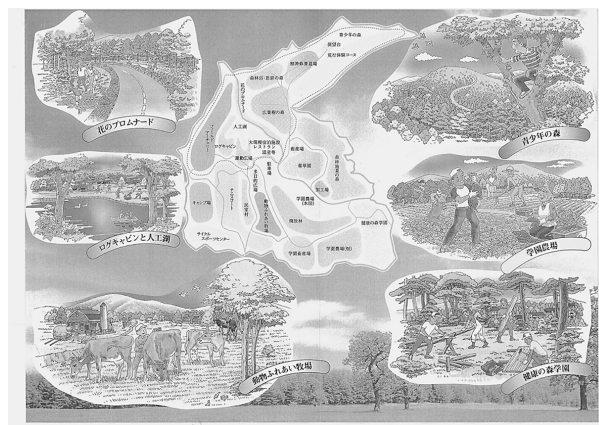
この岡山県健康の森学園は、健康の森の目玉施設で四五ヘクタールの敷地に、県教育委員会が設置する「岡山県健康の森学園養護学校」（対象者…学齢期児童・生徒）と、県が運営を社会福祉法人に委託する「岡山県健康の森学園授産施設」（対象者…義務教育終了後の者）を合体させて、生活、作業、行事等のさまざまな活動を一体的に行う全寮制の施設である。ここでは最長十二年間の一貫した教育、訓練を行うことができる。

〔資料3〕基本構想時のリーフレット

健康の森のねらいを周知するため昭和六十三年度に作成したリーフレットである。施設等の配置計画図とともに、花のプロムナード、ログキャビンと人工湖、動物ふれあい牧場、青少年の森などのイメージ図を掲載している。中心施設の岡山県健康の森学園はリーフレット右下の「健康の森学園ゾーン」に整備する。<sup>4)</sup>

〔資料4〕現在のガイドマップ

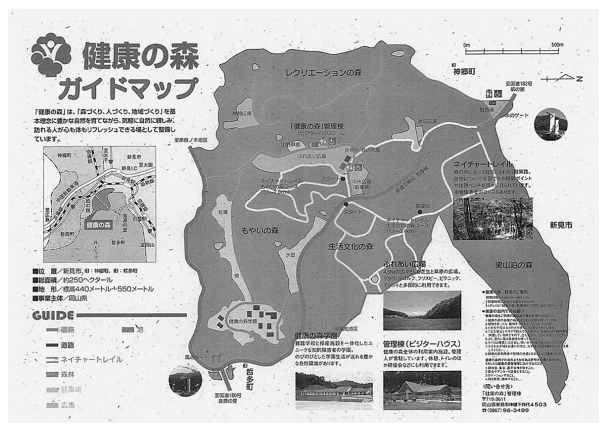
九年（一九九七）十一月に策定された「岡山県行財政改革大綱」に基づく大幅な歳出削減で、未着手の大規模建設事業三二事業の見直しが行われたが、その中で健康の森は「事業計画を見直すこととし凍結」とされた。そのため、当初計画は大幅に縮小され、本格的に整備されたのは岡山県健康の森学園、管理棟（ビジターハウス）、ふれあい広場、ネイチャーレイルだけとなった。



資料3 基本構想時のリーフレット

(2) 岡山県立大学

岡山県の高等教育の将来構想を検討していた「岡山県高等教育検討委員会」（会長…小坂淳夫重井医学研究所附属病院院長）は、昭和六十二年（一九八七）十二月二十一日に「岡山県における高等教育機関整備の基本的なあり方」について答申を行い、岡山県立短期大学の全面的な見直しと四年制県立大学の創設を提言した。



資料4 現在のガイドマップ

これを受けて昭和六十三年九月三十日に設置した「県立大学構想検討委員会」(座長・高橋克明岡山大学学長)は、元年八月二日に「県立大学の基本構想について」の答申を行い、高齢化・情報化に対応した人材と優れたデザイナーを養成する四年制大学に、健康・福祉活動を実践する人材を養成する短期大学部を併設した県立大学の設置を提言した。

そして県は元年十一月二十日に、五箇所の候補地の中から県立大学の建設適地を総社市窪木地区に決定した。

建設工事は三年度に始まり、三〇ヘクタールの広大な敷地に総事業費約四百億円をかけた「岡山県立大学及び岡山県立大学短期大学部」が、五年四月一日に開学した。

岡山県立大学には、看護学科、栄養学科、保健福祉学科を擁する保健福祉学部、情報通信工学科、情報システム工学科を擁する情報工学部、ビジュアルデザイン学科、工芸工業デザイン学科を擁するデザイン学部の三学部七学科(入学定員…三〇〇人)、岡山県立大学短期大学部には、生活福祉専攻、健康体育専攻、児童福祉専攻を擁する健康福祉学科の一学科三専攻(入学定員…一二〇人)を置いた。

その後、十九年三月三十一日に岡山県立大学短期大学部は、四年制に移行させることにより閉学した。また大学の設置・運営は、十九年四月一日に県から地方独立行政法人の公立大学法人岡山県立大学に移った。

### (3) CONVEX岡山

瀬戸大橋時代を迎える岡山県にふさわしい大規模な総合展示場の建設が



開学間もない頃のキャンパス風景

検討され、昭和六十三(一九九八)年三月に建設構想がまとめられた。

当時の岡山県は、瀬戸大橋、新岡山空港、山陽自動車道等の建設が進み、中四国の交通の結節点として、また物流拠点としての機能が高まっていたときである。構想では、広域高速交通網の中枢点である岡山県総合流通センター内に、国際見本市を開催するのにふさわしい水準を持ち、中四国・九州における最大規模の展示場を建設しようとするもので、その運営については、新たに財団法人を設立して当たらせることとした。

その後、昭和六十三年度から基本設計を行い、建設工事は二年一月十八日に始まった。この間、運営主体として元年五月二十日に「財団法人岡山総合展示場」を設立し、同年十月二十七日に正式名称を公募により「CONVEX岡山(コンベックス岡山)」と決定した。

そして、三年五月二日に、鉄筋鉄骨コンクリート造り地上一階、一部三階建て、延床面積は約二万平方メートル、展示面積は中四国・九州で最大級の七、七八三平方メートルを有する施設が、総事業費約一一億円をかけて誕生した。展示施設として展示面積三、七九七平方メートルの大展示場、二、五七一平方メートルの中展示場、一、四一五平方メートルの小展示場、会議施設として国際会議場、バンケット(宴会)ホール、合計七室の中小会議室、さらにレストラン、屋外展示場、駐車場が整備された。

CONVEX岡山は、高速交通網の整備等による岡山県の拠点機能を存分に生かした、情報と物流の中核を担う情報発信基地<sup>8)</sup>の役割が期待された。

〔資料5〕パンフレット



CONVEX岡山の落成記念式典

中四国・九州で最大級のコンベンション施設が、間もなく三年春に誕生することを、全国に向けて宣伝したパンフレットである。



資料5 パンフレット

#### (4) 岡山県倉敷スポーツ公園野球場（マスカットスタジアム）

岡山市北区いずみ町にある岡山県営球場は施設の老朽化に加え、収容人員が少なく狭隘であった。しかし敷地には埋蔵文化財があることから改築・改修ができないため、これに代わる新野球場を建設することとして、昭和五十九（一九八四）年十一月六日に「新野球場適地選定委員会」が発足した。

同委員会は、昭和六十年二月一日に、適地を岡山・倉敷間の公共交通機関が最大限に活用できる中庄地区と撫川地区の二箇所絞り込んだが、最終選定に当たり同年十月二十八日に、まず規模、内容等の新野球場基本構想を明らかにする必要があるとの意見を出した。

これを受けて、昭和六十一年二月二十六日に「新野球場等建設構想懇談会」（座長・梶谷忠二岡山県観光連盟会長）を設置した。同懇談会は、昭和六十三年十二月二日に、観客収容能力三万人、中・四国地方で最高レベルの規模、内容を備えた球場とした「新野球場建設基本構想意見書」を提

出し、県ではこの意見書を県の「新野球場建設基本構想」として位置づけた。

新野球場適地選定委員会（委員長・花房清人岡山県副知事）は、この基本構想に基づき、元年三月二十七日に、「建設適地は中庄地区」とする意見書を知事に提出し、県は意見書のとおり建設地を中庄地区に決定した。

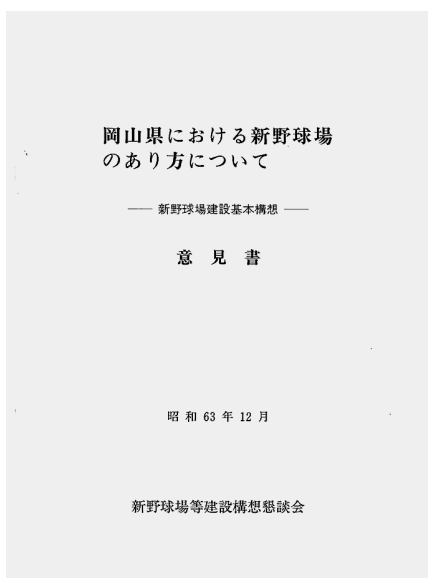
その後、四年一月十四日に基本設計がまとまり、同年九月二十九日に新野球場の新築工事契約を締結した。

六年五月二十七日には、新野球場等を管理運営する「財団法人倉敷スポーツ公園」を設立し、同年八月十日に新野球場の愛称を「マスカットスタジアム」に決定した。そして七年三月五日に総工費一四〇億円をかけた新野球場「岡山県倉敷スポーツ公園野球場」がオープンした。

「新野球場等建設構想懇談会」が昭和六十三年十二月にまとめた意見書「岡山県における新野球場のあり方について―新野球場建設基本構想―」である。



プロ野球チームによるオープニングゲーム



資料6 意見書の表紙

岡山県では、長野士郎氏が知事を務めていた平成初期までは、岡山県の均衡ある発展を目指して、県内各地にさまざまな施設を集中的にオープンしていた。しかし八（一九九六）年十一月十二日に石井正弘氏が知事に就任すると同時に、県財政の危機が表面化した。

それ以後は財政再建が県政の最重要課題となり、石井知事は在任した十六年間で、終始行財政改革に取り組んだ。

このことから平成のおかやまは、知事が交代した八年が、県政における大きなターニングポイントとなった。

また、表「平成の初めと終わり」にあるとおり、県の施策を進める上で最も重要な基礎数値である人口は、平成の三〇年間で一・六ポイント減少した。三〇年間の推移を五年ごとの国勢調査で見ると、人口の最多は十七年の一、九五七、二六四人で、このピークの年からだと二・九ポイントも減少した。

さらに元年から十七年のピークに達するまでは一六年間かかったが、そこから元年と同水準の二十五年に戻るまでは八年間しかかかっていない。すなわち人口は増加時の二倍の速度で急速に減少している。

このように、岡山県は地域の活力の源泉となる人口面でも、平成の半ばに大きな転換点を迎えていた。

今回の展示では、平成時代を岡山県施設の新設・廃止を通じて振り返り、主要な面で転換点ともなった当時の状況を再確認してみようとしたが、お役に立てただけであれば幸いである。

写真は、すべて岡山県公聴広報課が撮影したものを県立記録資料館で引き継いだものである。

(1) 「グラフおかやま」昭和六十三年五月十日号・五頁 瀬戸大橋開通に当たったの知事の挨拶文の標題は「『新たな岡山県の創造』めざす」となっている。

(2) 山陽新聞 一九九六年十二月十三日付け朝刊・二四頁。石井知事は十二月定例県議会の一般質問に対する答弁で、県財政が非常事態になっているという認識を示した。

(3) 軽費老人ホームは、老人福祉法第二十条の六に「無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設」と規定されている。

(4) 施設等の配置計画図には、他に大規模宿泊施設、レストラン、温室、キャンプ場、テニスコート、サイクルスポーツセンター、フィールドアーチェリー、薬草園、民家村、加工場等が掲載されていた。

(5) 県立大学建設地として誘致の陳情があったのは、総社市窪木地区の他、岡山市西大寺金岡地区、倉敷市鳥羽地区、玉野市瓶割地区、吉備高原地区の計五地区があった。

(6) CONVEEXとは、CONVENTION（会議・集会）とEXHIBITION（展示会）を合成した言葉である。最優秀作品以外の入選作品として「アルファホール岡山」、「岡山メッセ」、「クロスプラザ」、「マスカットホール」の四点があった。

(7) 総事業費のうち建設費は約七億円、用地費は約四〇億円であった。

(8) リーフレット「CONVEEX岡山」当館所蔵行政刊行物（産業労働部／九九九／一五五）に「情報発信基地」の記載がある。

## 【展示評論】

# 「新公開資料」展と「大正く昭和のバス」展をみて

岡崎有紀

## はじめに

本稿は、岡山県立記録資料館による、第七六回所蔵資料展「新公開資料」展と、第七七回所蔵資料展「大正く昭和のバス」の展示評である。前者は令和元年（二〇一九）六月一日（土）から八月四日（日）まで、後者は同年八月六日（火）から十月十九日（土）の会期で、岡山県立記録資料館の一階展示コーナーで開催された。

両展とも記録資料館の所蔵資料を中心に、前者は新資料を幅広く紹介し、後者はテーマに沿って展示するものである。以下その概要と私見を述べることにする。

## 一 「新公開資料」展について

### （1）展示構成

記録資料館では、公文書（岡山県で作成・受領した行政関係資料）と古文書、複製資料などを収集・保存している。「新公開資料」展はこれらの資料のうち、未公開資料数点を選び紹介するもので、今回はスポーツ、古文書、公文書の三つのテーマに分けて展示していた。

展示場所は記録資料館一階の入口と、奥の一室である。入口には覗き型ケース、壁面に岡山県のスポーツに関する新公開資料の展示があり、奥の

一室では公文書と古文書を壁面のケースに展示し、古文書は室内中央に設けた覗き型ケースにも展示してあった。

### （2）展示資料

スポーツコーナーでまず目につくのが、壁面に掛けられた柔道着である。これは、第二五回都道府県対抗全日本女子柔道大会にて、岡山代表チームが優勝した時のものである。同大会は、

岡山武道館を会場として昭和六十年（一九八五）に始まり、平成二十一年（二〇〇九）の第二五回大会をもって終了となった。地元開催の大会であるにも関わらず、岡山県の優勝は第一回大会以降なかった。それ故に、最後となった第二五回大会での



写真1 「新公開資料」展のポスター





写真2 玄関展示の様子

優勝は、県民に感動を与えたことであろう。岡山県のスポーツ史にとって、特筆すべき出来事であり、それを物語る優勝柔道着の展示は、岡山県スポーツ展示の導入として適当であったといえる。そのほか、県内のスポーツ関連として、岡山県が会場となった第十七回国体や、自治体主催のマラソン、つなひき大会などを当時の写真やチラシで紹介していた。

また、オリンピック関連の展示も注目された。

前回の東京オリンピックにおける岡山県内の聖火リレーについて、聖火の到着から引き継ぎまでを、多数の記録写真（公聴広報課引継写真）や地図で紹介していた。

古文書資料の展示では、昨年度（二〇一八年度）新たに目録整理し、データベースで公開した資料群の中から数点を選び展示していた。

特に、昨年の西日本豪雨をふまえ、災害に関する資料の展示を行っている。「ころひ家書上之帳」は、三三〇年前の元禄二年（一六八九）の災害記録で、大風により倒壊した家の修繕援助を求める旨の記録である。また、川上郡平川村（現高梁市備中町平川）の「洪水損地絵図」は、約二〇〇年前の文政九年（一八二六）の洪水による、村内の損傷箇所を地図で表したものである。山川や道を線のみで書き、損地を茶色で塗っただけの簡略的

な地図だが、被害場所が一目で分かるものであった。川沿いを中心に山間部でも土砂崩れが発生しており、平穏な土地での天災だけに、甚大な被害であったと思われる。

災害関連以外では、倉敷の貸本屋の印が入った江戸時代の刊本や、大阪の歯医者による川上郡平川村への出張広告、家庭用ポンプの広告といった明治時代の資料も展示されていた。当時の生活の様子が垣間見えるもので興味を引く資料であった。そのほか、岡山県知事銘のある備前焼像や、昭和初期に作製された宇野港周辺の絵葉書が数枚並べられていた。

公文書資料のうち、官公庁などが作る公文書は、作成後三〇年を経て公開が可能となる。したがって、今回は、昭和六十三年（一九八八）に作成された公文書を展示していた。一九八八年度は昭和天皇崩御の年であり、岡山県内においては、香川県と岡山県をつなぐ瀬戸大橋開通の年でもある。県政では国際化や高齢化の流れが進展するなかで「个性的で均衡のとれた郷土づくり」を目標として掲げていた時期であり、その概要を示す公文書・写真などが展示されていた。

例えば、国際関係の政策では、国際交流基盤として県が整備を進めた「国際交流ヴィラ」の整備に関する事案の記録や、県による国際交流事業の一つである海外派遣制度、「岡山県青年の翼」の団員募集用紙などがそ



写真3 新公開古文書展示の様子



写真4 新公開公文書展示の様子

めたもので、展示部分では地区ごとの査定（工種・数量・事業費）や変更事業費などこと細かに必要経費などが記されていた。

### （3）「新公開資料」展の展示評

以下、「新公開資料」展における展示内容、方法などに関する私見を述べたい。本展は、特定のテーマのもと、記録資料館所蔵の未公開資料の披露目を目的とした、新公開資料展であった。その中でも、西日本豪雨やオリンピック等の時勢を意識した展示が見られた。

スポーツコーナーの展示では、時勢に併せたオリンピック関連資料が展

示され、関連する写真資料を併せて展示していた。また、個性的な郷土づくりの政策については、ユニークで独創的、かつ地域性あふれる優れた地域づくり事業を表彰する「ふるさと文化賞」が創設され、創設にあたっての起案書や創設記念文化講演会のプログラムなどの資料が展示されていた。

ところで、一九八八年も豪雨災害のあった年であり、その「災害復旧事業台帳」が展示されていた。内容は、地区ごとの農林業被害についてまと

示されていたが、聖火に着目した展示が目された。聖火が通った場所を写真や地図で示すことで、当時の岡山の街並みやオリンピックに湧く人々の姿を見ることができるとある。写真からは、東京から遠く離れた岡山でも、聖火を通じて県民が熱狂する様子が窺え、オリンピックの活気が生々しく伝わってきた。来館者は、二〇二〇年の東京オリンピックを思い描いたであろう。また、同時に関連資料として紹介された岡山国体の展示でも、旗・聖火リレーを特集しており、双方を比較できたのも良かった。

公文書コーナーでは、一九八八年当時の県政の状況について、県政の目標などをパネルで紹介し、関連する事業の様子が分かる資料を、分かりやすく示す工夫がみられた。これにより、資料数はさほど多くはないものの、単なる新資料公開に留まらず、資料同士の結びつきを感じられる興味深い展示となっていた。

公文書では三〇年原則（公文書の公開時期を原則作成後三〇年以降とする基準）ゆえの展示だったのだが、昭和から平成へという時代の展示は、平成から令和へと移った今の時期に合うもので、時代の移り変わりや、平成という時代を改めて思い起こさせた。

あわせてこれらの展示の横には、現天皇が皇太子時代に来岡した略歴を年表にして、写真を交えてボード展示しており、来館者の興味を引いたであろう。

資料のキャプション（解説）は、資料の近くには置かず、ガラスに貼り付けていた。また、資料名や作成年代など必要最小限の情報のみを載せて、通常一緒に掲載される資料解説は配布用リーフレットに掲載していた。限られたスペースで多くの資料を展示するための工夫であろう。リーフレットにカラー写真が掲載されていたのも、どの資料の説明が分かりやすく良かった。私の勤務する県立博物館でも、講座などで詳しい配付資料があると、喜ばれる傾向がある。家に帰って復習する際に、思い出すのに役立つからありがたいという声も聞く。今回のリーフレットも、来館者に喜ばれたのではないだろうか。

一方で、特に公文書コーナーは、展示の位置が低いいため、資料までが遠く、読みにくい箇所があった。資料を載せる台には数や形状で制約があるかと思われるが、一段増やして高くするか、もう少し傾斜があると、なお良かったと思われる。

スポーツや公文書コーナーで、関連する写真を展示しているのは良かったが、どの資料と一致するのかわかりにくいものもあった。狭いスペースならではの苦勞であろうが、写真と資料を同時に見せる時はなるべく近くに配置し、それが難しい場合には、記号で示すなどの工夫があれば良かった。また、「災害復旧事業台帳」は、公文書コーナーにおいて一点のみの災害関係資料であるが、チラシの表紙を大きく飾った資料であり、今回の西日本豪雨を意識した展示には重要なものであったと思われる。それだけに、その内容を補足する関連資料（写真も含む）の展示も望まれたところである。

新公開資料の展示とは、館がどのような資料を収集しているのかわせることが目的ではあるが、併せて、館の存在意義や価値を県民に示す側面も持つと考える。今回展示した資料についても、そのような資料を記録資料館が収集する必要性や意義、館の収集方針や収集すべき資料の基準などを、パネルやキャプション解説などで明示する必要があったのではないかと、そうすることで、館自体の存在意義を県民に認識してもらえ、より良い機会になったと思われる。

## 二 「大正～昭和のバス」展について

近年、高齢者の免許返納などが推進されるなかで、公共交通手段としてのバスの価値が見直されている。本展示はそのような現状を踏まえ、これまでのバスの歴史を振り返り、今後の在り方を考えさせる展示であった。以下、各章の概略と私見を述べる。

### (1) 展示構成・展示資料

本展示は、五章で構成され、奥の展示室一室を利用し、壁面のケースと覗き型ケースに展示していた。

第一章「人力車からバスへ」では、人力車からバスへの変遷の様相を紹介していた。それまで移動手段の主力であった人力車に代わり、バスが登場したのは明治末である。岡山では大正三年（一九一四）に玉島駅で乗合バス事業が始まったのが最初であるという。その人気に危惧を感じた人力車夫たちによる、バスへの反発の状況を新聞の記事で紹介していた。当時の緊迫した情勢が窺える興味深い記事である。また、写真を利用して、人力車が駅前集う様子、バスステーションを誘致したこと、営業を発展させていった天満屋などの様子も展示していた。

第二章「バス関連写真」では、大正から昭和時代のバスを写真パネルで展示していた。写真を見ると、初期は一般自動車を大きくした一〇人乗り

岡山県立記録資料館第77回所蔵資料展  
**大正～昭和のバス**  
会期 令和元年8月6日(火)～10月19日(土)

入場無料

開館時間: 9時～17時  
※最終日は16時30分まで

休館日: 8月11日(日)・12日(月)・13日(火)・19日(月)・26日(月)  
9月2日(月)・9日(月)・16日(月)・17日(火)・23日(月)  
24日(火)・30日(月)  
10月7日(月)・14日(月)・15日(火)

会場: 岡山県立記録資料館一階展示コーナー  
(岡山市北区南方二丁目13-1 せらめきプラザ隣)

問合せ先: 岡山県立記録資料館 ☎086-222-7838  
ホームページ: <http://archives.pref.okayama.jp/>

写真5 「大正～昭和のバス」展ポスター



写真6 展示の様子①



写真7 展示の様子②



写真8 展示の様子③

できた。

また、後樂園のバス停留所の資料は、補助金を交付する地域振興部が停留所のデザイン案を知りに示したものである。当停留所が観光名所にある停留所なので、他のバス停と異なり、観光地らしい趣のあるデザインにする必要があると考えていたことが分かる。一停留所でありながら、そのデザイン案を知事の了承まで求めた点で、興味深い資料である。

第四章「いろいろなバ

ほどのバスで、現在のバスより乗り合い自動車の趣が強いことが分かる。

また、ボンネットバスや、林道を走るバス、その整備の様子を示す写真を展示しており、全体として第一章の内容を視覚的に補足したものであった。第三章「公文書で見る岡山のバス」では、バスの日記念事業と後樂園のバス停留所改築に関連する公文書を紹介していた。

バスの日とは、昭和六十三年（一九八八）、日本バス協会が、バスが京都で明治三十六年（一九〇三）九月二十日に営業許可を受けたのを記念して、定めた日である。岡山県バス協会では、これを記念して、定期観光バスの無料招待事業を実施し、その協力を岡山県地域振興部長に依頼していた。展示資料は、その事業の概要を紹介した実施要項で、当時七コース（現在二コース）あった定期観光バスの盛況振りや、バスのルートが確認

スのある風景」では、検診や栄養指導、キャラバン、献血など様々な目的のバスを写真で紹介していた。

第五章「道路網の整備」では、パネルも含め岡山県の地図を三種類紹介し、時代ごとの道路網の変化を示していた。

## （2）「大正〜昭和のバス」展の展示評

分かりやすくバスの歴史を展示しており、閲覧するのに展示物も適度な量であった。人力車からバスへの変遷は、大量の人の輸送を可能とするバスの利点を改めて認識させた。写真などからは、当時のバス交通の盛況振りを窺えるとともに、バスが常に人々の生活に寄り添う存在であったこと

が分かった。

今回は、「大正〜昭和のバス」というテーマのため、路線バスに留まらず検診バスや定期バス、バス事業に関連した県の動きなど、広くバスの歴史や種類を知ることができた。構成面でも、バスの歴史・変遷から入って公文書、道路整備などの視点から、大正から昭和のバス交通の概要を紹介しており、分かりやすい章構成であった。写真や地図も多く、来館者は興味を持って閲覧したことであろう。

今回の展示の意図としては、公共交通手段としてのバスの価値を見直すこと、そしてバスが人々の生活に根差した存在であることを、大正から昭和のバスの動向などを示す資料により提示することであったと思われる。その点では、個々のバスの歴史を示す資料や、路線の進退・分布状況についてその経緯を示す資料（人々の生活の発展とバスの動向がどのように連動していたかなど）もあればより理解が深まったのではないだろうか。

また、今回出品されていた「最新岡山県大地図」は掛け軸仕立て（縦一八七×横一二六センチメートル）で昭和六十三年（一九八八）に作成、高等学校で実際に使用されていたものを記録資料館が引き取ったものだという。学校教育の現場では、このような地図を使用する機会は減少しており、すでにモニターやタブレットを利用して地図を確認することが普通になりつつある。その点で、掛け軸仕立ての地図は、昭和以前の学校教材を振り返る上で貴重な資料となるだろう。このように、今普通に使用されているものも、数十年後には当時のことを考察する上での重要な資料になり得るという視点を、担当の方にご教示いただいた。

また、今回多数の写真を展示してあったが、場所やその時の状況が詳らかでないものもあるということで、展示室内に情報提供コーナーを設置していた。当時のことを知る世代が存命している今の時期に、そのような取り組みを行うことは、有効であろう。

## おわりに

今回紹介した二つの展示は、いずれも所蔵資料の展示であり、館の性格がよく表出した展示であった。近現代の社会情勢を振り返るにあたり、記録資料館という存在の必要性、可能性を考えさせられた。

また、今回博物館との収集物の違いについても改めて認識させられた。記録資料館は博物館ほど形態の大きな資料を所蔵することは少ないが、文書類は大量にあり、今後も益々増え続けていく。膨大な資料から、必要なものを収集し、整理して保管する作業は容易ではないだろう。アーキビストとしての力量や経験が問われる作業ではあるが、県民もどのような資料が収集されているか知るべきであろう。そうした点で、これらの資料公開の展示は、記録資料館がどのような資料を収蔵しているか広く県民に周知する貴重な機会であったと思われる。

また、展示方法では、限られたスペースと資料でどこまで見せるかといったことも、今回改めて学ばせていただいた。同時に、リーフレットを活用した作品解説の有効性も再認識した。

最後に、本稿を執筆する機会をいただいた定兼学館長、そして本展について展示解説をいただいた近藤萌美氏、杉山一雄氏に感謝を申し上げます。

（おかざき ゆき 岡山県立博物館）

## 編集後記

岡山県立記録資料館紀要第一五号をお届けいたします。本号は論文二本、ゼミナル記録一本、資料紹介二本、資料群解題一本、展示記録一本、展示評論一本を収録しています。

論文「高崎五六について」は当館資料集編纂専門員山本秀夫がこれまで当館で刊行してきた『岡山県記録資料叢書』の見直しもこめて執筆しています。岡山県では鬼県令として一面的に評価されることが多かった高崎五六について、県令就任前・県令時期・県令離任以後の時期に渡って史料を博捜し、そこから「人間・高崎五六」の全体像を考察しています。内容は多岐に渡りますが、その中でも示唆に富むのは、高崎が中央とのつながりを強く持ち後進の教育に力を入れつつ、地域の公共事業への関わりを見せたい具体的な書簡や石碑より明らかにされている点であり、初期岡山県をより複眼的に見る視点を提供しています。

論文「小田県と小田県殖産商社」を執筆した山本邦男氏は、これまで小田県殖産商社とその設立に協力した山田方谷について研究されてきました。本号ではさらに小田県殖産商社を俯瞰した位置づけを試みられています。

前原茂雄氏は令和元年（二〇一九）七月七日に開催した第二回きろく岡山ゼミナル講演をもとに「蒜山原陸軍演習場と地域社会―語りで描く実像」をまとめられました。戦争の記憶が社会から薄れていく中で、「記録」として今新たに戦争の跡を残していくことの重要性を指摘しています。当館職員による所蔵資料紹介を三本収録しています。令和元年十月四日に開催した第六回きろく岡山ゼミナル「忘れちゃならない岡山明治の偉人」で講演した定兼はその中から中川横太郎の演説筆記二篇を紹介しています。横太郎のスケールが大きく梓にはまらない人物像に接することができます。

令和元年十二月十三日から十五日にかけて倉敷で開催された第七回公害資料館連携フォーラムの分科会において杉山一雄が当館所蔵の公害関係公

文書を紹介しました。本号では岡山県における公害対策の体制づくりを位置づけ、実際に公害に対して県担当部署がいかに対応したのか、それがどのように公文書の中に記録されているのか、当館が所蔵している公害関係公文書の中でも最初期にあたる昭和三十九年をとりあげ、その詳細を紹介しています。

当館所蔵の資料群「明治前期岡山県吏野崎家資料」の解題を近藤がまとめました。当該資料群は平成二十一年（二〇〇九）より開始したボランティア活動の中で整理された資料群です。県政初期において長く重職を始めた野崎万三郎が残した資料であるものの、分散されたなかでの一部購入資料でもあることから、その位置づけ、内容把握が難しい資料群でもありました。資料を編年に並べ直し、万三郎の履歴書と付き合わせ作成した本稿が、少しでも利用者の活用之便となれば幸いです。

最後に展示に関する論考を二本収録しています。平成三十一年（二〇一九）三月十二日から令和元年五月三十日まで開催した所蔵資料展「平成のおかやま」の中から、担当した片岡進が平成三〇年間に「消えた県施設」と「オープンした県施設」の二分野について報告しています。平成から令和にかわる境目の期間に開催した当展示は、記憶の中にある「平成」を名残惜しみながら、資料をもとに振り返ることができ、元号発表体験コーナーやチボリ公園模型の玄関展示も好評を博し、盛況のもとに終わりました。

岡崎有紀氏には当館所蔵資料展「新公開資料」と「大正く昭和のバス」の展示評論を寄せていただきました。記録資料をいかにわかりやすく展示するか、常に苦労するところですが、新しくいただいた視点をもとにこれからも工夫してまいりたいと思います。

本年もバラエティーに富んだ内容になりました。文章を寄せていただいた皆様にご心よりお礼申し上げます。（近藤）



## 岡山県立記録資料館 紀 要 第15号

発行日 令和2(2020)年3月31日  
編集行 岡山県立記録資料館  
〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2-13-1  
☎(086)222-7838/FAX(086)222-7842  
印刷 株式会社 三門印刷所  
〒703-8233 岡山県岡山市中区高屋4116-7  
☎(086)273-0550/FAX(086)270-8202

ISSN 1880-8506 Printed in Japan



本紀要は当館紀要編集委員会の審査協議の上発行しておりますが、執筆者の責任において述べられた意見および事実の説明は当館としての見解を示すものではありません。